

川西市地域福祉計画

～ 連携と協働で、福祉をデザインするまち・かわにし～

川 西 市

はじめに

本市は、平成14年度に「川西市地域福祉計画」を策定し、市民の皆さんとともに、福祉のまちづくりを進めてきました。

これまで、平成17年度と20年度に見直しを行ってきましたが、第4期計画となる今回は『第5次川西市総合計画』に合わせて見直しを行い、平成25年度から29年度までの5か年計画として策定しました。



「地域福祉」とは地域のさまざまな福祉課題を、地域に暮らす市民自らが発掘し、住みよい福祉のまちづくりに取り組む活動です。本市の地域福祉計画は、第1期計画の策定時から、市民アンケートや地区別・分野別のワークショップ、地域福祉市民フォーラムなど、幅広く市民の皆さんに参加していただき福祉に関するご意見を賜るとともに、そこから福祉課題を抽出して施策に整理し、地域の福祉力の向上をめざしてきました。

本計画の基本目標の一つに掲げている「福祉デザインひろば」づくり事業は、市内14地区の福祉委員会ごとに実施されている本市の特徴的な活動です。地域をはじめ、福祉に関わるさまざまな市民や事業者、そして行政が、「連携と協働で、福祉をデザインするまち・かわにし」をめざし、施策を展開していきます。今後とも、皆さんの一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後になりましたが、計画策定に携わっていただきました多くの皆さんに心から感謝を申し上げます。

川西市長

大塩民生

川西市地域福祉計画 目次

第1章 地域福祉計画策定に係る基本的な考え方

1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の位置づけ	2
3. 計画の基本理念	3
4. 計画の基本目標	4
5. 計画の期間	4
6. 計画の進行管理	4
7. 各個別計画との関連	4
8. 基本目標の「福祉デザインひろば」づくりとは	5

第2章 地域福祉に関する状況

1. 川西市の位置・概況	9
2. 川西市における地域福祉の沿革	9
3. 地域福祉計画策定の背景（現状と課題）	11
4. 地域福祉推進に関する市民アンケート調査の 回答数値やご意見から抽出した課題	23
5. 地区別ワークショップでのご意見から抽出した地域福祉の課題	24
6. 分野別（高齢者、障がい者、児童）ワークショップ、 地域福祉市民フォーラムでのご意見から抽出した課題	26

第3章 施策の体系

第4章 施策の展開

基本目標1 市民主体の「福祉デザインひろば」づくり

1. 地域福祉を支える市民のネットワーク活動	29
2. 地域福祉力の育成	34

基本目標2 協働で推進する地域福祉の基盤づくり

1. 地域を中心としたケアシステムづくり	35
2. 地域福祉を支える専門機関や団体との連携	42
3. 災害時要援護者支援の取り組み	46

基本目標3 利用者の自立を支える福祉のまちづくり

1. 福祉サービス利用者の権利擁護	48
2. バリアフリーのまちづくり	52

参 考

地域福祉計画策定の経過、課題・施策の点検評価	55
------------------------	----

第1章 地域福祉計画策定に係る基本的な考え方

1. 計画策定の趣旨

わが国の少子高齢化は他の先進諸国に例をみないスピードで進行しており、核家族化や個人主義的傾向も強まる中で、「ご近所」の人間関係が希薄になり、地域の求心力の低下を招いています。さらに、地域で共に支え合うという伝統的な地域社会のつながりが薄らいでいます。

超高齢社会を迎え、増加する認知症高齢者の支援や孤立死防止などの福祉課題や、長引く経済不況による生活困窮者への対策や自殺者への対策が求められています。また、虐待やドメスティックバイオレンス、引きこもりへの対応なども重要な福祉課題になっています。

こうしたなかで、市民が安心してその人らしい生活を地域で送っていくためには、市民が相互に助け合う福祉コミュニティを形成していくことが重要です。地域福祉とは、地域における様々な福祉課題を、地域に暮らす市民自らが発掘し、対応する意識を持ち、住みよい福祉のまちづくりに取り組む活動です。安全安心の住みよい社会を築くには、様々な活動をしている市民団体や地域の組織、福祉活動の関係者などが、それぞれの役割をもって活動に参画し、地域福祉を推進することが求められています。

措置制度から福祉サービスを選択できる契約制度へと移行する「社会福祉基礎構造改革」とともに、平成12年の社会福祉法等の改正において、平成15年度以降、自治体ごとに『地域福祉』を市民や関係者の参加による相互協力のもとに推進する「地域福祉計画」の策定に努めることが定められました。また、「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」として、社会福祉協議会が、社会福祉法に明確に位置づけられています。

本市では、「川西市地域福祉計画」を社会福祉協議会の「地域福祉推進計画」、地区福祉委員会の「地区福祉計画」と整合を図り、平成14年度に策定しました。そして、計画に基づき地域と協働し、各地区の地域特性や福祉ニーズに沿った事業を推進してきました。計画は、平成17年度と平成20年度に見直しを行い、今回の第4期計画では、第3期計画で見直した課題と具体的な施策を点検評価した結果を踏まえ、「市民アンケート」や地区福祉委員会のエリアで開催した「地区別ワークショップ」などのご意見をお聞かせいただき、地域の福祉力が向上することを願い策定しました。

NPO法人とは、営利追及を目的とせず、非営利で社会的使命の実現を目的とした組織・団体です。社会福祉協議会とは、社会福祉法において「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」と規定され、地域社会において民間の自主的な福祉活動の中核となり、市民参加の福祉活動を推進する公共性・公益性の高い民間非営利団体です。川西市では昭和50年（1975年）に社会福祉法人化されました。

2. 計画の位置づけ

本計画は、社会福祉法第107条に規定された行政計画であるとともに、市の独自の取り組みを加えた計画で、川西市における地域福祉を推進するための施策展開の基本となるものです。

本計画の内容は、市民の生活に密着した保健福祉サービスの提供体制の基盤づくりを、幅広い市民の参画をベースに、福祉関係機関、市民活動団体、行政が連携・協働することにより推進していく際の基本的指針となるものです。

本計画は、上位計画である「第5次川西市総合計画」を補完・具体化するものであるとともに、「次世代育成支援対策行動計画」、「障がい者福祉計画・障がい福祉計画」、「高齢者保健福祉計画」、「介護保険事業計画」及び「健康づくり計画」の各個別計画と理念を共有し、整合性及び連携を図った地域福祉計画として、幅広い市民の参加を得ながら策定し、児童・高齢者・障がい者の各福祉分野及び健康づくりの分野などの地域の課題に対し、総合的な保健福祉サービスを提供していくことをめざします。

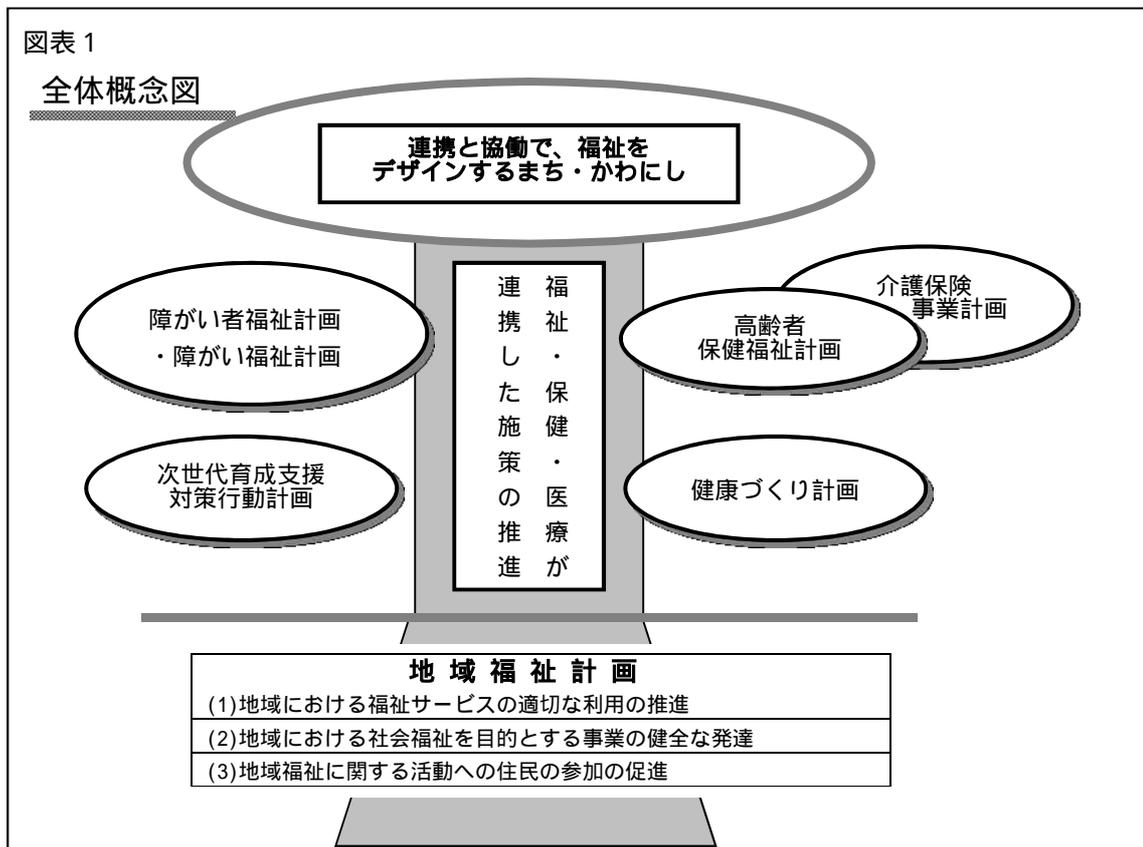
また、社会福祉協議会の地域福祉推進計画とも連携する計画となっています。

社会福祉法第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営業者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

- 1 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 2 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 3 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

図表1

全体概念図



資料：市福祉政策課

3. 計画の基本理念

連携と協働で、福祉をデザインするまち・かわにし

地域コミュニティで、福祉をはじめ多様な市民活動が日々繰り広げられている川西のまち。こうした活動を、地域相互、地域とボランティア・NPO、そして高齢者・障がい者・児童福祉の専門機関や行政へとつながる様々な連携によって広げていきます。川西の地域福祉計画は、地域をはじめとする、福祉に関わる様々な市民・事業者と行政の協働作業によってデザインされます。

地域福祉は、次の4つの理念によって構成されます。

(1) 人間性の尊重とノーマライゼーション社会の実現

わたしたちは、世代、性別、身体状況など、それぞれの違いや価値観、生き方を認め合い、互いに助け、支え合いながら、一人ひとりが個性ある人間として尊重され、だれもが平等・対等にあらゆる分野に参画でき、ともに生きる社会づくりの実現をめざします。

(2) 自立した生活をめざす地域福祉の推進

わたしたちは、生涯にわたって生きがいを持ち続け、自分の意志に基づき、自らの選択のもとに自立した生活を営み、自己実現できる生活と個性豊かに暮らせる地域社会をめざします。

また、自らの努力だけでは自立した生活を維持できない人を擁護する、公正な社会の実現をめざします。

(3) 参画と協働による福祉のまちづくり

わたしたちは、福祉ニーズの増大と多様化が求められる社会において、だれもがこのまちで安心して住み続けていくことができるように、個人、地域社会、ボランティア、事業者、行政など様々な主体の役割分担と協働を図りながら、福祉のまちづくりを進めます。

(4) 市民の主体的参加・参画による福祉文化の創造

わたしたちは、男女共同参画の視点に立ち、市民の主体的参加・参画による地域の発想を生かした福祉活動を広げ、地域特性に応じた福祉文化を創造することにより、いきいきとした地域づくりをめざします。

ノーマライゼーションとは、高齢者や障がい者であっても、ごく普通の生活を営むことができ、かつ差別されない社会をつくるという基本理念

4. 計画の基本目標

- (1) 市民主体の「福祉デザインひろば」づくり
- (2) 協働で推進する地域福祉の基盤づくり
- (3) 利用者の自立を支える福祉のまちづくり

5. 計画の期間

本計画は、平成25年度（2013年度）から平成29年度（2017年度）までの5カ年計画とします。

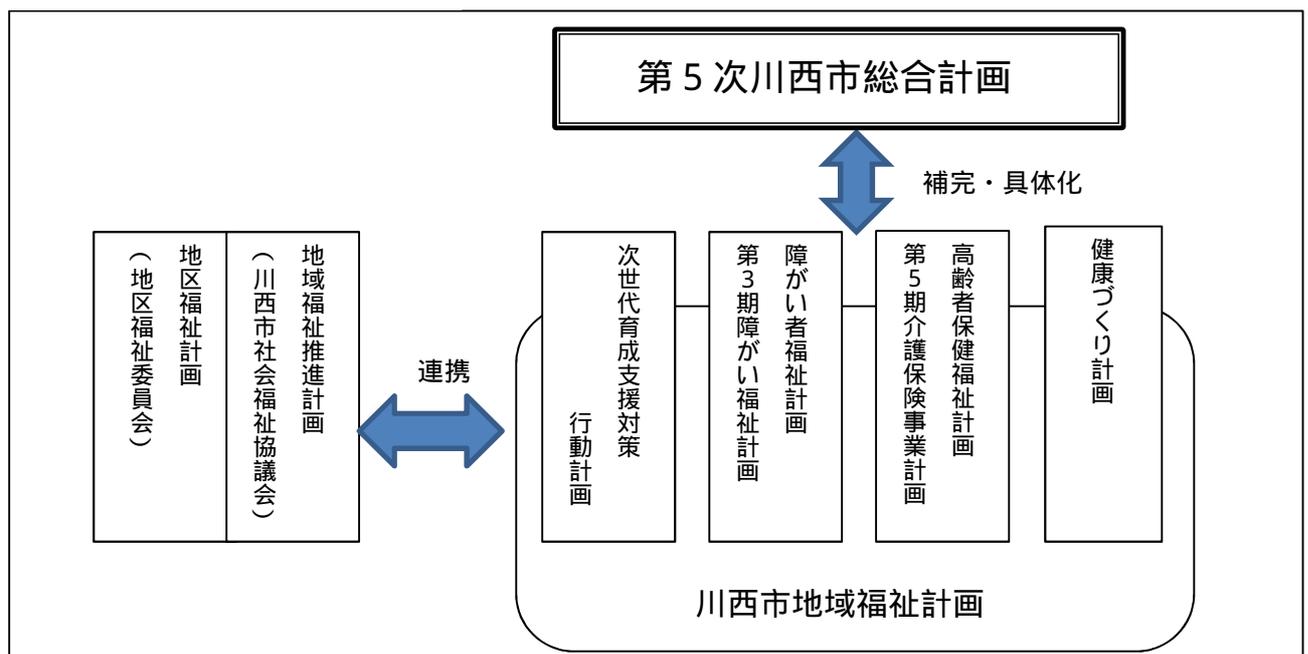
6. 計画の進行管理

本計画の進行管理・評価については、個別計画の達成目標や数値目標などを参考にしながら、社会福祉審議会の場合を中心にして実施していきます。

地域ニーズに沿った地域福祉の推進について、市民による進行管理、自己評価を基本とします。

7. 各個別計画との関連

図表2 他の計画との関連図



資料：市福祉政策課

次世代育成支援対策行動計画

次世代育成支援対策推進法に基づき平成17年に策定した前期5か年計画を改定し、平成22年3月に、平成26年度を計画達成年度とする「川西市次世代育成支援対策行動計画（後期計画）～げんきっ子かわにし夢プラン～」を策定しました。

障がい者福祉計画・第3期障がい福祉計画

障害者基本法、障害者自立支援法に基づき策定する障がい者福祉計画・障がい福祉計画は、平成24年3月に、平成24年度から26年度までを計画期間とする「川西市障がい者福祉計画・第3期障がい福祉計画」を策定しました。

高齢者保健福祉計画、第5期介護保険事業計画

介護保険制度が平成12年度から開始されたことに伴い、本計画を策定し、以降国の改正に合わせて3年ごとに一体的に改定してきました。平成24年3月に、平成24年度から26年度までを計画期間とする第5期介護保険事業計画を策定し、合わせて高齢者保健福祉計画の見直しを行いました。

健康づくり計画

平成24年度に、市民の主体的な健康づくりの基本的な方向を示す新たな健康施策の計画として、平成25年度から29年度までを計画期間とする「川西市健康づくり計画」を策定中です。

8．基本目標の「福祉デザインひろば」づくりとは

「福祉デザインひろば」づくりは、地域福祉を推進するソフト事業

本市では、兵庫県が震災を契機に提唱してきた「地域安心拠点づくり」の考え方をもとに、小地域における「地域安心拠点づくり」を進めてきました。

平成14年度に、地域福祉計画を策定するにあたって実施したワークショップやアンケートでの意見は、「地域安心拠点づくり」の理念に符合することから、本市においては、「地域安心拠点づくり」を「福祉デザインひろば」づくりと名づけました。『デザイン』は、夢を実現する手法です。市民が自分の暮らすまちを、地域の特性やニーズにあった個性ある福祉のまちに創りあげ、一人ひとりの福祉の夢を実現していこうとするものです。地域で実施する高齢者、障がい者、子どもなどの福祉メニューも、地域の実情に合わせて計画し、推進していきます。

「福祉デザインひろば」づくりは、地区福祉委員会の活動する区域とほぼ符合する概ね小学校区において、コミュニティ推進協議会、地区福祉委員会、自治会、福祉団体・機関、ボランティア、NPO、福祉事業者などが連携するなかで、市民が助け合い、支え合いながら地域福祉を推進する福祉コミュニティを形成していくことと、福祉・保健・医療との連携を図りながらサービスを提供していくことの2つを目的としたソフト事業です。

「福祉デザインひろば」づくりにおける拠点の位置づけ

市民が自主的な福祉活動を継続していくためには、福祉の情報が集約される活動拠点が必要です。

身近な地域において、子どもから高齢者、障がい者など多様な福祉ニーズを有する人々が、自由に集まり交流することができる場へのニーズは高く、地区福祉委員会や民生委員・児童委員、ボランティアなどの地域での活動拠点としての機能も求められています。

地域における拠点を確保し、拠点を中心とした福祉コミュニティが形成され、福祉・保健・医療のサービスとの連携がとれた安心できる地域をめざします。

【地域福祉拠点】

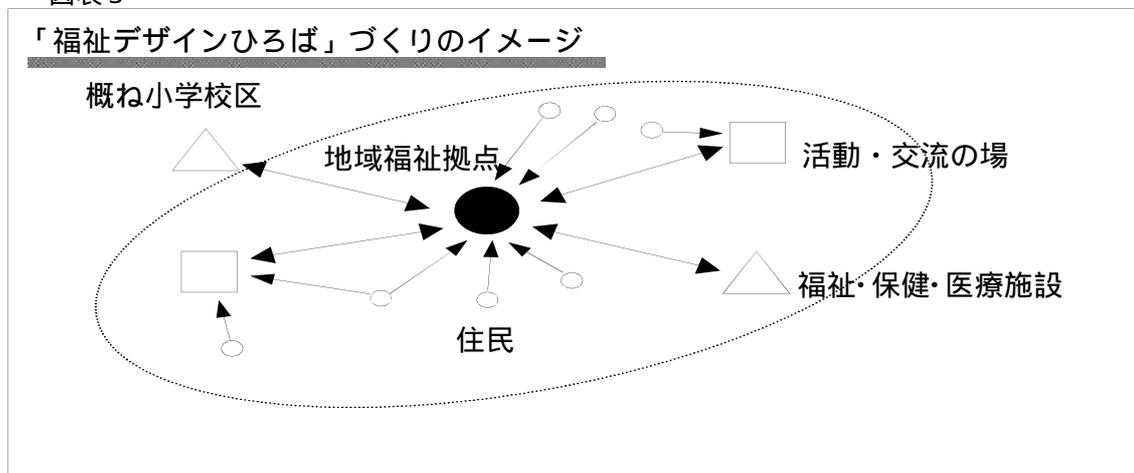
概ね小学校区ごとに既存施設等の中から、各地域で定めてもらいます。そこでの機能は、「市民だれもが気軽に集まり、交流できる」、「悩みごとを気軽に話すことができる」、「定められた日に福祉・保健の専門的相談ができる」、「福祉情報の受発信ができる」、「その他」等です。

【活動・交流の場】

地域では、市民が自由に使用できる場所が求められています。

自治会館、安心コミュニティプラザ、空き事務所、民家などの中で、地域のために有効活用することが可能な場所において、活動・交流の場所を広げていきます。

図表3



資料：市福祉政策課

各地区による「福祉デザインひろば」づくり事業の充実

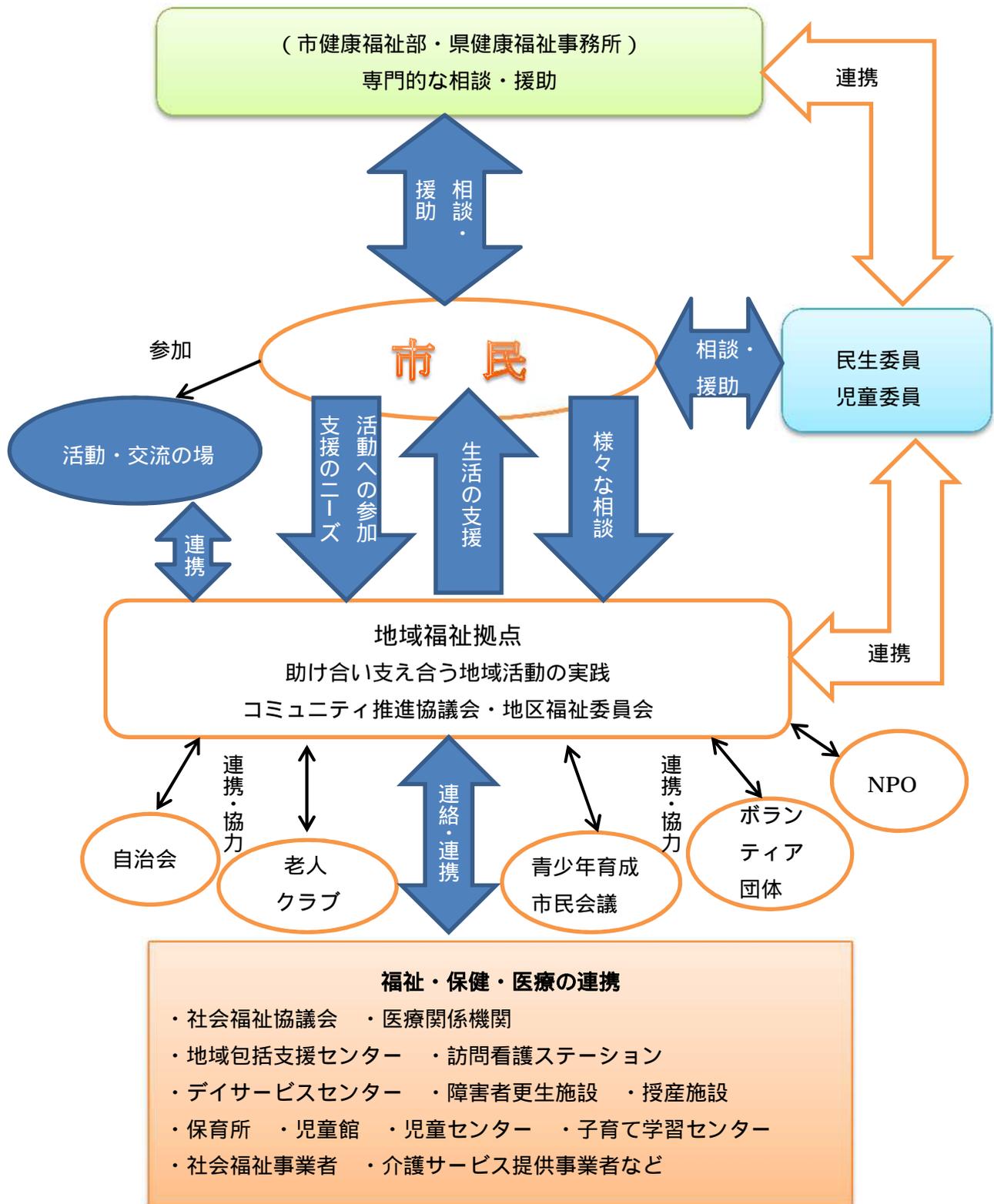
平成16年6月、清和台地区福祉委員会の活動区域において、市内で最初の「福祉デザインひろば」づくり事業が始まり、平成20年度で市内14地区にあるすべての福祉委員会の活動区域でこの事業が実施となりました。各地区で開催されている「福祉ネットワーク会議」で、地域の福祉情報の共有が図られ、様々な課題に速やかな対応ができる基盤が整備されました。

本市では、地域福祉推進のための連携と協働による重要な施策と位置づけ、この事業を推進し、福祉・保健・医療の連携を図っていきますが、各地区の事業実績を踏まえ、事業の充実に向けた支援に重点を移し、社会資源の発掘や福祉人材の確保と育成、福祉情報の発信や提供に努め、市民の交流が促進され、地域の諸団体の連携による地域福祉力の向上をめざします。

図表4

「福祉デザインひろば」づくりのめざすもの

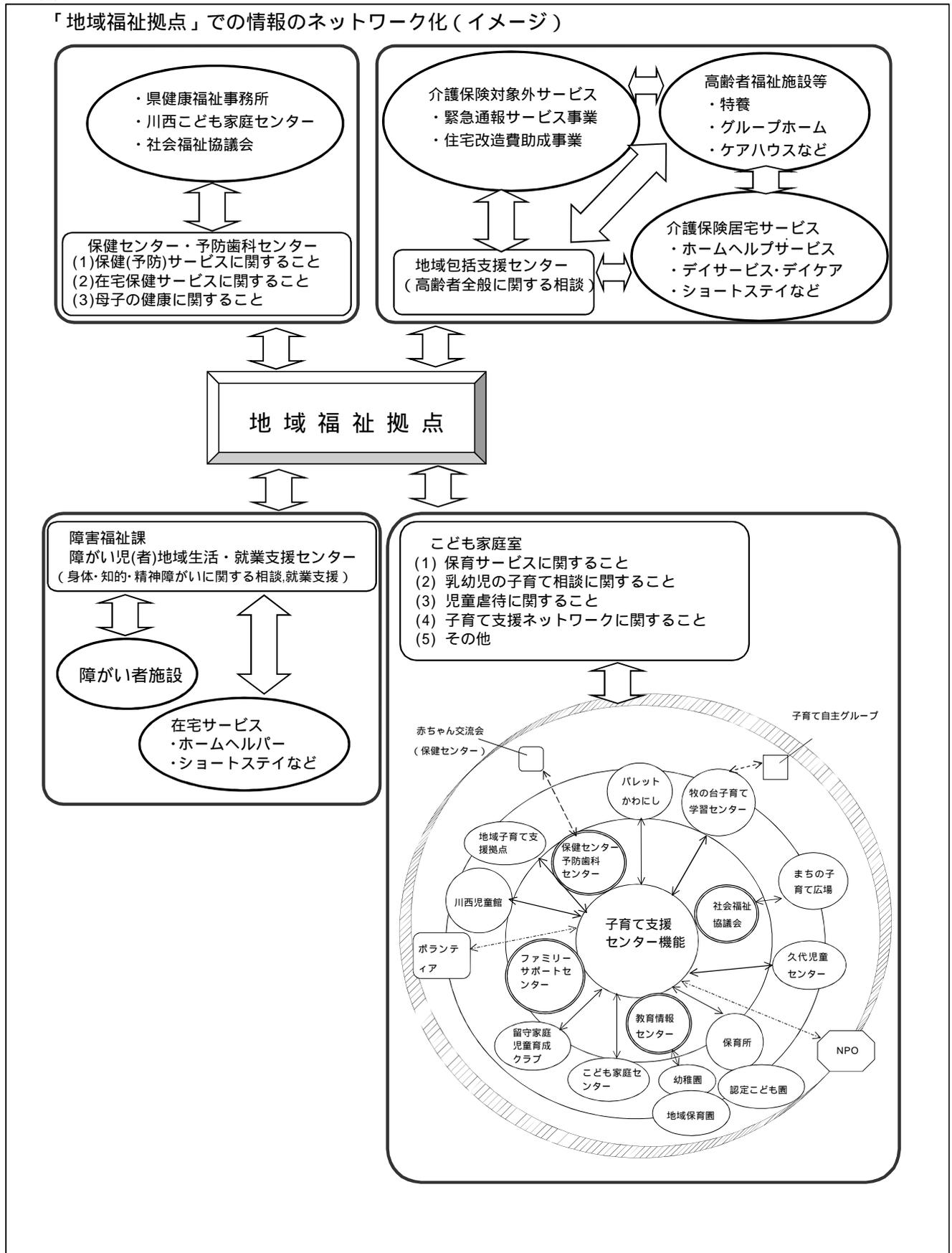
身近な場所で、市民が助け合い、支え合いながら地域福祉を推進する福祉コミュニティを形成し、福祉・保健・医療の連携を図りながらサービスを提供していきます。



資料：市福祉政策課

図表 5

「地域福祉拠点」での情報のネットワーク化(イメージ)



資料：市福祉政策課

第2章 地域福祉に関する状況

1. 川西市の位置・概況

川西市は、兵庫県南東部に位置し、東は猪名川をはさんで大阪府池田市と箕面市に接し、西は宝塚市、南は伊丹市、北は猪名川町及び大阪府豊能町と能勢町に接しています。また、大阪市からは約15km、神戸市からは約20kmの圏内にあります。

面積は、53.44km²、東西6.5km、南北15.0kmと東西に狭く、南北に細長い地形となっています。南部は一般に平坦で市街地を形成し、中部は盆地となり、清和源氏発祥の地として発達した集落とその周辺の地形が大規模住宅団地の開発による新しいまちとして良好な住宅地を形成しています。北部は山岳地帯を形成し、妙見山をはじめ標高400m以上の山々があり、県立自然公園に指定されており、多目的ダムとしての一庫ダムやゴルフ場が点在しています。

市を南北に縦貫する一級河川の猪名川は、猪名川町の大野山に源を発し、田尻川や一庫大路次川、塩川、芋生川、最明寺川などを合流して神崎川、淀川とつながり大阪湾に注いでいます。気候は瀬戸内海気候に属しており、阪神間のベッドタウンとして発展してきました。

2. 川西市における地域福祉の沿革

- | | |
|--------|---|
| 昭和50年度 | ・市社会福祉協議会が社会福祉法人化される(4月) |
| | ・福祉委員制度発足(4月) |
| | ・支部社協 中学校区 の設置 [4支部](10月) |
| 51年度 | ・社会福祉協議会が市ボランティア活動センター設置(7月) |
| 56年度 | ・社会福祉協議会が「老人給食サービス」開始 [月2回](57年1月) |
| 58年度 | ・社会福祉協議会が概ね小学校区単位の12地区に地区福祉委員会設置(4月) |
| | ・ホームヘルパー派遣事業の有償部分を社会福祉協議会の委託事業として開始(4月) |
| 60年度 | ・大和地区福祉委員会で在宅援助活動始まる(8月) |
| 平成2年度 | ・兵庫県が民生・児童協力委員制度実施(4月) |
| 3年度 | ・兵庫県が「地域総合援護システム」の推進を掲げる |
| | ・福祉ボランティアのまちづくり事業開始(10月) |
| | ・保健医療計画策定(4年3月) |
| 4年度 | ・総合計画(「川西こころ街計画2002」)策定(5年3月) |
| 5年度 | ・大和地区福祉委員会で地域総合援護システム実施 |
| | ・老人保健福祉計画策定(6年3月) |
| 7年度 | ・兵庫県が「地域安心拠点づくり」の推進を掲げる |
| | ・高齢者集いの家事業実施(4月) |
| 8年度 | ・安心コミュニティプラザの整備(～12年度 19カ所) |
| | ・社会福祉協議会がふれあいのまちづくり事業実施(5カ年事業) |
| | ・障がい者福祉計画策定(9年3月) |
| 9年度 | ・明峰小地区福祉委員会で地域総合援護システム実施 |
| 10年度 | ・児童育成計画策定(4月) |
| 11年度 | ・毎日型(月～金)配食サービス事業を実施 [社会福祉協議会への委託事業](10月) |
| | ・地域福祉権利擁護事業検討実施(12月) |
| | ・高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定(12年3月) |

- 12年度 ・ けやき坂小地区福祉委員会で地域安心拠点づくり実施・介護保険事業実施（4月）
- 14年度 ・ 「川西市地域福祉計画 かわにし・福祉デザインプラン21」策定（15年3月）
- 15年度 ・ 社会福祉協議会が地域福祉推進計画（第4次社協発展計画）策定（5月）
 - ・ 「福祉デザインひろば」づくり事業
 - 清和台・明峰小地区福祉委員会の2地区でモデル取り組み（10月）
- 16年度 ・ 「福祉デザインひろば」づくり事業開始
 - [清和台地区（6月） 明峰小地区（9月） グリーンハイツ地区（12月）
 - 大和地区（17年1月） けやき坂小地区（17年1月）]
 - ・ 次世代育成支援対策行動計画策定（17年3月）
- 17年度 ・ 「福祉デザインひろば」づくり事業開始 [多田東地区（4月）
 - 北陵地区（6月） 川西北小地区（6月） 東谷地区（12月）]
 - ・ 地域福祉計画の見直し実施 第2期計画を策定（18年3月）
- 18年度 ・ 川西市地域包括支援センター設立（4月）
 - ・ 「福祉デザインひろば」づくり事業開始 [川西小地区（6月）
 - 加茂小地区（6月） 多田地区（6月）]
 - ・ 障がい者福祉計画 第1期障がい福祉計画策定（19年3月）
- 19年度 ・ 災害時要援護者支援の取り組みがスタート（4月）
 - ・ 「福祉デザインひろば」づくり事業開始 [桜小地区（6月）]
 - ・ ふれあいプラザの改修工事が完了する（12月）
- 20年度 ・ 「福祉デザインひろば」づくり事業開始 [久代小地区（21年2月）]
 - ・ 地域福祉計画の見直し実施 第3期計画を策定（21年3月）
- 22年度 ・ 東日本大震災被災地への支援を行う（宮城県）
- 23年度 ・ 川西市社会福祉協議会に、川西市社会福祉事業団が合併（4月）
 - ・ 宮城県の被災地に市職員や社会福祉協議会職員を派遣（4月～10月）
 - ・ 東日本大震災被災地の南三陸町と女川町にボランティアバスを派遣（8月）
 - ・ 台風12号の被災地、和歌山県新宮市にボランティアバスを派遣（10月）
- 24年度 ・ 社会福祉協議会が、兵庫県モデル事業「安心地区推進事業」実施（3か年事業）
 - ・ 川西市成年後見支援センターがふれあいプラザに開設（10月）

本市の地域福祉のなかで、市民を主体とした事業は主に社会福祉協議会において実施され、昭和50年には福祉委員制度が発足し、中学校区に支部社協が順次設置されました。さらに、概ね小学校区を単位に地区福祉委員会が設置され、活動の母体となってきました。

昭和60年には、大和地区福祉委員会において、高齢者等を対象にした在宅援助活動が自主的に開始されることになり、この活動は、その後兵庫県が推進することとなった「地域総合援護システム」として実施されました。

平成7年の阪神・淡路大震災を契機に、兵庫県は「地域総合援護システム」を継承・拡大するシステムとして「地域安心拠点づくり」の理念を掲げ、本市でも震災復興基金などを活用した安心コミュニティプラザが市内に19カ所整備され、新たなコミュニティ活動の場所として活用されています。

平成14年度に「川西市地域福祉計画」を策定し、「福祉デザインひろば」づくり事業を地域福祉推進のソフト事業として位置づけて取り組みをスタートし、平成20年度末に、市内14地区の福祉委員会エリアにおいて、「福祉デザインひろば」づくり事業が開始されました。

平成23年4月、川西市社会福祉協議会と川西市社会福祉事業団が合併し、本市における総合的な地域福祉推進機関として、新たな体制が整備されました。

3 . 地域福祉計画策定の背景（現状と課題）

(1) 人口の動向と川西市の特性

総人口及び世帯数の推移 ～ 世帯数は増え、核家族化がさらに進行～

川西市の総人口は、平成17年以降横ばいですが世帯数は増加しています。平成7年と24年の比較では、総人口で9.6%、世帯数で32.3%増加しており1世帯当たりの人口は、平成7年の2.88人が、24年には2.39人となり、核家族化がさらに進行していることがわかります。

図表6 川西市の総人口及び世帯数の推移

	平成7年 (1995年)	平成12年 (2000年)	平成17年 (2005年)	平成22年 (2010年)	平成24年 (2012年)
総人口(人)	146,722	156,828	161,050	161,203	160,875
世帯数(世帯)	50,925	57,880	63,019	66,801	67,388
世帯員数(人)	2.88	2.71	2.56	2.41	2.39

資料：各年とも、10月1日現在の住民基本台帳人口および外国人登録人口

年齢階層別人口比率の推移 ～ 諸外国や国を上回る高齢化速度～

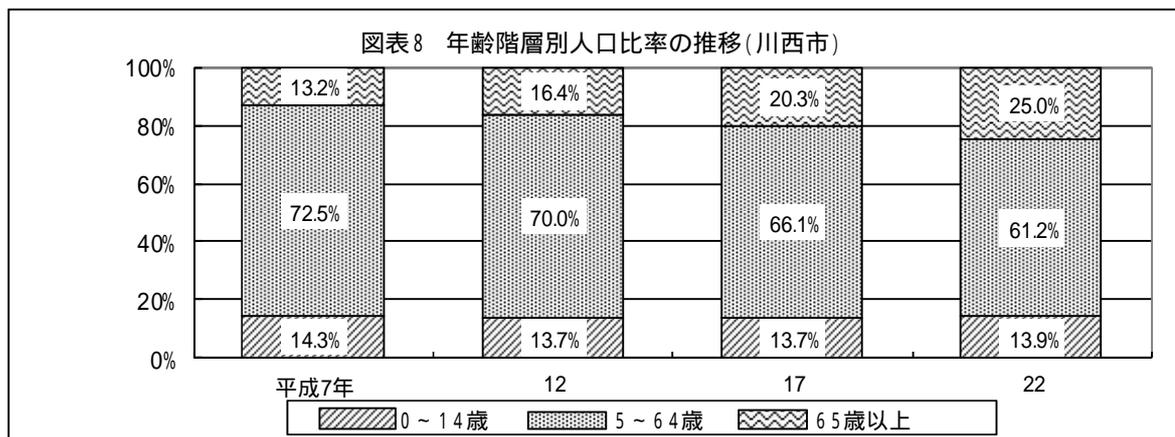
総人口を年少人口(0～14歳)、生産年齢人口(15～64歳)、高齢者人口(65歳以上)の3区分別で見ると、平成22年で全国の年少人口が総人口比13.1%であるのに対し、川西市は総人口比13.9%であり、全国と比べて年少人口の割合が少し高くなっています。一方、高齢者人口比は全国が22.8%であるのに対し、川西市は25.0%で全国よりも高い比率となっています。

図表7 人口高齢化速度の国際比較

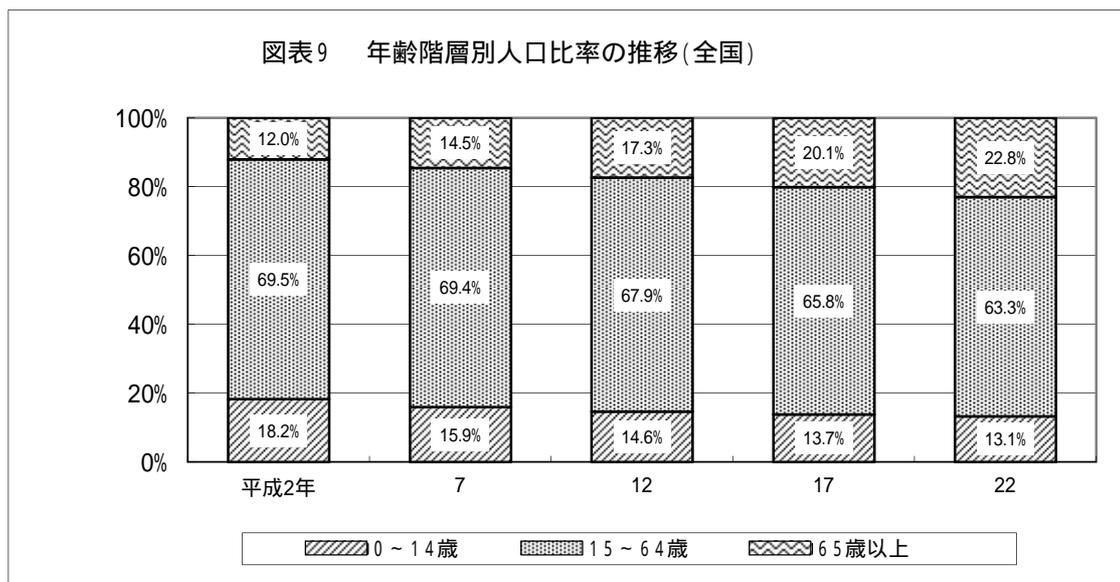
国名	65歳以上人口割合 (到達年次)		所要年数
	7%	14%	
川西市	1983	1998	15
日本	1970	1994	24
アメリカ	1942	2015	73
イギリス	1929	1976	47
ドイツ	1932	1972	40
フランス	1864	1979	115
スウェーデン	1887	1972	85

資料：国立社会保障・人口問題研究所(平成24年1月)

さらに、高齢者人口比率が7%から、高齢社会の目安である14%に達するのに要した年数は15年で、国際比較で見て日本の高齢化速度は24年と急速ですが、本市の高齢化速度はそれを上回っており、高齢化が進行していることが分かります。



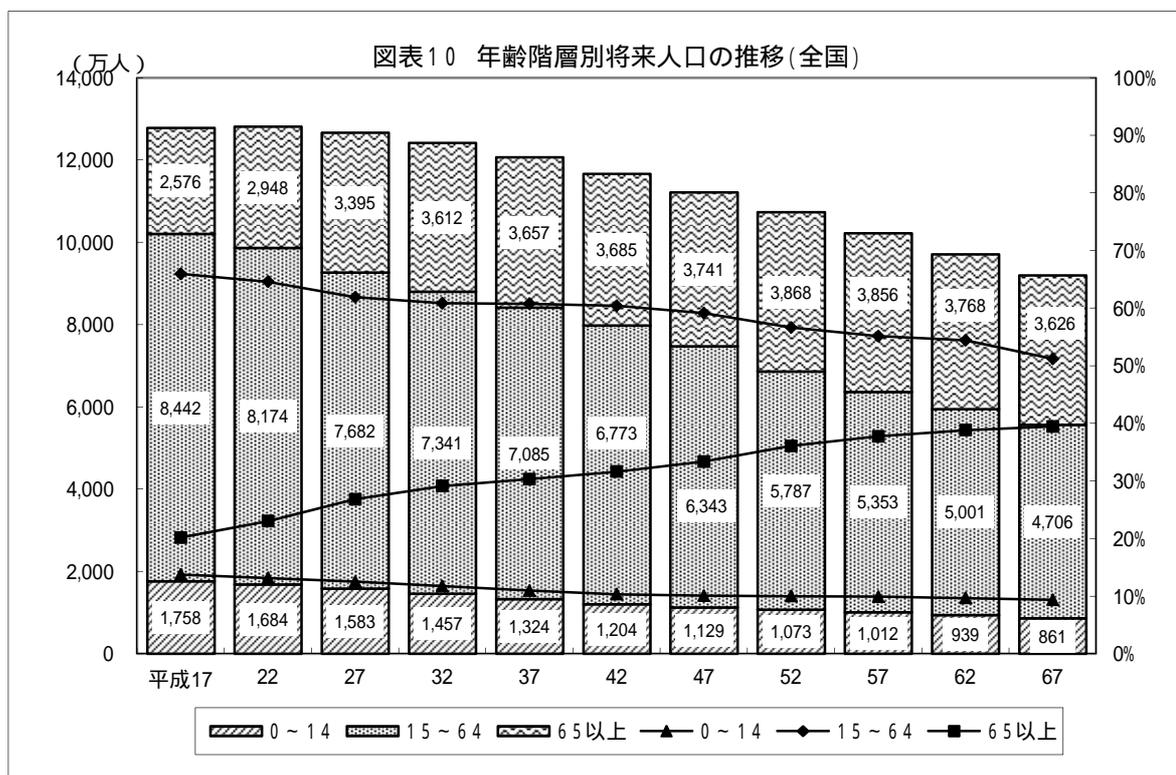
資料：平成7年～22年の数値は国勢調査結果(総人口には年齢不詳を含む)



資料：総務省「国勢調査」

国の将来人口推計 ～平成67(2055)年には人口が9,200万人となり、高齢化率は約40%に～
 わが国の将来人口推計(中位)によると、平成17(2005)年に1億2,776万人であった人口は、平成22(2010)年の1億2,806万人をピークに減少に転じ、平成42(2030)年には1億1,662万人、平成67(2055)年には9,193万人となり、50年間に約3,583万の人口が減少すると推計されています。

高齢者人口については、平成17(2005)年の2,576万人(20.2%)が、平成42(2030)年に3,685万人(31.6%)、平成67(2055)年には3,626万人(39.4%)にのぼる見込みです。



資料：2005年2010年は国勢調査、2015年以降は国立社会保障・人口問題研究所 日本の将来推計人口(平成24年1月中位推計)

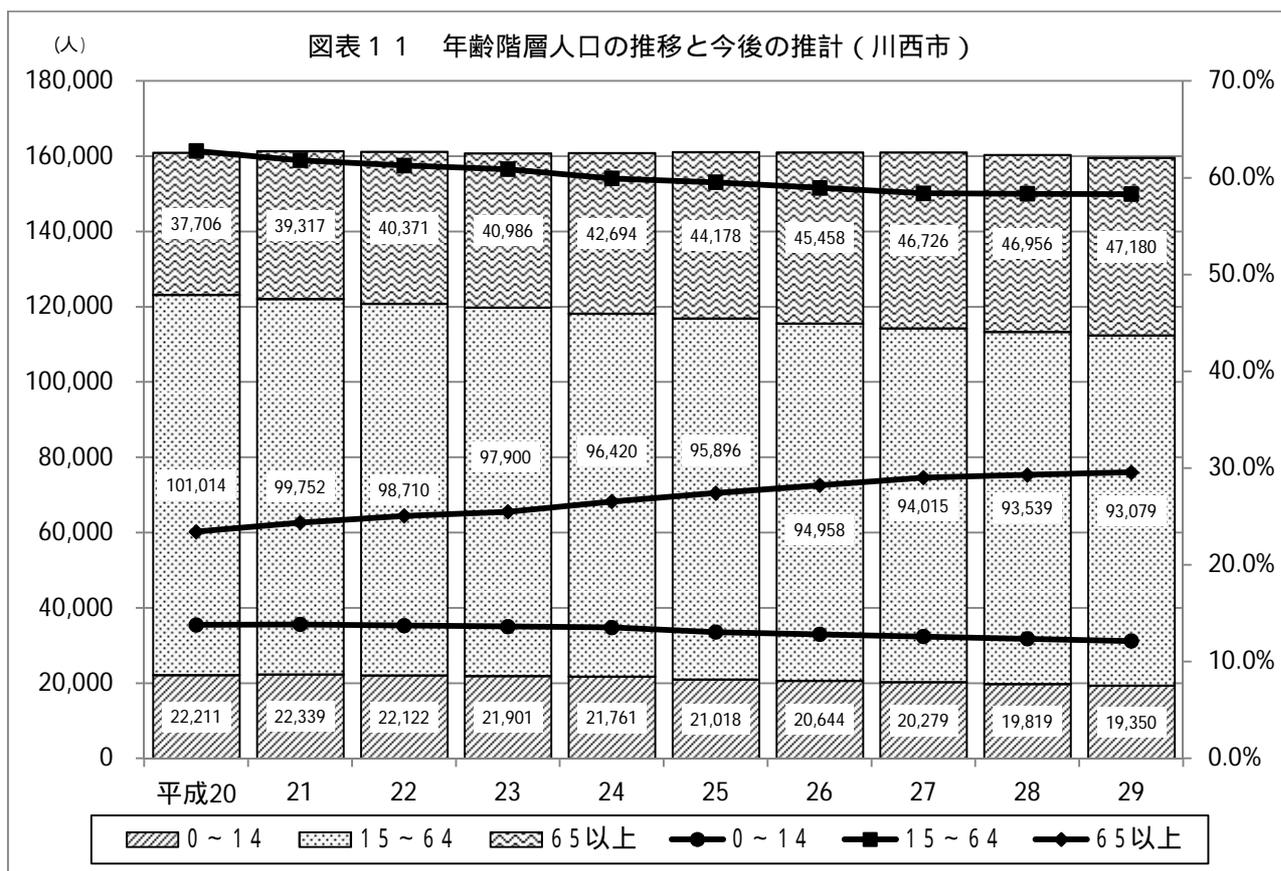
川西市の将来人口推計と人口構成の変化 ～平成29(2017)年には高齢化率が約30%に～

平成24(2012)年までの実数値と、平成24(2012)年3月に作成した、平成29(2017)年までの7年間の推計【図表11】をみると、人口は、平成20(2008)年以降、約16万人のほぼ横ばいで推移し、今後は微減と予測しています。

高齢者人口は、平成20(2008)年10月の37,706人[高齢化率23.4%]が、平成24(2012)年に42,694人[高齢化率26.5%]となり、5年後の平成29(2017)年には、47,180人[高齢化率29.6%]に達し、今後も高齢化は急速に進行するものと思われます。

一方、年少人口は、平成20(2008)年10月の22,211人[年少人口比率13.8%]が、平成24(2012)年に21,761人[年少人口比率13.5%]とほぼ横ばいとなり、今後は微減の見込みとなっています。

年少人口と高齢者人口の比較では、平成9(1997)年に高齢者人口が年少人口を上回って以来、その差はますます広がっています。



資料:住民基本台帳及び外国人登録人口

平成24年までの数値は、各年の10月1日現在の住民基本台帳及び外国人登録人口

平成25年以降の推計結果は、平成22年10月1日の実績値をベースに5年ごとの推計値であるため、その間の年については、線形(直線補間)しています。

小学校区別の将来人口の推移 ～平成24(2012)年の実数値と推計値から～

高齢者人口比率について、平成24(2012)年の実数値と平成22年に推計した平成24年の推計値を比較すると、高齢化率は0.60%下回り、推計値を超えた校区な無かったものの、今後もすべての校区で平成29(2017)年の推計値に近い率になるものと予想されます。

次に、年少人口比率について、平成24(2012)年の実数値と推計値を比較すると、0.30%上回ったものの、推計どおり推移している校区が見受けられます。今後もほとんどの校区で減少が見込まれますが、高齢化に比べると緩やかに進行することが予想されます。

図表12 小学校区別年少人口及び高齢者人口比率の推移(H24年の実数値とH24・29年の推計比較)

校 区 名	平成24(2012)年実数		平成24(2012)年推計		平成29(2017)年推計	
	人口合計 (人)	年少人口比率	人口合計 (人)	年少人口比率	人口合計 (人)	年少人口比率
		高齢者人口比率		高齢者人口比率		高齢者人口比率
久 代	8,906	14.20%	8,802	13.40%	8,688	11.70%
		22.80%		24.00%		26.80%
加 茂	11,120	11.80%	11,356	11.50%	11,160	10.80%
		26.70%		26.90%		29.60%
川 西	13,329	13.10%	14,186	12.90%	14,011	12.10%
		26.60%		27.60%		29.60%
桜 が 丘	9,026	11.10%	8,375	11.80%	8,287	11.60%
		26.40%		26.70%		29.40%
川 西 北	9,741	12.50%	9,952	12.80%	10,355	13.50%
		25.60%		26.00%		26.90%
明 峰	15,365	14.50%	15,369	13.70%	15,046	12.10%
		28.50%		29.20%		32.40%
多 田	10,525	15.00%	10,520	14.60%	10,443	12.30%
		20.30%		21.60%		25.50%
多 田 東	13,485	15.10%	13,638	14.80%	13,688	13.30%
		19.30%		20.30%		24.00%
緑 台	7,345	10.60%	7,382	10.60%	7,047	9.30%
		34.40%		34.70%		37.20%
陽 明	7,748	9.10%	7,687	8.70%	7,257	7.50%
		40.40%		40.80%		43.90%
清和台	6,319	14.80%	6,219	14.20%	6,074	12.00%
		28.20%		28.70%		31.20%
清和台南	7,563	14.60%	7,666	13.90%	7,531	11.40%
		25.60%		26.30%		31.60%
けやき坂	6,186	18.50%	6,064	17.40%	6,496	17.00%
		15.40%		16.90%		20.00%
東 谷	14,444	15.60%	14,475	15.60%	14,454	14.00%
		21.20%		21.30%		25.20%
牧 の 台	11,351	10.20%	11,450	9.70%	10,901	9.30%
		37.80%		38.30%		41.20%
北 陵	8,164	17.40%	7,990	16.60%	8,171	14.80%
		18.00%		18.70%		22.60%
合 計	160,617	13.60%	161,131	13.30%	159,609	12.10%
		26.00%		26.60%		29.60%

上記の推計結果は、平成22年10月1日の実数値をベースに5年ごとの推計値であるため、その間の年については、線形(直線補間)しています。

平成24年の校区別実数値は平成24年4月1日の住民基本台帳及び外国人登録人口です。

(2) 福祉ニーズの増大・多様化

高齢者・児童・障がい者各分野ごとの福祉ニーズの増大

図表13にあるとおり、高齢単身者数及び高齢夫婦世帯数が、昭和60年以降急速に増加しており、平成22年までの25年間の推移をみると、^①の高齢単身者数は6.2倍、^②の高齢夫婦世帯数は5.3倍も増加しています。

同様に、児童福祉の分野では、「ひとり親と子どもからなる世帯」についても、25年間で約2.3倍になるほか、障がい者福祉の分野でも、「身体障害者手帳所持者数」や「療育手帳所持者数」は平成7年から平成23年までの16年間でそれぞれ約1.9倍、約2.2倍、「精神保健福祉手帳所持者数」は平成12年度からの11年間で約3.7倍、「介護認定者数」は、約2.4倍に増加するなど、福祉サービスを必要とされる方々が大きく増加し、求められるサービスも多様化しています。

図表13 高齢単身者数等の推移

項目	年度	昭和60年	平成2年	7年	12年	17年	22年	23年
高齢単身者数 65才以上 (人)		961	1,428	2,074	3,167	4,653	5,981	-
高齢夫婦世帯数 夫65才以上、妻60才以上 (世帯)		1,835	2,801	4,375	6,316	7,948	9,779	-
ひとり親と子どもからなる世帯数 (世帯)		2,385	3,069	3,473	4,184	4,861	5,558	-
身体障害者手帳所持者数 (人)		1,845	2,454	2,944	3,899	4,933	5,540	5,609
療育手帳所持者数 (人)		-	364	438	570	642	914	981
精神保健福祉手帳所持者数 (人)		-	-	-	195	456	676	729
介護認定者数 (人)		-	-	-	2,785	5,244	6,311	6,674

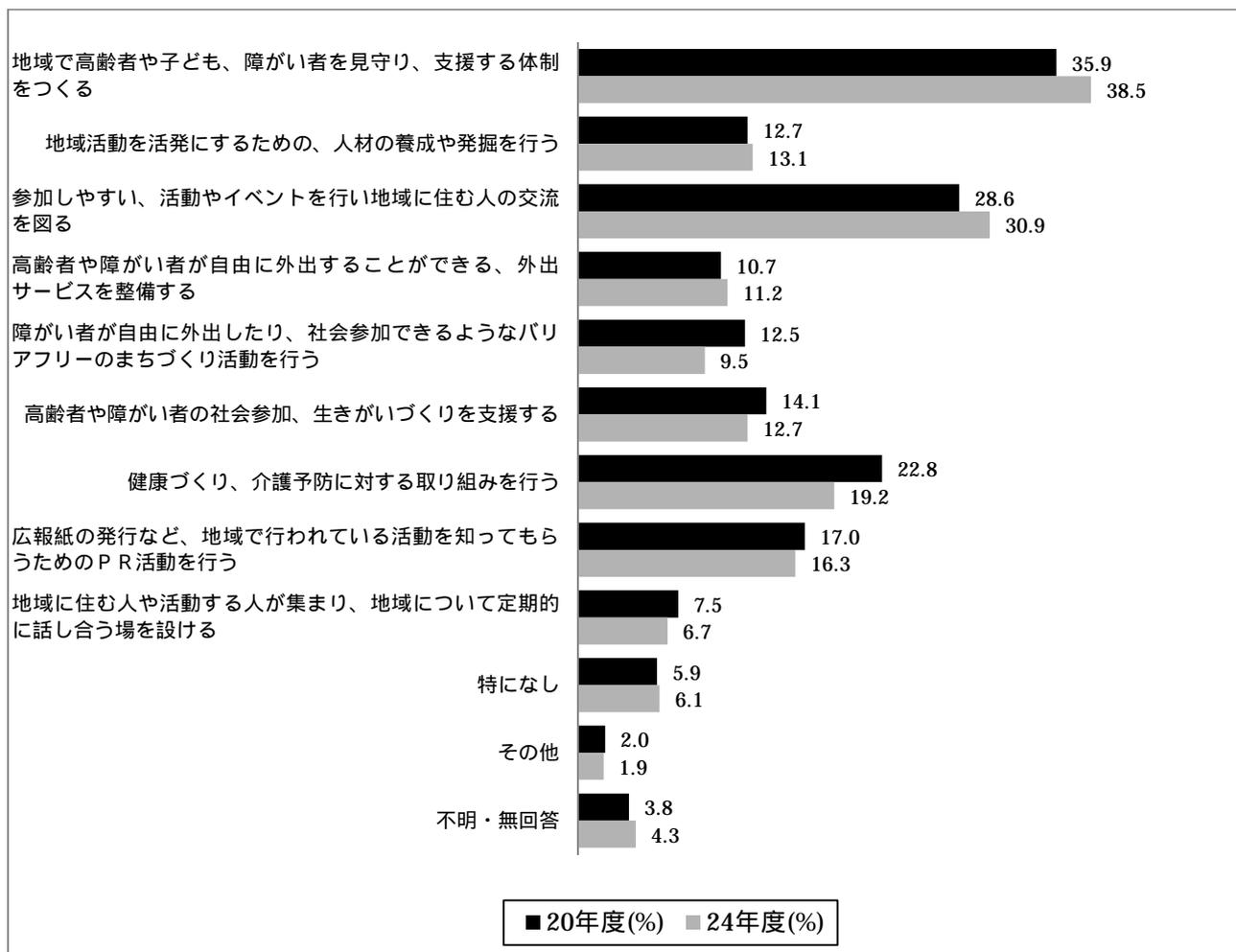
① 昭和60年、平成2年、7年、12年、17年、22年は国勢調査、② は健康福祉部資料
資料：市福祉政策課

地域が住みやすくなるために必要な活動

図表14、「地域福祉推進についてのアンケート調査」(平成24年8月実施P23参照)によると、地域が住みやすくなるために必要な活動については、「高齢者・子ども・障がい者を支援する体制づくり」が39%と、4年前の調査と同様に最も多く、次いで「地域に住む人の交流を図る」が31%と続いています。「健康づくり、介護予防に対する取り組みを行う」が前回の調査と同様3番目になりました。健康であり続けたいという意識や介護予防への関心の高いことが伺えます。「広報紙の発行など、地域活動のPR活動」の回答率が前回同様15%を超えましたが、「バリアフリーのまちづくり活動」の回答数は減少しました。やはり、地域において、住民どうしの交流を図りながら要支援者を見守っていくこと、健康維持への取り組みや、地域活動などの情報共有が必要だという意識傾向がみられます。

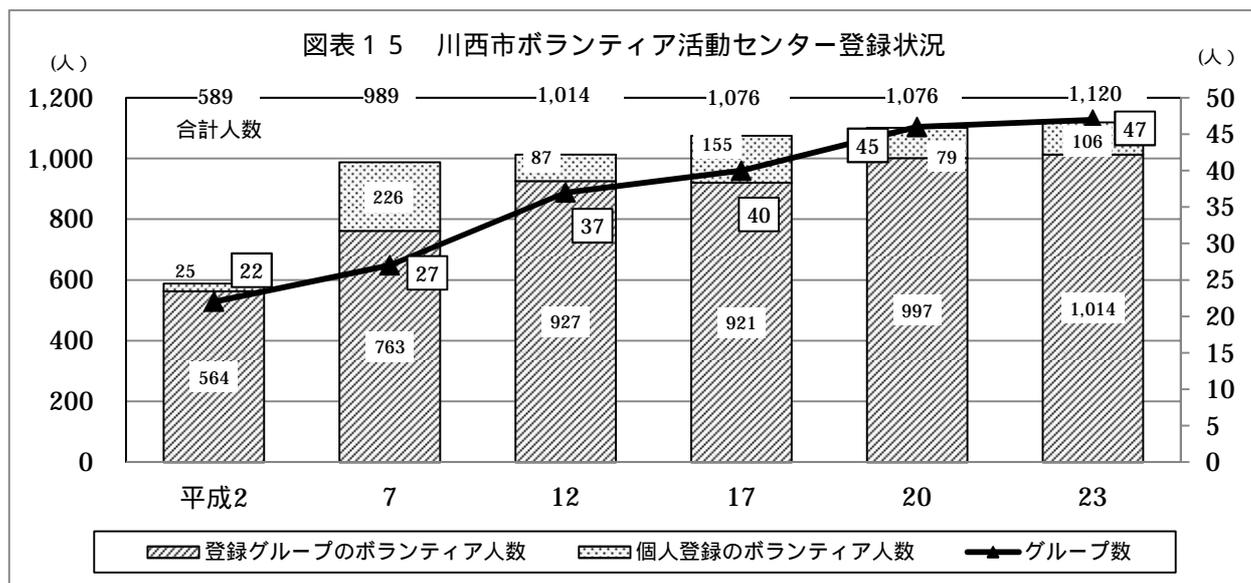
市民の福祉サービスに対するニーズは増大・多様化しており、これらのニーズに対応していくためには、市民の福祉活動への参加、助け合い、支え合いが大変重要となってきています。

図表14 アンケート問18 地域がより住みやすくなるために必要な活動



「地域福祉推進についてのアンケート調査」(平成24年度より)

(3) 地域福祉への市民参加の状況



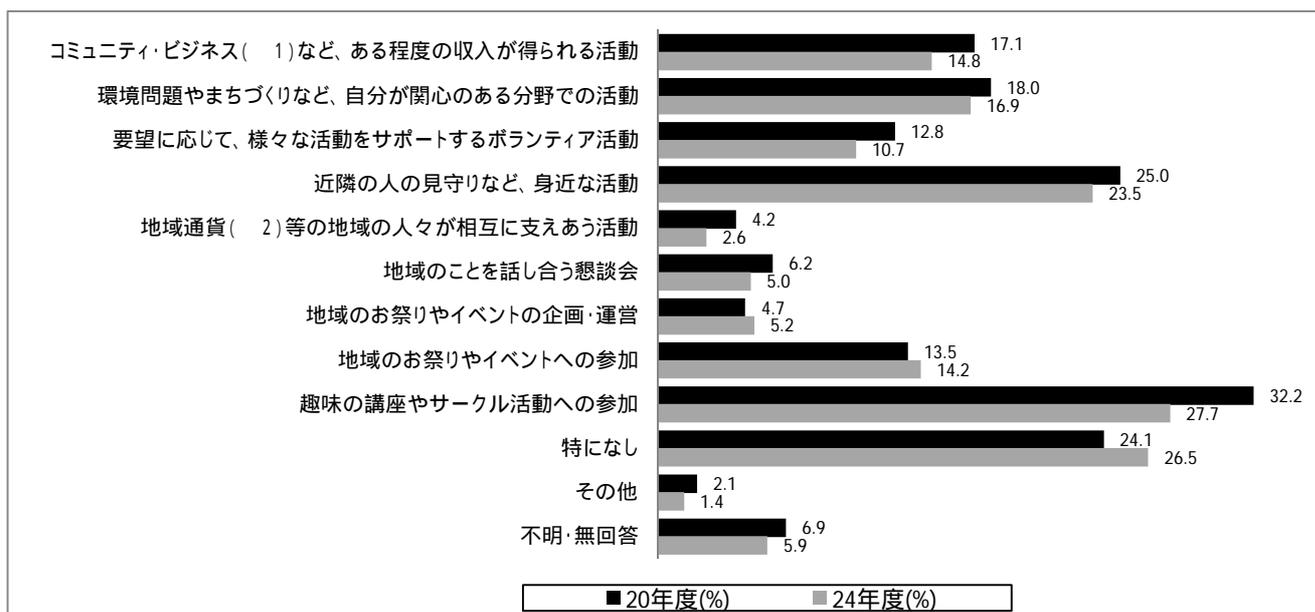
資料:市社会福祉協議会

本市におけるボランティアの動向をみると、平成2年に22グループであったボランティア活動センターの登録グループ数は、その後増加し続けており、平成20年には平成2年の2倍以上に達しています。ボランティア登録者数も平成2年以降増加傾向にあり、平成20年には平成2年の約2倍の人数となり、平成23年度の実績（平成24年3月末）からも増加し続けていることがわかります。

また、「特定非営利活動促進法」に基づく法人認証を受けた福祉・保健・医療分野のNPO法人も27団体（平成24年11月現在）になるなど、市民の自主的な活動は活発化しています。本市も、平成14年6月に、男女共同参画センターと市民活動センターの機能をもった「パレットかわにし」を開設して市民活動への支援を行っており、今後、NPO等が地域活動で大きな役割を果たすことが期待されます。

「地域福祉推進についてのアンケート調査」(図表16)によると、市民が地域活動で参加・参画を希望するものについては、「趣味の講座やサークル活動への参加」が約28%と、前回同様に最も多く、余暇時間などを使ってできる参加形式が好まれています。また、「近隣の人を見守りなど、身近な活動」が次に多く、生活圏を中心に、自分のできる範囲での活動を望まれていることがわかります。

図表16 アンケート問17 地域の活動で参加・参画したいもの



「地域福祉推進についてのアンケート調査」(平成24年度より)

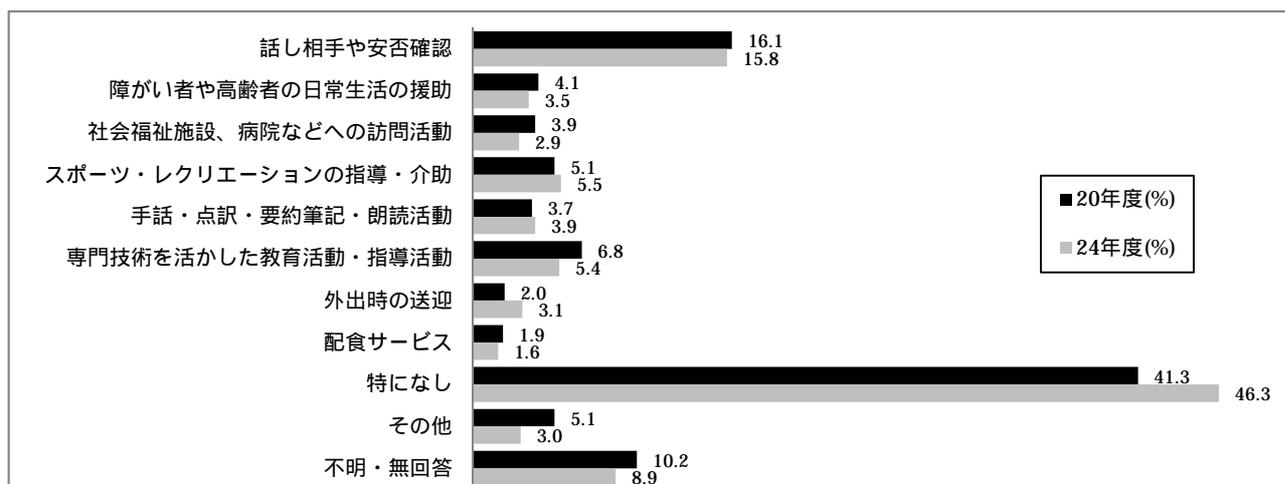
「コミュニティ・ビジネス」・・・

地域社会の福祉ニーズを満たすため、有償方式で担う事業であり、利益の最大化を目的とするのではなく生活者の立場にたち、地域の利益の増大を目的とするものです。

2 「地域通貨」・・・

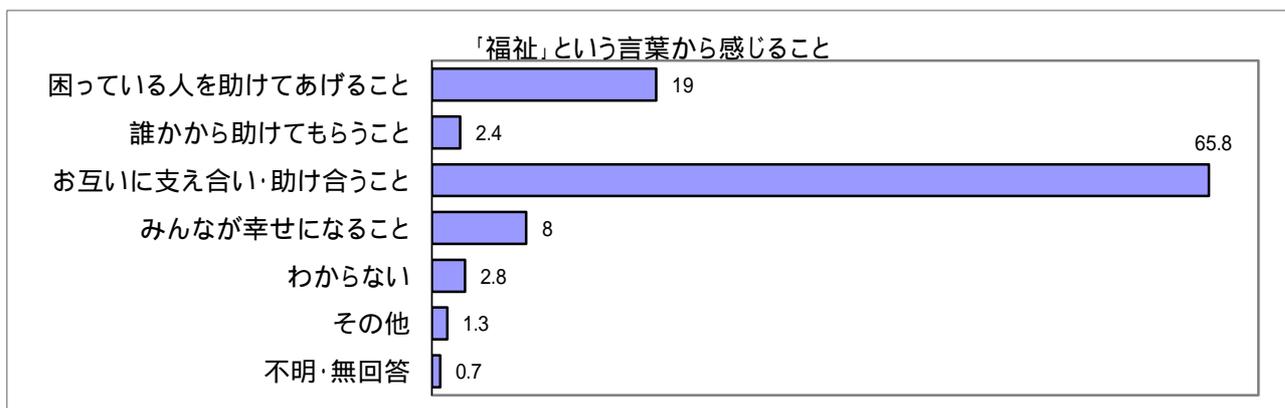
国が発行する円やドルなどの法定通貨と違い、地域で独自に発行され、特定の地域やグループの中で、物やサービスを循環させるための仕掛け。ボランティア活動など、市場では成立しにくい価値を支えることを目的として実施されています。

図表17 アンケート問16 今後参加したい福祉活動 「地域福祉推進についてのアンケート調査」(平成24年度)

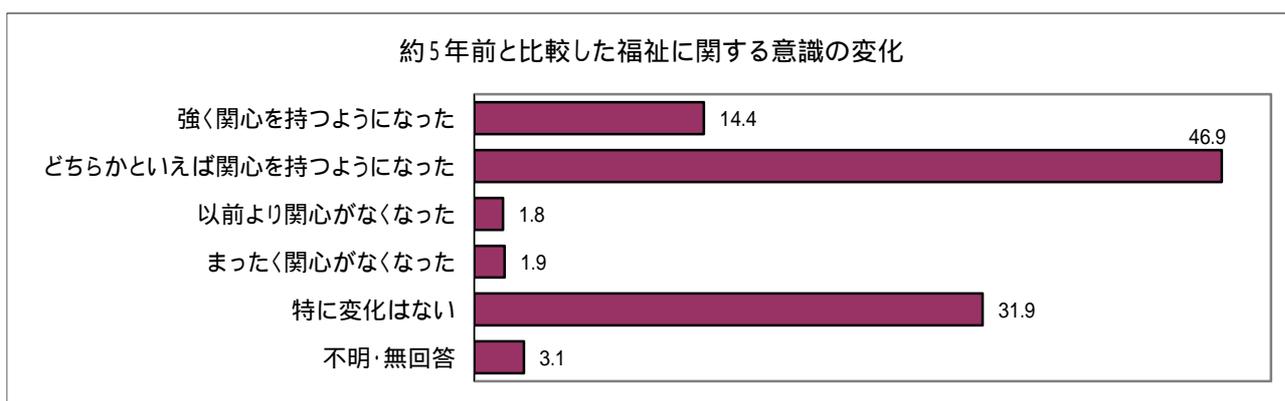


次に、参加を希望する具体的な地域福祉活動については(図表17)、「話し相手や安否確認」が前回同様に最も多いものの、回答した方の中では、「特になし」が最も多く、4割を超える方が福祉活動への参加に消極的な傾向がみられます。

図表18 「福祉」という言葉から感じること 「地域福祉推進についてのアンケート調査」(平成24年度)



図表19 「地域福祉推進についてのアンケート調査」(平成24年度)



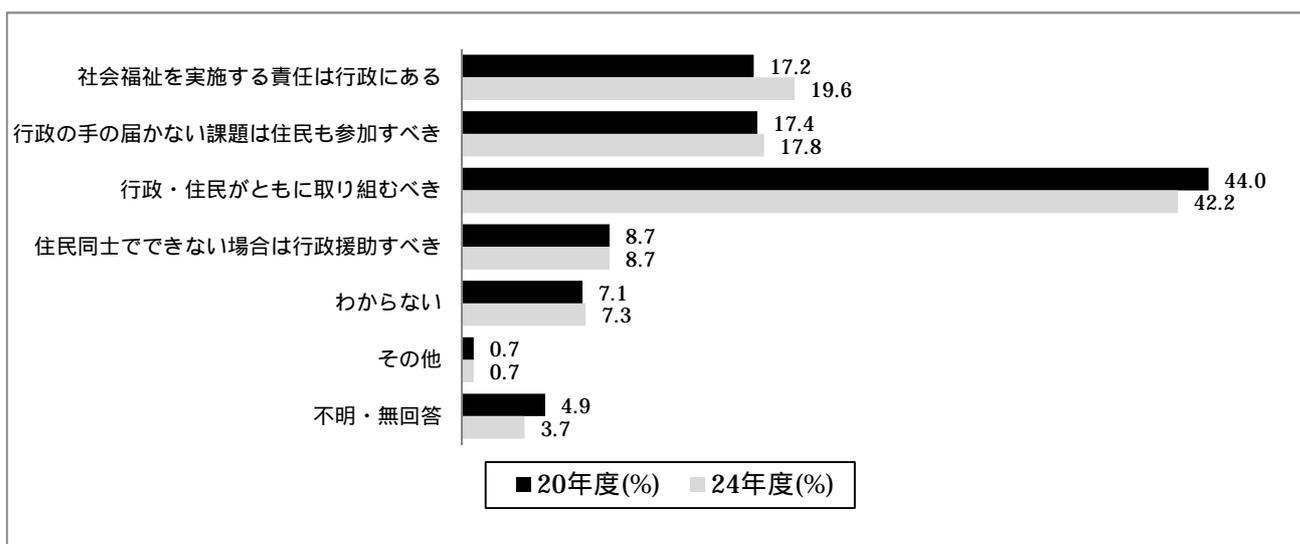
次に、図表18の「福祉」という言葉から感じることは「お互いに支え合い、助け合うこと」が半数以上あり、また、図表19の約5年前と比較した福祉に関する意識の変化では、「どちらかといえば関心を持つようになった」の回答が半数近くあり、「強く関心を持つようになった」という回答を含め、6割の方が福祉に関する意識が増してきたことがわかります。

これらの数値から、市民どうしの助け合いの精神の醸成と、関心から行動へつなげる取り組みが、地域福祉の大きな課題であることがうかがえます。

(4) 連携と協働による地域福祉の推進

少子高齢化をはじめとした様々な社会環境の変化により、地域における福祉ニーズは多様化しており、従来からの行政施策だけでこうした状況に対応するには限界があります。福祉において行政が果たすべき役割とともに、地域におけるきめ細かい福祉を達成するには、市民や民間の取り組みが必要となっています。

図表20 アンケート問22 福祉サービスを充実させるうえでの行政と地域住民との関係は



「地域福祉推進についてのアンケート調査」(平成24年度)

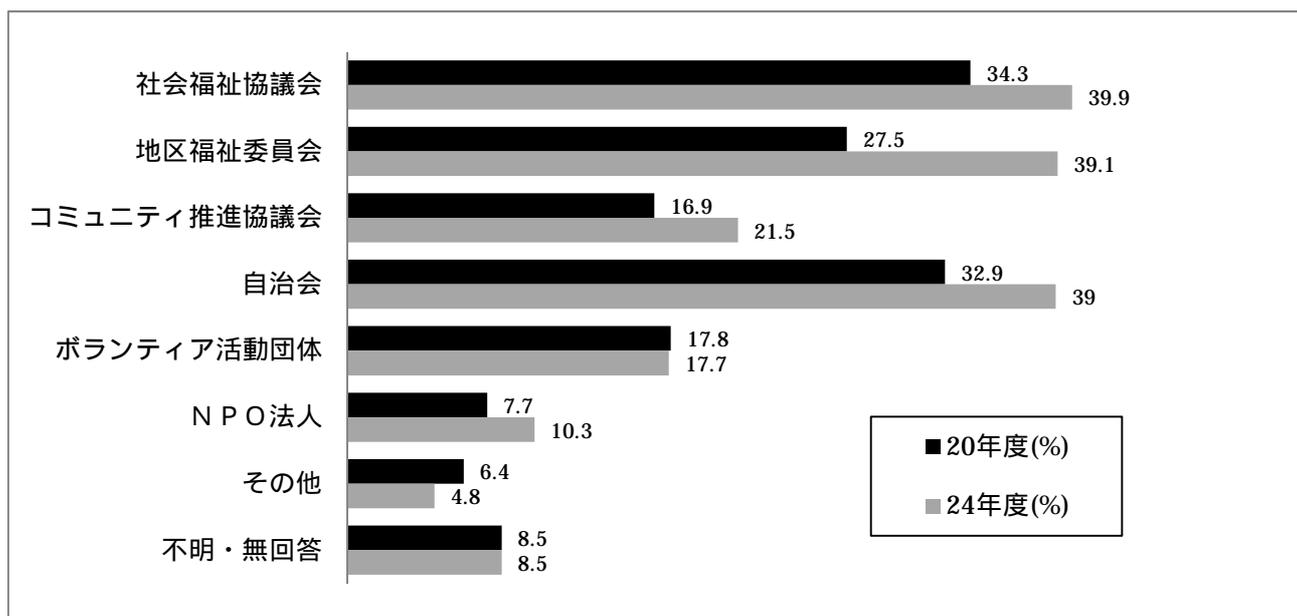
「地域福祉推進についてのアンケート調査」(図表20)によると、福祉サービスを充実させていくうえで望まれる行政と市民との関係については、「行政も住民も協力し合い、福祉課題の解決のために、ともに取り組むべきである」が前回同様に最も多いものの、「社会福祉を実施する責任は行政にある」、「行政の責任はしっかりと果たすべきだが、行政の手の届かない課題は住民も参加すべきである」という意見が続き、前回とほぼ同割合となりました。

このご意見の増減から、行政は行政のおこなうべき施策の責任を果たしつつ、市民との連携と協働の関係をさらに確かなものにし、両者が役割分担しながら福祉サービスを充実させていく施策を今後も実施していくことが求められていることがわかります。

また、地域における福祉活動の推進を期待する団体(図表21)では、「社会福祉協議会」が39.9%と最も多く、次いで「地区福祉委員会」が39.1%、「自治会」が39.0%となっています。市民参加・市民主体の地域福祉の推進を目的に、組織化支援・活動支援を行っている「社会福祉協議会」に対しては、今後も地域福祉を支援する役割が求められています。

また、概ね小学校区ごとに設置される「地区福祉委員会」や、地域福祉を担う市民に最も身近な組織である「自治会」への期待も高く、これらが連携し、地域のニーズに応じた地域福祉を展開することが求められています。

図表21 アンケート問14 今後の地域福祉活動推進を期待する団体



「地域福祉推進についてのアンケート調査」(平成24年度)

(5) 「福祉デザインひろば」づくり事業開始による参画と協働の推進

平成15年度より概ね小学校区(14地区)を活動区域として、地区福祉委員会が核となり「福祉デザインひろば」づくりの取り組みを始め、平成16年6月の清和台地区での開始以来、平成20年度で市内全地区において「福祉デザインひろば」づくり事業が実施されることとなりました。

各地区とも事業を開始するにあたっては、地域のコミュニティ推進協議会、自治会、民生委員児童委員、地区福祉委員、当事者(子ども会、老人クラブ、障がい者団体等)、ボランティア、PTA、事業者、NPO、保育所、教育関係者等に社会福祉協議会、行政も参加しながら、地域福祉の現状や課題の把握、情報交換、課題解決に向けた方向性を見い出すためにワークショップが開催され、市民の求めている福祉事業が反映された「福祉デザインひろば」づくり事業が計画されました。

「福祉デザインひろば」づくり事業を開始した後は、ワークショップに参加した人たちが集まり、さらに地域の現状認識や課題解決等を図る「福祉ネットワーク会議」が定期的開催されています。

また、地区ごとに相談窓口の開設や、特徴ある広報紙の発行、行事の開催など、市民のコミュニケーションを図り、地域福祉を市民の手で展開するという取り組みが進んできました。

このように、地域福祉の課題を市民が明確化し、課題解決に向けて具体的に取り組み、つながりづくりを進めていく中で、市民と行政の協働関係、さらに地縁組織の「民」や、NPOや事業者の「民」といった民間相互の連携の仕組みが構築され、様々な課題に対して速やかに問題解決への対応ができる基盤が整備されてきました。

本市の「福祉デザインひろば」づくり事業は、「川西に住んでよかった」と思ってもらえるための事業であり、これからも市民がさらに主体的に運営できるよう、これまでの取り組みの評価から改善を図りながら、地域と行政が参画と協働の『絆』を強めて推進していきます。

福祉委員会	校 区	平成24年 4月1日人口 世帯数	組織の有無 コミュニティ	施設名称 ...公民館・コミュニティセンター等 ...高齢者施設 ...児童施設 ...障がい者施設等 ...安心コミュニティプラザ
久代小地区	久代小	8,906人 3,879世帯		川西南公民館 久代老人福祉センター、久代デイサービスセンター、あいなホーム 久代児童センター、川西南保育所、あおい宙川西保育園
加茂小地区	加茂小	11,120人 4,963世帯		加茂ふれあい会館（コミュニティセンター） ハビネス川西、川西南地域包括支援センター（久代小、加茂小地区担当） 加茂保育所 ハビネス川西作業所、ハビネス川西デイサービスセンター 安心コミュニティプラザ(1)
川西小地区	川西小	13,329人 6,375世帯		市民活動センター、男女共同参画センター（パレットかわにし） 老人憩いの家「鶴寿会館」 川西保育所、小戸保育所、川西共同保育園 心身障害者総合福祉センター
桜小地区	桜が丘小	9,026人 4,444世帯		総合センター（児童館） ウエルハウス川西、川西地域包括支援センター（川西小、桜小、北小地区担当） 川西中央保育所、かわにしひよし保育園 安心コミュニティプラザ(1)
北小地区	川西北小	9,741人 4,481世帯		中央公民館 シルバー人材センター、ふれあいプラザ、川西市中央地域包括支援センター 川西北保育所、パステル保育園、川西こども家庭センター かわにしファミリーサポートセンター 障害児（者）地域生活・就業支援センター 安心コミュニティプラザ(3)
明峰小地区	明峰小	15,365人 6,068世帯		明峰公民館 満寿荘、湯山台デイサービスセンター、湯々館、明峰地域包括支援センター （明峰小地区担当） ちきゅうっこ保育園 安心コミュニティプラザ(4)
多田地区	多田小	10,525人 4,127世帯		多田公民館 多田こどもの森保育園 安心コミュニティプラザ(2)
多田東地区	多田東小	13,485人 5,532世帯		老人憩いの家「多田東会館」、多田地域包括支援センター （多田、多田東、グリーンハイツ地区担当） 多田保育所 安心コミュニティプラザ(1)
グリーン ハイツ 地区	緑台小	7,345人 3,128世帯		緑台公民館 緑台老人福祉センター、緑台デイサービスセンター 安心コミュニティプラザ(1)
	陽明小	7,748人 3,291世帯		
清和台 地区	清和台小	6,319人 2,492世帯		清和台公民館 エンゼルキッズ清和台 清和苑、清和台地域包括支援センター（清和台、けやき坂小地区担当） ウエルハウス清和台、やわらぎの里 清和台・ぶらす館
	清和台南小	7,563人 2,938世帯		
けやき坂小地区	けやき坂小	6,186人 2,232世帯		けやき坂公民館 川西けやき坂保育園
東谷地区	東谷小	14,444人 5,715世帯		東谷公民館、黒川公民館 やわらぎの里 東谷 畦野こどもの里保育園、エンゼルキッズ山下 安心コミュニティプラザ(5)
大和地区	牧の台小	11,351人 4,759世帯		牧の台会館（コミュニティセンター）、大和行政センター 一の鳥居老人福祉センター 緑保育所、つくしんぼ保育所、牧の台子育て学習センター 安心コミュニティプラザ(1)
北陵地区	北陵小	8,164人 2,967世帯		北陵公民館、北陵集会所 山小屋保育園 さぎそう園、東谷地域包括支援センター(東谷、大和、北陵地区担当)

図表 2 2 地区福祉委員会内にある施設設置状況

資料：市福祉政策課

「福祉デザインひろば」づくり事業における地区の状況

図表 23

地区名 事業開始年月 福祉委員数(H24年4月1日現在)	福祉活動拠点(は民営施設) 平成23年度 福祉ネットワーク会議開催回数 平成23年度 機関紙・広報紙の発行状況
久代小地区 平成21年2月事業開始 福祉委員数84人	久代会館・西久代会館・東久代会館 平成23年度 福祉ネットワーク会議開催1回 広報紙「ふれあい久代」を年1回発行
加茂小地区 平成18年6月事業開始 福祉委員数113人	加茂会館、加茂第2会館、南花屋敷会館、南花屋敷安心コミュニティプラザ 平成23年度 福祉ネットワーク会議開催3回 機関紙「ぼちぼち」を年1回発行
桜小地区 平成19年6月事業開始 福祉委員数64人	裸足の楽園(中央町)・花屋敷会館 平成23年度 福祉ネットワーク会議開催4回 機関紙「桜小地区だより」を年2回発行
川西小地区 平成18年6月事業開始 福祉委員数98人	栄根会館、栄南団地集会所、下加茂会館、県住下加茂コミュニティプラザ 寺畑公民館、天王宮会館(小戸)、鶴寿会館(小戸)、小花会館、浄福寺(栄根) 平成23年度 福祉ネットワーク会議開催3回 機関紙「川西小地区ニュース」を年2回発行
北小地区 平成17年6月事業開始 福祉委員数66人	コミュニティプラザ(丸の内町) 平成23年度 福祉ネットワーク会議開催6回 機関紙「いずみニュース」を年6回発行
明峰小地区 平成16年9月事業開始 福祉委員数79人	明峰公民館コミュニティ室 平成23年度 福祉ネットワーク会議開催3回 機関紙「明峰」を年2回発行
多田地区 平成18年6月事業開始 福祉委員数92人	新田自治会館、西多田自治会館、西多田団地自治会館、矢間自治会館 多田院自治会館 平成23年度 福祉ネットワーク会議開催3回 機関紙「おもいやり」を年3回発行
多田東地区 平成17年4月事業開始 福祉委員数113人	多田東会館内(多田桜木) 平成23年度 福祉ネットワーク会議開催4回 機関紙「ふれあい」を年2回発行
グリーンハイツ地区 平成16年12月事業開始 福祉委員数175人	グリーンハイツ第2自治会館 平成23年度 福祉ネットワーク会議開催4回 機関紙「笹りんどう」を年4回発行
清和台地区 平成16年6月事業開始 福祉委員数100人	清和台第2自治会館 平成23年度 福祉ネットワーク会議開催3回 広報紙「せいわだいにゆーす」を毎月2回発行
けやき坂小地区 平成17年1月事業開始 福祉委員数51人	けやき坂公民館コミュニティ室 平成23年度 福祉ネットワーク会議開催16回 機関紙「クローバー」を年3回発行
東谷地区 平成17年12月事業開始 福祉委員数92人	東谷公民館会議室 平成23年度 福祉ネットワーク会議開催3回 機関紙「東谷のふくし」を年3回発行
大和地区 平成17年1月事業開始 福祉委員数131人	大和第2自治会館 平成23年度 福祉ネットワーク会議開催4回 機関紙「大和ふくしだより」を年4回発行
北陵地区 平成17年6月事業開始 福祉委員数86人	北陵集会所(美山台) 平成23年度 福祉ネットワーク会議開催5回 機関紙「しあわせ北陵」を年5回発行

資料：市福祉政策課

4 . 地域福祉推進に関する市民アンケート調査の 回答数値やご意見から抽出した課題

市民アンケートは第1期計画作成のために、平成14年9月に実施し、第3期計画策定にあたり、平成20年8月にも実施しました。平成24年度の見直しにあたり、市民の地域福祉の取り組みや考え方をあらためて調査し、今後の地域福祉施策へ反映させることを目的として実施しました。

1 . 調査方法・回収状況について

調査方法...市内に居住する20才以上の方3,000人を無作為抽出し、平成24年8月上旬に郵送による配布を行い、無記名による回答を8月19日を締切として実施。
回収状況...回収数は1,035件で、有効回収率は34.5%でした。

2 . 回答数値・記述意見について(抜粋)

問1 / 隣近所との付き合いについて...「あいさつする程度」が79.2%。干渉し合わない関係が多い。

問3 / 生活の不安について ...「不安あり」67.3%。その内容は「健康、老後の生活」が多い。

問7 / 相談窓口に併設してあれば利用・参加したいもの

...「市内の福祉や地域活動の情報を集めた情報提供窓口」を望む意見 41.2%

問9 / 地域社会の役割について期待すること

...「緊急事態対応」、「防災・防犯」、「高齢者の見守り」等の意見が増加。

問11 / 「デザインプラン21」について

...「まったく知らない」が70.6%

問12 / 「福祉デザインひろば」づくり事業について

...「まったく知らない」が74.7%

問13 / 「地区福祉委員会活動」について

...「まったく知らない」が51.1%

問14 / 今後の地域福祉活動推進を期待する団体... (複数回答があるため100%をこえます)

社会福祉協議会 39.9%、地区福祉委員会 39.1%、自治会 39.0%と多い。

問16 / 福祉活動について...参加していない方92.3%、参加したい福祉活動「特になし」が46.3%

問18 / 地域がより住みやすくなるために必要な活動 ...「要援護者支援」、「地域交流」が多数。

問19 / ボランティア活動センターについて

...「知っている」9.0%、「関心がある」39.0%

問24 / 成年後見制度について

...「知っている」48.8%、「制度を利用したいと思う」47.6%

問28 / 「福祉行政」の取り組みについての問題点(本人記述)...

一人暮らしの方の見守り体制 福祉に関する情報が少ない。広報活動が必要。
もっと幅広い世代に理解され、興味がもてる工夫が必要

問29 / 「福祉行政」の取り組みについて望むこと(本人記述)...

独居老人の支援と訪問活動、見守りサービスの強化 歩道の整備
障がい者発達支援制度の充実 福祉施策の内容PR・知らせる努力
行政・自治会・個人の積極的なつながり(協働) 子育て支援の強化

問30 / その他(本人記述) ...

老人会の入会者が少ない 福祉リーダー、人材教育が必要
子どもが安心して遊べる場所の提供 ボランティア活動の推進が必要

3 . 回答状況やご意見からの抽出課題について

回答状況やご意見等を集約整理し、検討を加えて次の6つの課題を抽出しました。

- (1) 福祉情報発信のあり方
- (2) 事業PRのあり方
- (3) 要援護者の見守り体制づくり
- (4) ボランティア活動の推進
- (5) 福祉人材の育成
- (6) 老後の安心できる生活づくり

5 . 地区別ワークショップでのご意見から抽出した 地域福祉の課題

地区福祉委員会のご協力を得て平成 24 年 7 月から 10 月にかけて、福祉ネットワーク会議のメンバーを中心に、福祉関係者など地域にお住まいの方に参加いただき開催しました。

1 . 居住地域における福祉課題について

ワークショップで出されたご意見・ご要望を課題として、次のとおり集約しました。

- 【久代小地区】9月18日(火)開催・久代会館にて / 40人参加
地域での人と人とのつながりづくり 外出できない方への買い物等の支援
福祉活動の人材の確保

- 【加茂小地区】7月20日(金)開催・加茂会館にて / 29人参加
世代間交流の事業の充実 子どもの遊び場の確保 福祉活動を行う人材の確保
地域の居場所づくり

- 【川西小地区】8月31日(金)開催・パレット川西にて / 26人参加
人材育成 人が集える場所づくり 現在の事業の見直し 要介護者への支援

- 【桜小地区】9月15日(土)開催・ふれあいプラザにて / 18人参加
つながりづくり 高齢者・障がい者への支援 情報の共有・発信 福祉活動の啓発

- 【明峰小地区】10月2日(火)開催・明峰公民会にて / 27人参加
地域のつながり 高齢者支援 人材育成・発掘

- 【多田地区】8月23日(木)開催・多田公民館にて / 26人参加
子ども向け施設、設備の充実 人材育成 環境の問題
連携と拠点づくり、役割の明確化

- 【多田東地区】9月17日(月)開催・多田東会館にて / 21人参加
連携・絆・つながり作り 高齢者への支援 安心・安全のまちづくり(居場所づくり)

- 【グリーンハイツ地区】9月19日(水)開催・グリーンハイツ第2自治会館にて / 17人参加
高齢者の問題(家事援助事業の推進) 若い人たちが愛着を持てる街、住みよさをPR
次世代のボランティア等、人材の確保・育成

- 【清和台地区】9月25日(火)開催・清和台第2自治会館にて / 38人参加
福祉人材の育成・確保 子育て支援 居場所づくり 地域の連携強化

- 【けやき坂小地区】9月21日(金)開催・けやき坂公民館にて / 30人参加
福祉・医療施設の建設・充実 交通機関等、生活の利便性を高める 子育て支援

- 【東谷地区】8月4日(土)開催・プラザ東谷にて / 30人参加
世代間交流の場づくり 地域のコミュニケーションづくり 気軽に集える居場所づくり
次世代の子育て支援 交通アクセスの整備 外出できない人のサポート

【大和地区】9月26日(水)開催・大和第2自治会館にて/23人参加
 担い手の確保 ネットワークの活用、つながりづくり、生活環境、まちづくり
 高齢者支援(見守り体制づくり)

【北陵地区】9月15日(土)開催・北陵集会所にて/19人参加
 人材の確保・育成 地域のつながりづくり 気軽に集まれる場所(交流の場)づくり
 交通問題

2. 地域における福祉課題から抽出した課題について

開催地区から集まったそれぞれの福祉課題を、下記のとおり整理し7つの課題を抽出しました。

	久代	加茂	川西	桜小	明峰	多田	多田東	G H	清和	けや	東谷	大和	北陵
・人材育成													9地区
・地域連携													9地区
・居場所づくり													6地区
・高齢者支援													5地区
・子育て支援													5地区
・生活環境													4地区
・住民交流													4地区
・交通問題													3地区
・啓発活動													2地区
・要援護者支援													2地区
・拠点整備													1地区
・障がい者支援													1地区
・情報発信													1地区
・買物支援													1地区
・その他													1地区

G Hはグリーンハイツ地区

課題	具体的なお意見
(1) 人材育成	... ボランティア活動の推進 団塊の世代の発掘 地域の人的資源の発掘 事業の企画段階より青少年の参加 子どもたちのボランティア参加
(2) 地域連携	... 地域資源の活用 福祉事業PR 自治会加入PR 孤立死をなくす連携 伝統行事を通しての連携 地域医療者との連携 福祉関係諸団体との連携
(3) 居場所づくり	... 高齢者、障がい者、子どもたちなど多世代が気軽に集まれる居場所(類似意見多数)
(4) 高齢者支援	... 認知症徘徊 SOS システムの充実 家事援助推進事業 成年後見制度PR 要援護者支援 移動手段の整備 有償ボランティア 買い物難民対策
(5) 子育て支援	... 子どもが安心して遊べる公園 多年齢が集まれる場所 育児相談体制
(6) 生活環境	... 施設のバリアフリー化 歩道の整備 自動車・自転車の運転マナーの向上 犬の散歩時のマナー向上 通学路の整備
(7) 住民交流	... 声かけの促進 あいさつ運動の実施 若い世代との交流 認知症勉強会 助けてと言える相手(仲間)づくり 三世代交流事業 交流の場づくり

6 . 分野別（高齢者、障がい者、児童）ワークショップ、地域福祉市民フォーラムでのご意見から抽出した課題

「分野別ワークショップ」（分野別の福祉活動関係者）、「地域福祉市民フォーラム」（市民の皆様）からご意見をいただきました。

1 . 分野別ワークショップでのご意見（抜粋）...高齢者・障がい者・児童の3分野の関係者で開催

高齢者 10月31日（水）/ 11人参加

地域・事業所・医療との連携 認知症高齢者への理解啓発 ボランティアの人材確保と育成
地域コミュニケーションの場が少ない 事業者を活用した見守り活動 買い物難民への対応
住民意識の啓発 介護保険外サービスやボランティア情報をもっとわかりやすく伝える必要がある

障がい者 10月31日（水）/ 11人参加

障がい者と地域との相互理解が不足している 障がい者福祉への住民の関心が高いとは言えない
各地区で障がい者とのふれあいの場所がほしい 障がい者と地域の人がさらに交流できる支援
若い世代のボランティアの確保と育成 心のバリアフリーをめざす 精神障がいへの理解啓発

児童 11月1日（木）/ 9人参加

子育て支援の人材確保と育成 「地域も子育て」という環境づくり 高齢者による子育て支援
3世代が集まれる居場所づくり 各種団体のつながり強化 いじめ問題対策（いじめ防止対策）
学校と地域の連携 あいさつ運動の推進 通学路の安全確保

2 . 第8回地域福祉市民フォーラムでのご意見（抜粋）...平成24年11月7日（水）/ 約450人会場

川西市の「福祉行政の取り組み」について、問題があればお書きください

団塊の世代が福祉活動に参加してもらうための情報提供不足 市と地域の連絡に不十分な点がある
学生（小・中・高）を巻き込んでいくため、教育現場との連携が不十分 継続的に事業を行うための活動拠点確保へ支援不足

川西市の「福祉行政の取り組み」について、望まれることがあればお書きください

三世代交流の広がりや絆を強いものにする もっと行政側から多様な方法で市民に発信する
孤立死が防げるような組織づくり 実現可能な計画を期待する 福祉拠点の改善が望まれる
福祉活動の担い手を増やす方策を求める リーダーの発掘・育成

3 . ご意見からの抽出課題について

ご意見を地区別ワークショップと同じ方法で集約整理し、次の7つの課題を抽出しました。

- (1) 人材の確保と育成
- (2) 地域連携の強化（学校、医療、事業者、諸団体など）
- (3) 情報提供
- (4) 市民交流の促進
- (5) 要援護者への支援
- (6) 認知症高齢者や障がい者への理解を広める取り組み
- (7) 地域福祉拠点の確保と居場所づくり

ご意見をいただいた事業について（平成24年）

1. 市民アンケート

平成24年8月実施：市内に在住する20才以上の方3,000人を無作為抽出し郵送	ご意見の数
地域福祉推進に関する市民アンケートへのご意見	1,035
合 計...	1,035

2. 地区別ワークショップ

地区名	開催日	場 所	参加人数	ご意見の数
久代小	9月18日（火曜日）	久代会館	40	143
加茂小	7月20日（金曜日）	加茂会館	29	153
川西小	8月31日（金曜日）	パレット川西	26	111
桜小	9月15日（土曜日）	ふれあいプラザ	18	191
明峰小	10月2日（火曜日）	明峰公民館	27	151
多田	8月23日（木曜日）	多田公民館	26	112
多田東	9月17日（月曜・祝日）	多田東会館	21	160
グリーンハイツ	9月19日（水曜日）	GH第2自治会館	17	100
清和台	9月25日（水曜日）	清和台第2自治会館	38	212
けやき坂小	9月21日（金曜日）	けやき坂公民館	30	167
東谷	8月4日（土曜日）	プラザ・ひがしたに	30	165
大和	9月26日（水曜日）	大和第2自治会館	23	178
北陵	9月15日（土曜日）	北陵集会所	19	138
合 計...			344	1,981

3. 分野別ワークショップ

分野	開催日	場 所	参加人数	ご意見の数
高齢者	10月31日（水曜日）	ふれあいプラザ4階会議室	11	60
障がい者	10月31日（水曜日）	ふれあいプラザ4階会議室	11	104
児童	11月1日（木曜日）	ふれあいプラザ4階会議室	9	56
合 計...			31	220

4. 地域福祉市民フォーラム（アンケート）

開催日：11月7日（水曜日）文化会館大ホールで開催・419人が参加	ご意見の数
設問11 / 川西市の「地域福祉」の取り組みについての問題点	66
設問12 / 川西市の「地域福祉」の取り組みについて望まれること	66
合 計...	132

5. パブリックコメント

期間：平成24年12月22日（土）～平成25年1月20日（月）	ご意見の数
第4期 川西市地域福祉計画素案に対するご意見	5
合 計...	5

集まったご意見の総合計... + + + + = 3,373

第3章 施策の体系

基本目標1.市民主体の「福祉デザインひろば」づくり

1. 地域福祉を支える 市民のネットワーク活動

- (1) 市民主体の福祉ネットワークづくり
- (2) 地域福祉拠点の整備
- (3) 地域による福祉コミュニティ活動の展開

2. 地域福祉力の育成

- (1) 福祉人材の育成
- (2) 福祉教育の推進

基本目標2.協働で推進する地域福祉の基盤づくり

1. 地域を中心とした ケアシステムづくり

- (1) 福祉・保健・医療の総合的な情報提供
- (2) 総合的な相談体制づくり
- (3) 地域におけるケアシステムの充実

2. 地域福祉を支える 専門機関や団体との連携

- (1) 総合福祉センターの整備
- (2) 社会福祉協議会との連携
- (3) 社会福祉法人・ボランティア・NPO等との連携

3. 災害時要援護者支援の 取り組み

- (1) 情報管理・安否確認の体制確立
- (2) 日頃からの見守り体制確立
- (3) 要援護者支援の実行体制確立

基本目標3.利用者の自立を支える福祉のまちづくり

1. 福祉サービス利用者の 権利擁護

- (1) 利用者自立支援の強化
- (2) 成年後見制度の普及啓発
- (3) 福祉サービス利用援助事業

2. バリアフリーのまちづくり

- (1) ハード面のバリアフリー化推進
- (2) ソフト面のバリアフリー化推進

第4章 施策の展開

基本目標1 市民主体の「福祉デザインひろば」づくり

1. 地域福祉を支える市民のネットワーク活動

近年、個人の価値観の多様化やライフスタイルの変化に伴い、隣近所とも「あいさつする程度」の付き合いで、お互いの生活にあまり干渉し合わない関係が多くなり、市民同士のつながりや地域のつながりが希薄化してきています。自治会の加入率も低下し続け、地域福祉を支える市民のネットワーク活動に大きなウエイトを占める自治会への加入率向上が期待されるところです。

そのような生活背景の中で、孤立死や自殺者が増え社会問題となっており、安心できる生活づくりのためにも、市民同士が普段から声のかけ合える関係を持ち、「お互いさま」の意識で助け合い、支え合い、要援護者を地域で見守るといった市民の『つながり・連携』が必要不可欠です。

本市では、地区福祉委員会や民生委員・児童委員が、コミュニティ推進協議会や自治会活動等と連携して、概ね小学校区において地域福祉活動が展開されていますが、孤立死や自殺を防ぐため、市民の『つながり・連携』の強化を支援し、新たに見守りを必要とする人への取り組みが必要です。

【施策の体系】

1. 地域福祉を支える
市民のネットワーク活動

(1)市民主体の福祉ネットワークづくり

(2)地域福祉拠点の整備

(3)地域による福祉コミュニティ活動の展開

(1) 市民主体の福祉ネットワークづくり

地域福祉推進のネットワークづくり

地域福祉は、コミュニティ推進協議会、自治会等の地域活動団体に支えられています。これら地域活動団体と地区福祉委員会や民生委員・児童委員とが連携した福祉活動ネットワークづくりを支援するとともに、既存の地域の機関紙や広報誌を活用しながら、地域への福祉関連情報伝達の推進に取り組みます。

市広報誌や市ホームページをはじめとして、公民館や図書館等公的施設でも情報が伝わるよう、福祉関連情報の発信・提供や実施事業のPRに努めます。

「福祉デザインひろば」づくり事業の必須事業として、各地区で開催されている「福祉ネットワーク会議」において、行政担当課や社会福祉協議会から、積極的な情報提供に努めます。

各地区で開催されている「福祉ネットワーク会議」に、様々な地域活動団体、ボランティア・NPOなどの市民活動団体も参加し、情報交換・情報共有が行われ、地域の福祉課題の発掘や解決につながるよう、より一層の内容充実に向けた支援に取り組みます。

日頃からの見守り体制づくり

孤立死防止策として、近隣のちょっとした変化に気づく「発見」や、専門家や行政に通報し公的なサービスにつなげる「対処」など、日頃からの見守り体制づくりが求められています。

高齢者や障がい者など支援が必要な方を、市民やライフライン関連事業者、民間業者等と連携して、見守る体制づくりに取り組みます。

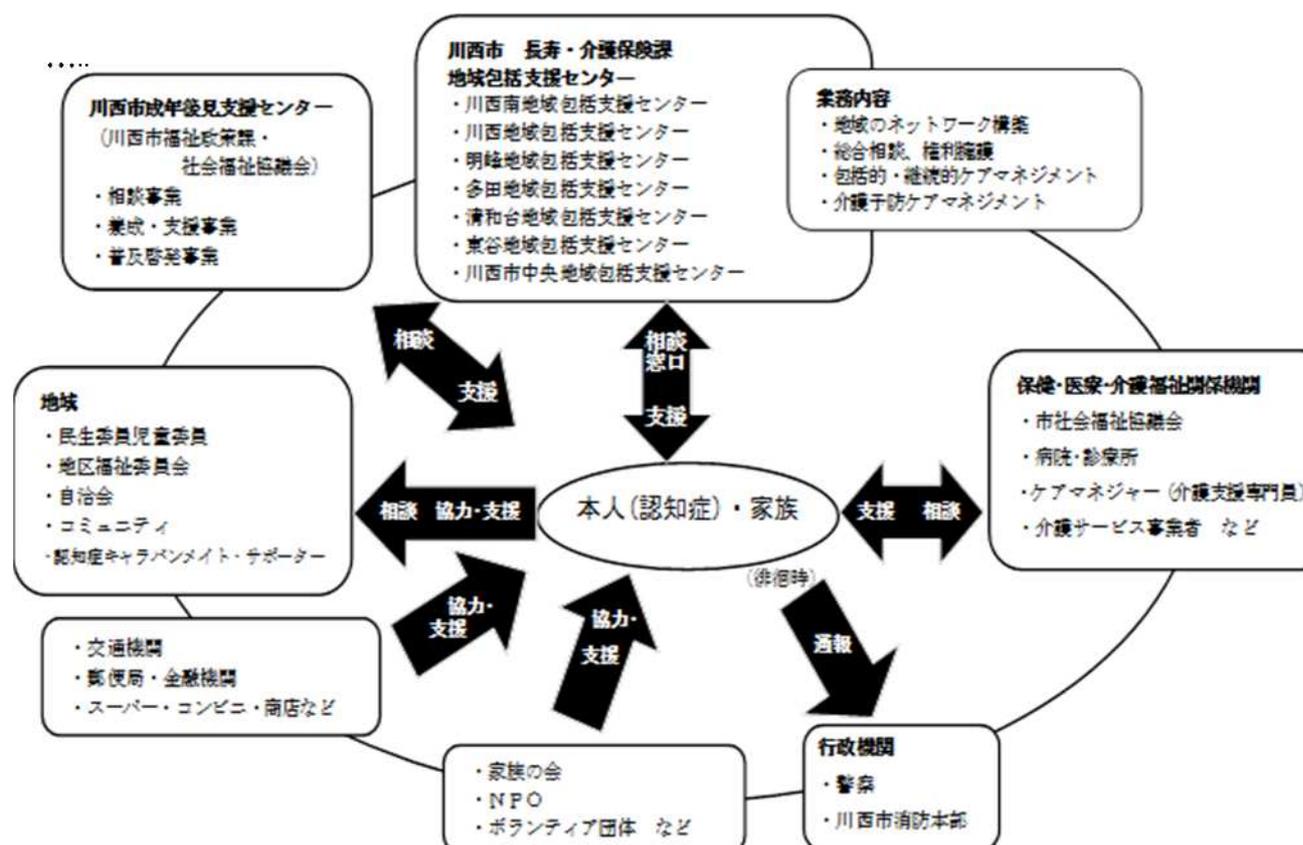
生活保護の受給者が急増しています。生活困窮者は孤立化につながるおそれがあるため、地域での見守りや相談、助け合い活動に取り組みます。

認知症高齢者徘徊SOSシステムの充実には市民のマンパワーが求められるため、市民ネットワークの構築に努めます。

図表 2 4 認知症の家族を支えるしくみ

認知症の方と家族をサポートする地域資源ネットワークイメージ

資料:市健康生活室



民生委員・児童委員活動の推進

民生委員・児童委員は、「常に市民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行う」こととされ、地域の最も密接な福祉の担い手として、援助を要する人や家庭の把握、相談・助言援助、情報提供、行政や関係機関とパイプ役などの大切な役割が求められ、訪問延回数は増えています。活動の活性化や円滑な遂行に向け、各種研修の充実や情報発信の徹底に努めます。地域における重層的な福祉協力体制の整備をめざし、民生委員・児童委員に協力して福祉活動を行うために配置されている、民生・児童協力委員の研修等を支援していきます。民生委員児童委員活動を支援する福祉人材の育成に努め、民生委員・児童委員の欠員地区が無いよう自治会長、市内5地区の民生委員児童委員協議会と連携し充足に努めます。

図表25 民生委員児童委員定数 (人)

委員	地区	南	中央	多田	多田西	東谷	委員別合計
民生委員児童委員…		43	52	51	50	46	242
主任児童委員…		2	3	3	4	3	15
地区別合計 (+)		45	55	54	54	49	257
民生・児童協力委員		86	104	102	100	92	484

資料:福祉政策課

(平成24年11月現在)

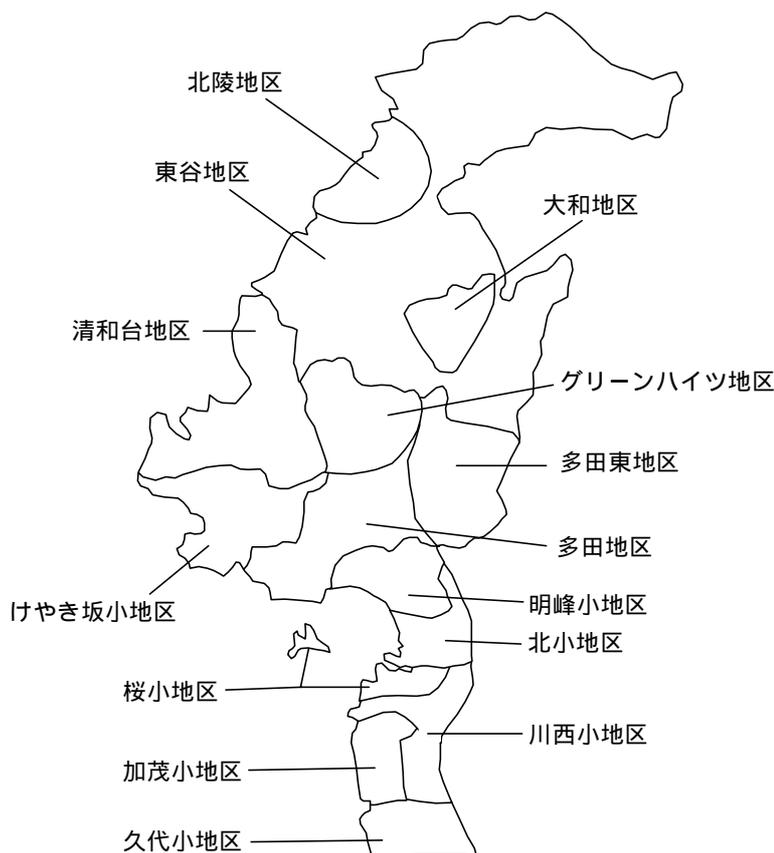
(2) 地域福祉拠点の整備

本市では、コミュニティ推進協議会や地区福祉委員会の区域は、小学校区を基本として設定され、地域生活にも定着しています。このため「福祉デザインひろば」の区域についても、概ね小学校区を基本とした地区福祉委員会の活動区域としています。

図表26

「福祉デザインひろば」
の区域

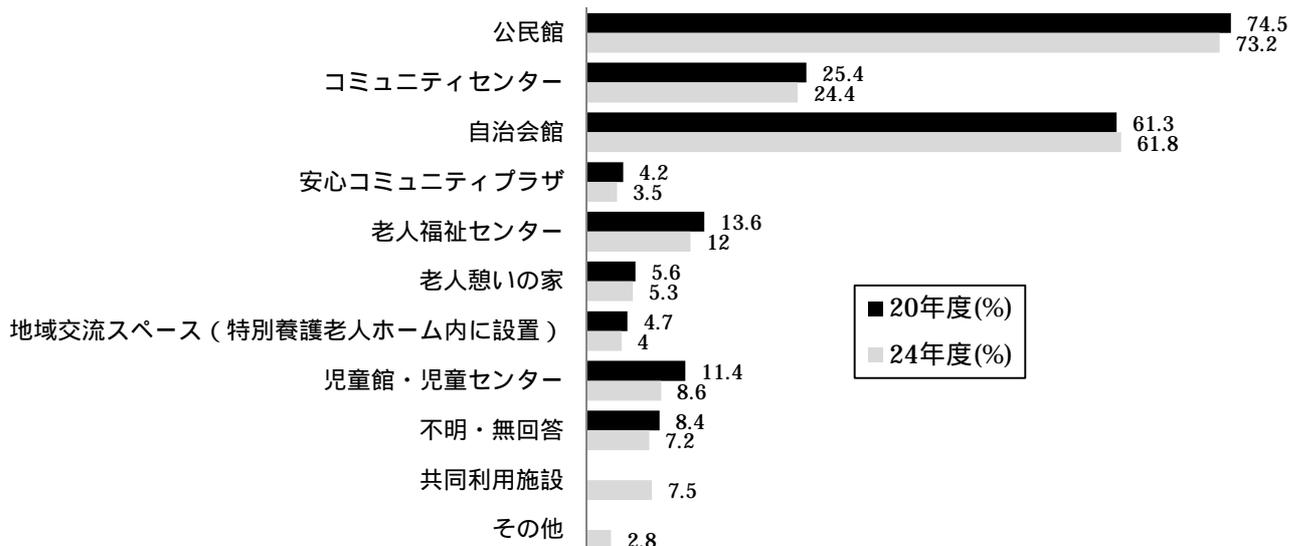
(平成24年11月現在)



資料:市福祉政策課

図表27

地域拠点で知っているもの(すべて)



「地域福祉推進についてのアンケート調査」(平成24年度)より

地域の活動拠点については、前回と同様「公民館」が最も高く、次いで「自治会館」となっています。これは、「公民館」や「自治会館」は、日頃から地域の活動拠点として活用する機会が多く、認知度が高いものと思われます。

地域福祉拠点の機能

行政や専門機関の情報及びボランティア活動を含めた地域福祉活動に関する情報の収集・提供を行い、専門的相談については各関係機関と連携していきます。

ひとり暮らし高齢者、障がいのある人、子育て中の保護者といった、地域で孤立しやすく情報を受け取りにくい人に対しては、民生委員・児童委員等による見守り活動等を通して、情報を提供していきます。

拠点においては、子どもから高齢者、障がい者までが気軽に立ち寄ることができ、日常的な市民の交流と情報交換の場とします。

特に、子育て中の保護者や高齢者、障がい者自身及びその介護をサポートしている人が、悩みごとにも気軽に話し合い、解決の糸口をつかむ“共助”の場とします。

地域福祉拠点の確保と運営への支援

市内全地区で「福祉デザインひろば」事業が実施されましたが、地域福祉活動を行うには現在の拠点機能では十分でないという地区もあり、引き続き地区福祉委員会がコミュニティ推進協議会や自治会と連携しながら、地域の既存施設等のなかからの地域福祉拠点の選定などに協力するとともに、拠点の運営を支援します。

活動・交流の場(居場所)の確保

地域福祉活動を進めるための「活動・交流の場(居場所)の確保」が求められています。

公的施設の有効活用を図るとともに、地域の安心コミュニティプラザ、公民館、自治会館、空き事務所、民家などを活用することにより、「活動・交流の場(居場所)の確保」をめざします。

住民交流の拠点づくりや支え合う地域づくりの支援として実施しているコミュニティスペース事業を、さらに広がりが図れるよう、事業実績を評価し、効果的な事業展開に努めます。

地区ボランティア活動の推進

地域福祉拠点において、地区相談窓口との連携の中でボランティア依頼の調整や、地区のボランティアに関する相談や斡旋、連絡調整等を行うとともに、地域のボランティア育成と活動の発展につなげます。

(3) 地域による福祉コミュニティ活動の展開

市民交流活動の促進

普段から、地域で顔と名前のわかる関係、声をかけ合う関係づくりを築くためにも、市民交流活動の促進が求められています。

○ご近所同士の声かけ意識の啓発と醸成に努めます。

「福祉デザインひろば」づくり事業において、三世代交流事業や高齢者・障がい者のつどいなどに多くの人参加できる活動の促進に努めます。

地域で、認知症高齢者や障がい者の理解を深めるための勉強会等を開催できるよう努めます。

友愛訪問や家事支援等の日常生活支援活動の推進

ひとり暮らし高齢者や障がい者など、介護や見守りを必要とする人々に対し、地区福祉委員会、民生委員・児童委員を中心とした地域活動団体による友愛訪問や家事支援等の日常生活支援活動を推進します。

家事援助を推進する事業や有償ボランティアなど地域の実情に応じた取り組みを推進します。

健康づくりや生きがいづくり・趣味活動の促進

○保健・医療の機関と連携し、健康に関する講習や軽易な運動による介護予防活動を実施し、身近な健康づくりを支援します。

○地域福祉活動団体等との連携による、だれもが参加することができる市民主体のサークル活動を支援し、生きがいづくり・趣味活動を促進します。

市民参加による防災・防犯体制の整備

防災・防犯活動を進めることによって、地域で安心して安全に暮らすことができる環境の整備に努めます。

防災活動については、自主防災会などを中心に防災教室を開催するとともに、自主防災会と連携を密にし、情報収集活動や救出救護活動等を行う防災訓練の実施など、防災意識の向上に努めます。

平成7年の阪神淡路大震災の際にも、災害発生後の避難所や仮設住宅などで地域支援活動が力を発揮しました。災害時に円滑な地域支援活動が展開できるよう、平常時から社会福祉協議会と連携し、市民が主体的に防災ボランティア活動に参加できるよう体制づくりを行います。

災害時における市内外からのボランティア活動を支援するため、ボランティア活動センター機能についても充実、整備を図ります。

防犯活動については、警察や関係団体と連携し、市民が地域において自主的に行う防犯活動を支援します。

「福祉デザインひろば」づくり事業の企画・運営・評価

市は、社会変化による新たな福祉課題を把握するよう情報を集め、地域福祉に関わる活動団体は、社会の変化に対応して、活動を発展させていけるよう情報を集めます

市・社協・地区福祉委員会で協議し、合意形成のもと新たな企画を立ち上げていきます。

社会福祉協議会や地区福祉委員会による「福祉デザインひろば」づくり事業の計画的実施と進行管理ならびに自主運営評価と市の事業評価によって、事業全体の充実をめざします。

2. 地域福祉力の育成

地域における福祉ニーズを最も把握しているのは市民であり、ともに支え合う、効果的な福祉活動の展開には、市民自らが地域福祉の担い手となって活動することが不可欠です。

年齢や性別に関係なく、市民が地域の福祉活動を知り、参加する機会を増やすとともに、参加する市民の力量を高め、地域の福祉人材の育成を図ります。

【施策の体系】

2. 地域福祉力の育成

(1)福祉人材の育成

(2)福祉教育の推進

(1) 福祉人材の育成

福祉人材の確保と育成が大きな課題となっています。ふれあいプラザのボランタリーフロアでの育成を中心に、社会福祉協議会（地区福祉委員会）が公民館等と連携しながら、ボランティア講座を開催するなどボランティア活動のきっかけづくりを行い、地域での福祉ボランティアの育成を積極的に支援します。

地域福祉活動への参加が少ない学生や若い世代、団塊の世代の市民への対応として、様々なボランティア活動の受け皿やメニューの検討によるボランティア層の拡大を図ります。

関心や意欲、経験、知識、技術をもつ人材、特に定年後の男性層をはじめとした高齢者が地域福祉活動への参加・参画につながるよう、各種機会をとらえた働きかけを行います。

「福祉デザインひろば」づくり事業の各種行事を通して人材発掘に努めるとともに、福祉活動に対する意識の醸成など、人材育成につながる環境づくりを進めていきます。

人材の確保と育成に向け、福祉に関する情報の広報活動や啓発活動について推進を図ります。

「認知症サポーター養成講座」や「自殺予防ゲートキーパー養成講座」などの人材育成講座を充実させ、地域での活動につながるよう取り組みます。

(2) 福祉教育の推進

学校と地域との協力により、特別活動や総合的な学習の時間等における学習のなかで、福祉活動への関心や意識を高め、人を思いやる福祉の心やともに生きる力を育み、地域福祉活動の参加へつながるよう、福祉教育を推進します。

平成10年度から中学2年生を対象に実施している、地域に学ぶ「トライやる・ウィーク」事業において、市内の福祉施設等で体験活動をする生徒も多く、ボランティア活動や地域の福祉活動に関心を持つ良い機会になっています。

今後も、「トライやる・ウィーク」や、保育園児と高齢者との交流事業などをはじめとし、日常における高齢者や障がい者等との交流や地域に根ざしたボランティア体験を増やすことにより、地域のボランティア活動の参加につながるよう、福祉教育の推進を図ります。

ボランティア活動センターにおける各種の講習・講座を通してボランティア活動に対する理解と意識の高揚を図るとともに、公民館等における福祉学習を充実し、福祉活動の担い手となる啓発を進めます。また、市の「出前講座」による福祉教育を推進します。

基本目標 2 協働で推進する地域福祉の基盤づくり

1. 地域を中心としたケアシステムづくり

市民が利用しやすい身近な場所で、福祉ニーズに対応できるような仕組みづくりが求められています。そのためには、市民が自ら望むサービスを選択できるように、地域や専門機関・行政で分担しつつ、福祉・保健・医療に関する総合的な情報の提供を行っていきます。

個々の市民の福祉ニーズに応じて、多様な福祉サービスを提供するためには、介護保険等の公的
制度に基づいたフォーマルケアと、地域社会が行うインフォーマルケアとの連携が重要であること
から、地域を中心としたケアシステムづくりを支援していきます。

【施策の体系】

1. 地域を中心とした
ケアシステムづくり

(1)福祉・保健・医療の総合的な情報提供

(2)総合的な相談体制作り

(3)地域におけるケアシステムの充実

(1) 福祉・保健・医療の総合的な情報提供

身近な場所での福祉等の情報の提供

福祉・保健関係の施策やサービスが多岐にわたるなかで、市民が各種サービスを利用しやすいものとするため、福祉・保健等に関する情報を可能な限り一元的に提供できるよう、広報誌やパンフレット等の充実を図ります。

市民が福祉等に関する情報を容易に入手できるようにするため、身近な場所での情報提供を可能にしていきます。

福祉等に関する施設・サービスの実施状況を把握するとともに、それらの情報を市民が有効に活用できるよう地域ごとの福祉・保健・医療などの“資源マップ”の作成に向けた支援を行います。

多様なメディアによる情報提供の充実

市広報誌、社会福祉協議会の「社協かわにし」、ボランティア情報「にじ」、地域で発行する機関紙等において、福祉・保健・医療に関する情報の提供内容を充実させます。

ホームページ等を活用し、多様なメディアでより多くの市民との福祉情報の受発信ができるような体制を整えます。

(2) 総合的な相談体制づくり

各窓口寄せられた相談に迅速かつ的確に対応できることが求められているため、福祉・保健・医療関係機関や各当事者団体とのネットワークづくりを進めます。特に、日常生活に近い地域福祉拠点では、相談の受け入れとともに、専門機関への取り次ぎを行います。

また、相談事業を円滑に推進していくために、地域福祉拠点が地域のだれもが気軽に集まり、ふれあいができるようなサロンの場として地域に根ざすことをめざしていきます。

「福祉デザインひろば」づくり事業で実施している相談窓口について、運営状況などの情報交換を行い、充実に向けた検討を行います。

福祉関連の総合的な相談ができる体制として、ふれあいプラザ3階にある成年後見支援センターや障がい者虐待防止相談窓口、中央地域包括支援センターの事業PRに努めるとともに、関連する相談の連携と相互支援を強化します。

図表 28 相談窓口

相談名称	相談内容・相談事業名	所 管
子どもに関する相談	子どもに関する問題の解決を支援	子どもの人権オンブズパーソン
	教育相談(不登校相談、心理・言語相談、こども悩み相談)	教育情報センター
	子育て相談	こども部子育て・家庭支援課 (牧の台子育て学習センター、総合センター、 パレットかわにし内のプレイルーム) 保育所、認定こども園
	母子保健事業	保健センター
	家庭児童相談、母子相談、児童虐待に関する相談	こども部子育て・家庭支援課
高齢者に関する相談	各地域の保健・福祉サービス相談窓口	地域包括支援センター
	認知症老人医療相談	市医師会
障がいに関する相談	障がいのある方に対する福祉サービス等	健康福祉部障害福祉課
	障がい者生活支援事業、地域療育等支援事業	障がい児(者)地域生活・就業支援センター
健康・医療に関する相談	健康増進事業	保健センター
	歯と口の健康事業	予防歯科センター
その他の相談	心配ごと相談、ボランティア活動相談	社会福祉協議会

市のホームページ掲載分 平成 24 年 11 月現在

図表 29 「福祉デザインひろば」づくり事業・身近な相談窓口一覧

相談窓口実施団体名	相談窓口の名称	開設日時	場 所(電 話)
清和台地区福祉委員会	清和台くらしの相談窓口「こころ」	月～金曜日 9:00～16:00、土曜は予約のみ	清和台第2自治会館(799-2940)
明峰小地区福祉委員会	「福祉ふれあいひろば」	毎週水曜日 13:00～16:00	明峰公民館コミュニティ室(755-2730)
グリーンハイツ地区福祉委員会	「福祉なんでも相談」やまびこ」	月～金曜日 10:00～16:00	多田グリーンハイツ第2自治会館(792-4411)
北小地区福祉委員会	北小「いずみひろば」	毎週水曜日 10:00～12:00、13:00～15:00	川西北コミュニティプラザ(776-5321)
北陵地区福祉委員会	北陵「福祉なんでも相談」	第1火曜日 10:00～12:00	北陵集会所(794-7800)
大和地区福祉委員会	大和「大和相談」	毎月1日、15日 13:30～16:00	大和第2自治会館(795-2941)
多田東地区福祉委員会	多田東「ふれあいひろば 愛」	毎週月曜日 10:00～15:00	多田東会館(792-6860)
けやき坂小地区福祉委員会	けやき坂「福祉なんでも相談会」	毎週月曜日 10:00～12:00	交流会館「けやき」
東谷地区福祉委員会	東谷「ほっとひがしたに」	第1火曜日・第3火曜日 10:00～15:30	プラザひがしたに
多田地区福祉委員会	ふれあい相談窓口	・新田自治会館 第3金曜日 13:30～16:00 ・多田院自治会館 不定期 13:30～16:00 ・西多田自治会館 奇数月第3火曜日 13:00～16:00 ・西多田団地自治会館 第3火曜日 13:30～15:30 ・矢間自治会館 第4日曜日 13:30～16:00	・新田自治会館 ・多田院自治会館 ・西多田自治会館 ・西多田団地自治会館 ・矢間自治会館
川西小地区福祉委員会	ふれあい相談	小花会館 第1・3月曜日 10:00～15:00	小花会館(755-8555) 他の拠点(鶴寿会館、 栄根会館、栄南団地集会所、浄福寺、下加茂 会館、県住下加茂コミュニティプラザ)では、 ふれあいサロン開催時に相談を実施
加茂小地区福祉委員会	なんでも相談	・加茂会館 第4水曜日 14:00～16:00 ・加茂第2会館 第2水曜日 14:00～16:00 ・南花屋敷会館 第3木曜日 14:00～16:00 ・南花屋敷安心コミュニティプラザ 第1金曜日 10:00～12:00	・加茂会館 ・加茂第2会館 ・南花屋敷会館 ・南花屋敷安心コミュニティプラザ
桜小地区福祉委員会	桜小地区福祉相談日	第1・3月曜日 14:00～16:00	・栄町自治会館
久代小地区福祉委員会	ふれあいひろば「久代」	・西久代会館 第1水曜日 ・久代会館 第2水曜日 ・東久代会館 第3水曜日 ・エンゼルハイムふれあい会館 第4水曜日 時間はいずれの会場も 13:30～16:00	・西久代会館 ・久代会館 ・東久代会館 ・エンゼルハイムふれあい会館

資料:川西市社会福祉協議会(平成24年度版)

(3) 地域におけるケアシステムの充実

地域におけるフォーマルケアとインフォーマルケアの連携

生活に支援を必要とする人が、地域で安心して暮ることができるよう、地域福祉拠点で福祉・保健・医療に関する情報を収集しながら、介護保険等の公的制度に基づいたフォーマルケアと、近隣や地域社会、ボランティア等が行うインフォーマルケアの連携を促進します。

近年、児童、高齢者、障がい者等への虐待問題、ドメスティックバイオレンス(DV)が増加しており、予防に向けた啓発活動を行うとともに、地域の見守り活動や関係機関・団体の日常活動のなかで早期発見や被害予防に取り組みます。

ドメスティックバイオレンス...配偶者や恋人など親密な関係のある者から振るわれる暴力のこと。身体的暴力だけでなく、精神的暴力、性的暴力、経済的な暴力などがある。

高齢者を支援する体制として、地域の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援する目的で設置された地域包括支援センターにおいて、総合相談・支援事業、介護予防マネジメント事業、包括的・継続的ケアマネジメント、高齢者に対する虐待の防止・早期発見等の権利擁護事業などを、地域とさらに連携を強めて取り組んでいきます。

認知症への対応として、研修会、講習会を開催するなど理解の場を拡げ、キャラバンメイト・認知症サポーターの養成や見守り等、支援のあり方について地域との協働を図っていきます。

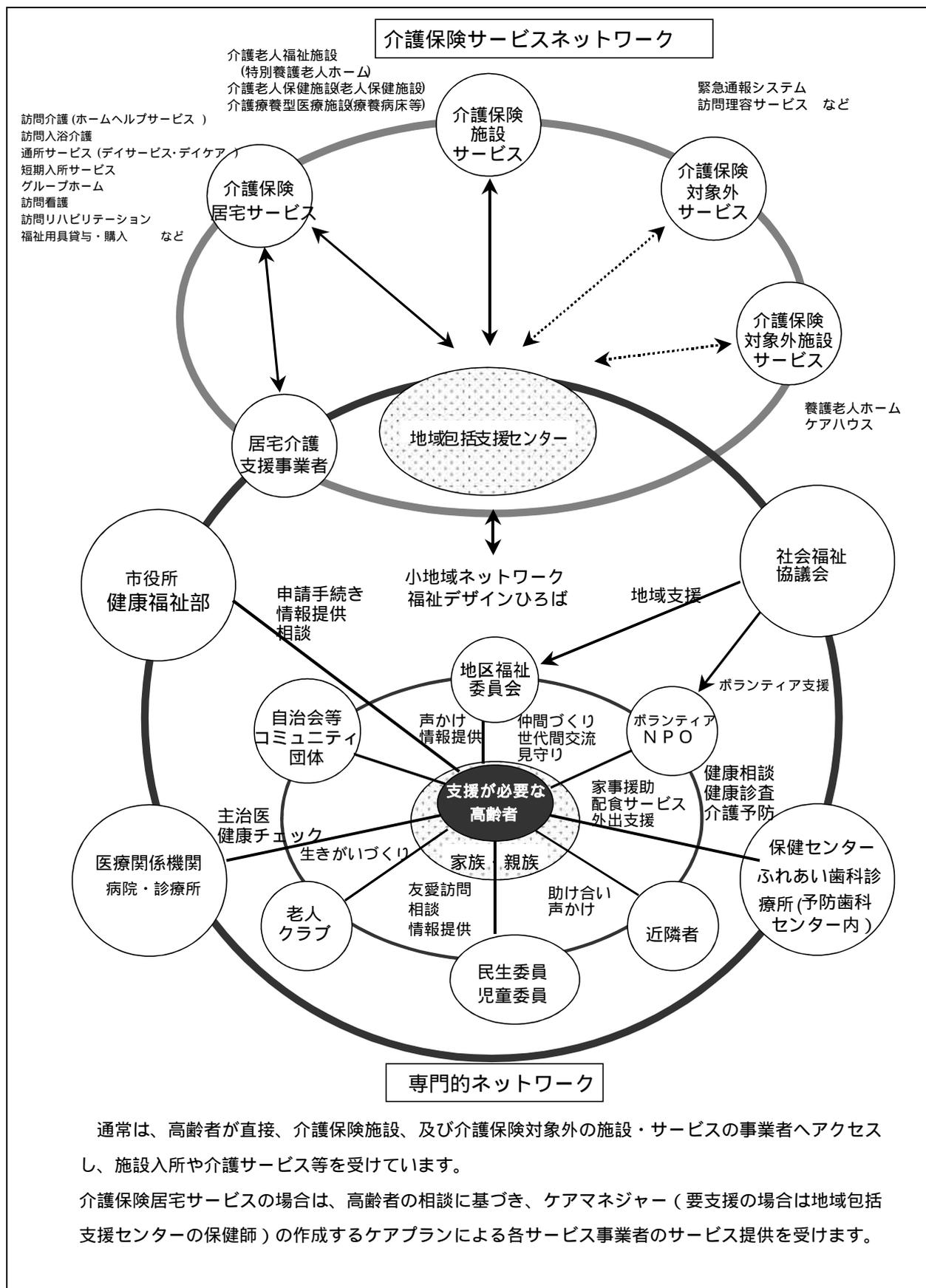
地域におけるケアシステムの充実を図りながら、市全域を対象としたフォーマルケア、インフォーマルケアの連携等、さまざまな地域福祉の課題についての情報を交換し、話し合う仕組みを構築します。

「福祉ネットワーク会議」の場を活用して情報共有を図り、地域ケアシステムの取り組みを強めていきます。

福祉・保健・医療関係機関の連携強化

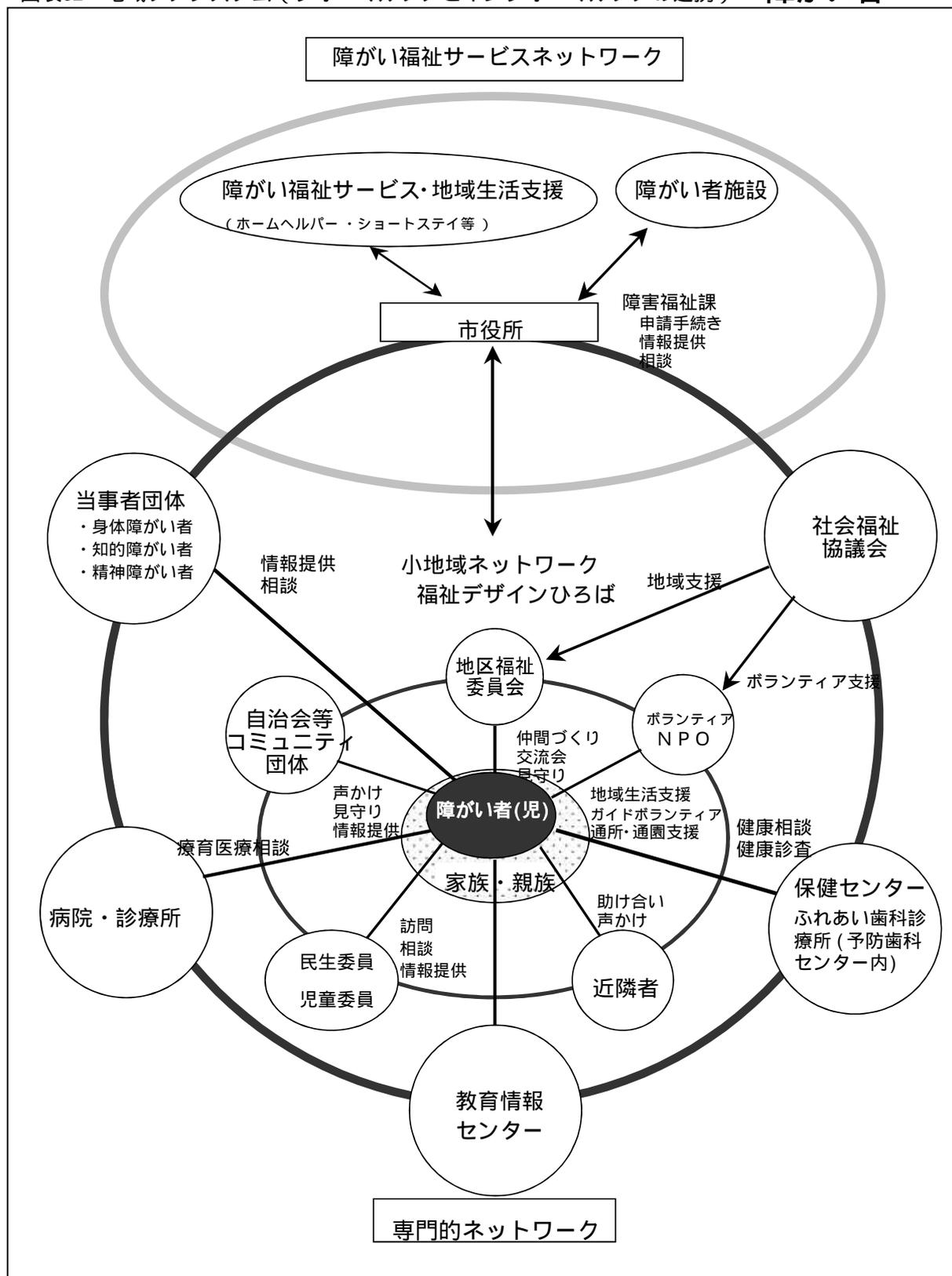
地域で生活していくうえで、在宅福祉サービスや在宅医療が必要となった場合、それぞれの状態に応じたサービスが円滑に利用できるよう、市域レベルでの福祉・保健・医療関係機関の連携を強化するため、関係部署等が、横断的に支援体制を組めるケアシステムづくりを支援していきます。

図表31 地域ケアシステム（フォーマルケアとインフォーマルケアの連携）＜高齢者＞



資料：市福祉政策課

図表32 地域ケアシステム（フォーマルケアとインフォーマルケアの連携）＜障がい者＞



資料：市福祉政策課

2. 地域福祉を支える専門機関や団体との連携

多様化している地域の福祉ニーズに対応していくには、福祉活動の専門性を強化することが必要です。地域福祉を推進する役割を担う組織である社会福祉協議会、地域の社会福祉法人等の専門機関、保健・医療や高齢者・障がい者・児童福祉の各分野で活動するボランティア・NPO等との連携を強化します。

【施策の体系】

2. 地域福祉を支える
専門機関や団体との連携

(1) 総合福祉センターの整備

(2) 社会福祉協議会との連携

(3) 社会福祉法人・ボランティア・NPO 等との連携

(1) 総合福祉センターの整備

地域福祉の推進のためには、地域福祉活動やネットワークの核となる機能が必要です。

そのネットワークを構築している児童福祉、障がい者福祉、高齢者福祉の分野から、それぞれに相談窓口や交流スペースなど施設建設に向け、様々な要望が寄せられています。

現在、「ふれあいプラザ」3階に社会福祉協議会、川西市成年後見支援センター、障がい児(者)地域生活・就業支援センター、中央地域包括支援センターを配置して連携対応の充実を図り、4階にボランティアグループや障がい者団体などが活動できるスペースや機材庫、録音室の設置などボランティア活動スペースの充実を図っていますが、今後も、本市の財政状況も踏まえながら、継続して総合福祉センター整備に向けた検討を進めていきます。

(2) 社会福祉協議会との連携

社会福祉協議会の地域支援事業の強化

地域における市民の福祉活動を支援してきた社会福祉協議会は、地域の福祉ニーズや課題を把握し、対応していく専門的役割が期待されていることから、地域福祉活動の中核的組織として位置づけられています。平成23年4月に、川西市社会福祉事業団との合併により、社会福祉協議会の組織、財政、事業が拡大し、今まで以上に「福祉コミュニティづくり」の推進と、継続的、安定的、効率的に福祉サービスを推進していく機関としての役割が求められています。

社会福祉協議会が策定する地域福祉推進計画を実践することにより、その役割を果たせるよう、組織体制づくりへの支援を行います。

地区福祉委員会が地域の福祉関係諸団体と連携し、地域福祉をより推進するよう、社会福祉協議会の体制づくりを支援します。

ボランティア活動センターへの支援

ボランティア活動を希望する市民への情報及び活動の場の提供を充実するとともに、様々なボランティアニーズに対応できるようコーディネートするボランティア活動センターの充実や、ボランティア活動が行いやすい環境づくりを支援します。

図表33 平成23年度 ボランティア活動センターの講座開催状況

講座名	開催期間	回数	受講者	共催団体等
ボランティア1日体験教室	5/21～10/15	5	31	車イスを学ぶ会・要約筆記サークル川西サマリー・点字グループりんどう・手話サークルパピヨン・エルボの会
手話ボランティア入門講座	6/27～12/5	20	32	川西ろうあ協会 手話サークルクロバ
傾聴ボランティア入門講座	8/17～8/31	3	37	心理スペースばればれ いなまつ ゆか さん
要約筆記ボランティア入門講座	9/9～11/25	11	5	要約筆記サークル川西サマリー 川西難聴者耳の会
点訳ボランティア入門講座	9/13～11/22	10	6	点字グループりんどう
お出かけ介助ボランティア講座	10/26～11/9 3/17	4	9	車イス介助を学ぶ会・エルボの会
手づくり布絵本ボランティア入門講座	10/13～10/27	3	5	ボランティアいずみ
災害時ボランティア支援意見交流会	12/18	1	27	東日本大震災及び台風12号災害支援参加ボランティアの皆さん
子育て支援者講座	1/18、1/25	2	45	カウンセリングスペース『リヴ』 吉田 まどか さん他
子育て支援者講座 (知的障がい児フォローアップ)	1/30、2/9	2	6	川西さくら園
事務ボランティア研修会	3/16、3/27	2	13	NPO法人コミュニティリンク 中西 雅幸 さん
ボランティアリーダー研修	3/30	1	29	NPO法人しゃらく 小倉 譲 さん
合計		12講座	64回	245名受講

資料：市社会福祉協議会

ボランティア人材の発掘と育成

豊富な知識や経験、意欲を持つ人材を発掘し、地域福祉活動への参加につなげることができるように、人材登録とその活用を促進します。そのために、各種ボランティア講座の開催やボランティア情報の受発信の仕組みづくりにより、地域福祉活動等を希望する市民が参加しやすい環境づくりを行います。

福祉・保健・医療を支える専門知識や技術を有したボランティア人材の発掘を図ります。

人的資源の確保として若い世代や団塊の世代、定年退職後の男性など各種年代別のボランティア講座の開催に努めます。

図表34 ボランティア登録者数の目標値 (人)

	平成21年度 実績	22年度 実績	23年度 実績	27年度 見込
市社協ボランティア活動センター登録者数	1,898	1,841	2,003	2,250
ボランティア災害共済加入者数	5,371	5,267	5,598	6,055

ボランティア災害共済加入者数：地域でボランティア活動を実施し、共済に加入している人数 資料：市社会福祉協議会

協働により開発された先駆的サービスへの支援

行政サービスの手の届きにくい地域の課題や市民の暮らしの課題に対応するため、社会福祉協議会が関係団体や機関と協働しながら、民間の柔軟性・開拓性を活用した新たに開発された先駆的サービスに対して支援します。

(3) 社会福祉法人・ボランティア・NPO等との連携

社会福祉法人等との連携と支援

社会福祉法人は、社会福祉事業の主たる担い手として児童、障がい者、高齢者などそれぞれの分野で社会福祉の専門的機能を有していることから、より質の高いサービスを提供できるよう、社会福祉法人等の自主的運営の支援を行います。

図表35 市内の社会福祉法人一覧

社会福祉法人名	事業内容及び運営施設等	法人の主たる事務所	設立年月
(社福) 川西市社会福祉協議会	地域福祉・介護保険サービス等	火打1-1-7	S50.4
(社福) 正心会	さぎそう園、ハピネス川西	丸山台3-5-6	S61.1
(社福) 友朋会	清和苑、あおい宙川西保育園	清和台東2-4-32	H5.12
(社福) 盛幸会	湯々館	西多田字平井田筋5	H11.7
(社福) 光会	ちきゅうっこ保育園	萩原台西1-299-3	H13.7
(社福) 虹の子会	川西共同保育園	小戸3-12-10	H15.3
(社福) 弥生会	パステル保育園	滝山町3-11	H15.3
(社福) 正和会	やわらぎの里	中央町7-18	H15.8
(社福) むぎのめ	むぎのめ作業所	火打1-5-19	H17.3
(社福) 東谷あゆみ会	畦野こどもの里保育園・多田子どもの森保育園	東畦野1-18-32	H18.4

資料：市福祉政策課

ボランティア・NPOの活動に関わる情報の収集・発信の支援

地域で行われているボランティア・NPOの活動に関する情報の収集・発信を支援し、地域活動への市民参加を促進します。また、地域活動団体、ボランティア・NPO等、福祉に関わる様々な団体が、相互交流や情報を共有することで、それぞれの活動を促進することを支援します。

地域においても行事の共催化など連携のあり方について検討していきます。

福祉関連ボランティア・NPO等への支援

市民活動支援の場として平成14年度に整備された「パレットかわにし」と連携して、情報の提供、活動の場の提供などの間接支援を行っていきます。

家事援助や、外出できない方への買い物等の支援や移送サービスなどのニーズが高まってきており、コミュニティビジネスを含めた取り組みの方策について検討していきます。

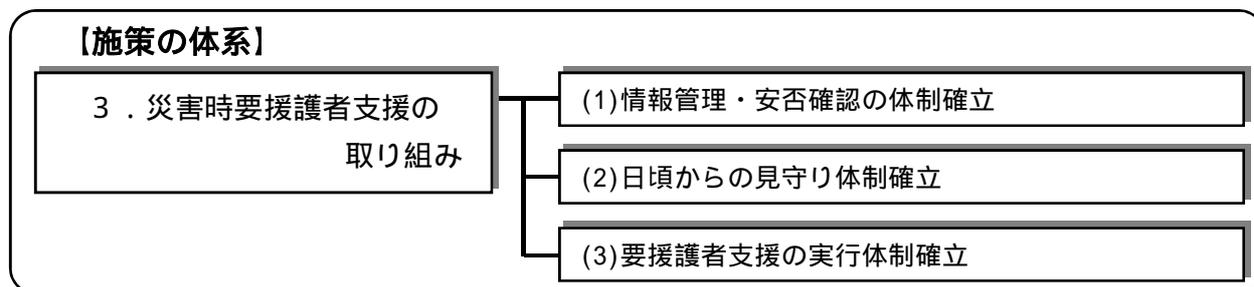
新たな連携・協働の役割分担をめざし、市の行政目的と方向を同じくするNPO等の民間団体の福祉事業に対して、委託などのあり方について検討します。

図表 36 保健・医療・福祉分野で関連のある特定非営利活動法人(NPO法人)

特定非営利活動法人の名称	所在地	特定非営利活動法人の名称	所在地
さわやか北摂	緑台3-3-39	裸足の楽園	中央町6-11
障害者地域生活応援団あかね	火打1-5-19	ふれんど	小戸1-7-9
ウェルビーイング・アミーゴ	水明台3-3-16	ぴあの	緑台2-2-70
みち	美園町12-11	つくしんぼ保育所	大和東3-1-4
福祉市民ネット・川西	中央町8-8-104	北摂コアラ	清和台西1-3-62
地域活動ステーションぬくもりの家	清和台東5-1-4	F・Nネットワーク保育ふたば	新田3-2-6 206
市民事務局かわにし	小花1-8-1-104	山子屋	一庫字区田3-1
あいらんど	小花2-7-107	ハーモニー	清和台西2-2-10
川西もみの木	清和台東4-3-18	グリーンハイツ地区成年後見センター	緑台6-1-85

資料：内閣府NPO法人情報「川西市の保健・医療・福祉の分野」より（平成24年11月現在）

3. 災害時要援護者支援の取り組み



平成7年に発生した阪神・淡路大震災や平成16年の集中豪雨及び中越地震などにおいて、高齢者や障がい者等、いわゆる「災害時要援護者」と言われる人々に対する安否確認や状況把握に手間取ったことや、情報不足、被災後の生活等のケアが十分でなかったことなど、災害時要援護者支援のあり方に多くの問題が生じました。こうした中で、国においては「災害時要援護者の避難対策に関する検討会」を発足させ、平成18年3月に「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」が提示されました。本市においても、国のガイドラインにのっとり防災対策、地域福祉の両面課題として取り組み、平成19年度から危機管理室、福祉政策課、社会福祉協議会の3者連携で、「福祉デザインひろば」づくり事業の実施地区（地区福祉委員会担当区域）において、要援護者支援の体制を構築していく事業が始まりました。

【別表】 川西市個人情報審議会に諮問(平成19年4月20日)

- 1 「情報を収集する要援護者」
ひとり暮らし高齢者(65才以上)
自力避難が困難な介護保険要介護認定4及び5の在宅高齢者
自力避難が困難な障がい者
身体障がい者のうち、肢体不自由者(1・2級で下肢、体幹・移動機能に障がいのある方)、視覚障がい者(1・2級)、聴覚障がい者(2級)、内部障がい者(1級)
知的障がい者(A判定) 精神障がい者(1級)
- 2 「提供を受ける情報の内容」
要援護者の氏名、性別、住所、生年月日、電話番号
要援護者の障がいの程度もしくは支援が必要となる内容

なお、上記「対象者」以外の方でも、ご本人の身体状況や家庭・生活環境等を考慮し、例えば、日中独居、高齢者夫婦世帯、障害者手帳を持っていないが身体が不自由な方などで、災害時に「安否確認」を希望される方は、申し出によって「安否確認対象者」として登録されます。

(1) 情報管理・安否確認の体制確立

支援体制構築の具体的な取り組みとして、要援護者の情報管理団体と安否確認団体を地区ごとに組織してもらい、体制の整った地区に在住の要援護者の方々へ、障がい者・高齢者それぞれに、福祉部局内の担当課から「安否確認対象者登録シート兼同意書」を発送し、希望者に「同意書」を市に返送してもらい登録を行う「手上げ・同意」方式を実施します。

なお、地区によっては自治会、福祉委員会等のご協力で担当区域内の全戸に「安否確認対象者登録シート兼同意書」が配布されています。

安否確認対象者リストを危機管理室が作成し、登録者の情報を情報管理団体と市で共有して、発災時に地域の安否確認団体が安否確認を実施し、安否未確認者及び未登録者の安否確認を健康福祉部などが実施します。なお、リストは年1回更新作業を行います。

地区内の市民への再登録の呼びかけ時期は地区ごとに協議し、その実施を支援していきます。

平常時から各地区の情報管理・安否確認体制の状況を把握し、他地区の先進的な取り組み状況を紹介するなど情報発信を図り、発災時には円滑に安否確認が実行できるよう努めます。

図表 37 各地区における情報管理団体・安否確認団体（平成24年11月現在）

地区名	同意書配布	情報管理団体名	安否確認団体名
大和地区	H19.12	大和防災会	自治会、福祉委員会（民生委員含む）、大和防災会
グリーンハイツ地区	H20.1	各自治会、民生委員会	各自治会、民生委員会
清和台地区	H20.7	コミュニティ、各自治会、民生委員	コミュニティ、各自治会、民生委員、自主防災会
川西小地区	H20.8～9	各自治会、福祉委員会(民生委員含む)	各自治会、福祉委員会(民生委員含む)
けやき坂小地区	H20.11	各自治会、福祉委員会(民生委員含む)	各自治会、福祉委員会(民生委員含む)
北陵地区	H20.12	民生委員	民生委員、民生・児童協力委員、福祉委員会
満願寺町自治会	H20.12	自治会、民生委員	自治会、民生委員
多田東地区	H21.1	各自治会、福祉委員会、民生委員	各自治会、福祉委員会、民生委員
明峰小地区	H21.2	自治会、民生委員、福祉委員会	自治会、民生委員、福祉委員会
桜小地区	H21.2	福祉委員会、民生委員	福祉委員会、民生委員
東谷地区	H21.6	自治会、民生委員、福祉委員会	自治会、民生委員、福祉委員会
多田地区	H21.6	自治会、民生委員、福祉委員会	自治会、民生委員、福祉委員会
加茂地区	H21.11	コミュニティ、自治会、民生委員、福祉委員会	自治会、民生委員、福祉委員会
北小地区	H23.3	コミュニティ、自治会、民生委員、福祉委員会	コミュニティ、自治会、民生委員、福祉委員会

民生委員・児童委員を「民生委員」と省略して表現しています
満願寺町自治会は、飛び地のため桜小地区福祉委員会との合意を得て実施

(2) 日頃からの見守り体制確立

災害時だけでなく日頃から顔なじみの関係を保っておくことが、災害時により効果を引き出すという考えに基づき、地域による日頃からの見守り体制づくりを支援していきます。

最初に市民が近隣のちょっとした変化に気づき、専門家や行政に通報し公的なサービスにつなげる早期対応につながる取り組みとして、日頃からの見守り体制づくりを支援していきます。

(3) 要援護者支援の実行体制確立

災害時要援護者の支援を実施するため、地域団体の安否確認体制の充実に努めるとともに、社会福祉協議会、地域包括支援センターと連携して、災害時の安否確認マニュアルを作成し、市の安否確認実行体制を整備します。

災害時における福祉避難所について、社会福祉法人など提携先の拡充に努めます。

基本目標 3 利用者の自立を支える福祉のまちづくり

1. 福祉サービス利用者の権利擁護

介護保険制度の導入に続き、平成15年度から障がい者福祉においても支援費制度が実施され、平成18年度から障害者自立支援法が施行されるなど、社会福祉制度は措置から契約へと移行しており、利用者は福祉サービスを自ら選択する時代になっています。利用者が適切な福祉サービスを利用できるように支援するとともに、利用者の権利を擁護し、福祉サービスの質を向上させる仕組みづくりを進めます。

情報提供のあり方について検討し、「福祉デザインひろば」づくり事業を通じて、事業PRや情報普及に取り組みます。

社会福祉協議会、地域包括支援センター、介護保険サービス事業者、各種福祉活動団体や福祉関連ボランティア、NPO法人等との連携の中で、サービス利用の促進を図ります。

【施策の体系】

1. 福祉サービス利用者の
権利擁護

(1)利用者自立支援の強化

(2)成年後見制度の普及啓発

(3)福祉サービス利用援助事業

(1) 利用者自立支援の強化

高齢者や障がい者等の共通する生活上の課題解決、不安解消やサービスを利用者本位の立場から評価し、改善・充実させていくという観点からも当事者団体の支援と育成に取り組みます。

苦情処理システムの普及

社会福祉法では、「社会福祉事業者の経営者は常にその提供する福祉サービスについて、利用者からの苦情の適切な解決に努めなければならない」とされています。具体的には、福祉サービスの事業者は苦情解決責任者等の体制を整備し、苦情を中立・公正に調査し、助言を行うための第三者委員を設置することになっています。

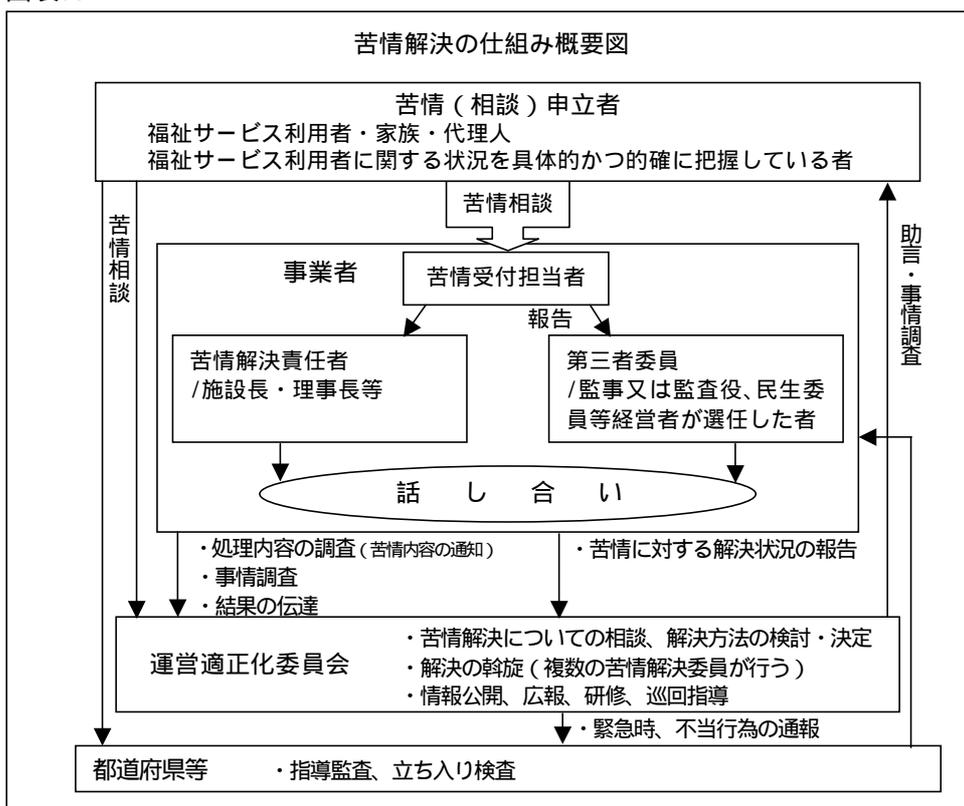
認知症高齢者グループホームについても、県の選定した評価機関による外部評価を受け（平成17年度以降、年1回）質の確保、向上に主体的に取り組むことになりました。

各社会福祉法人、事業所でも苦情処理システムが整備されていますが、公立保育所においても、平成17年5月に「川西市立保育所苦情解決制度実施要綱」を定め、苦情処理システムを整備しています。

利用者の苦情を解決し、サービスの質の確保と向上を図り、市民が安全で安心なサービス提供が受けられるよう、苦情処理システムの普及に努めます。

兵庫県社会福祉協議会の運営適正化委員会との連携を図ります。

図表38



資料：兵庫福祉サービス運営適正化委員会

虐待への対応

高齢者への虐待は、本人からの届出や養護者からの相談、市民からの通報等を各地域包括支援センターで受け付けて対応する体制があります。障がい者への虐待は「虐待防止相談窓口」を設置しており、平日は障がい児（者）地域生活・就業支援センター内に、夜間・休日は市役所時間外受付窓口で届出や相談、通報等の連絡を受け付け対応する体制があります。初期対応を強化し、問題の早期解決につなげます。

（2）成年後見制度の普及啓発

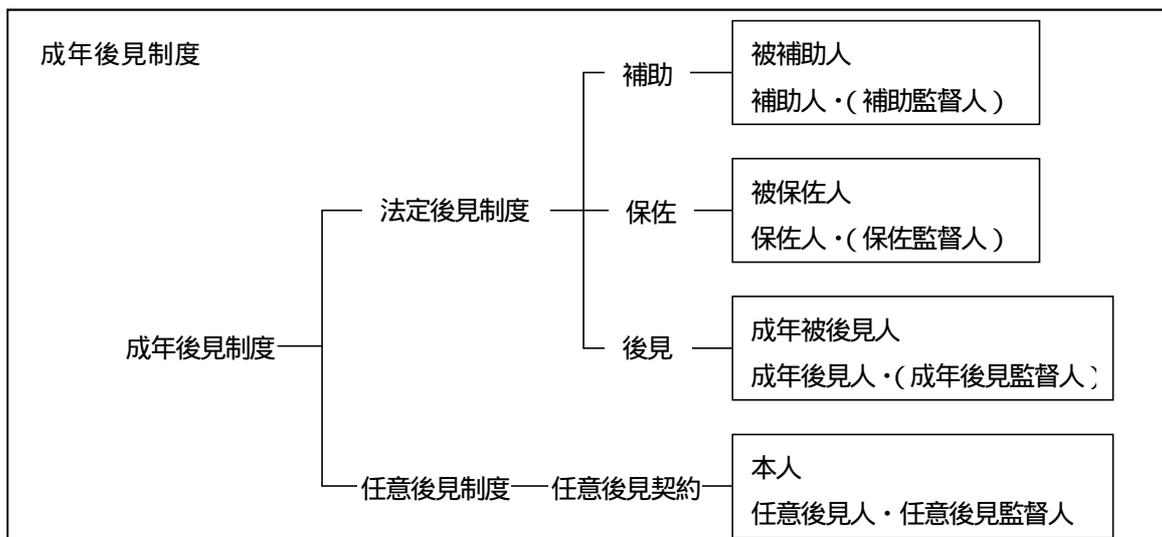
成年後見制度の普及

福祉制度が契約制度へ移行されるなかで、認知症高齢者や知的障がい者など判断能力が不十分な人の自己決定権の尊重と適正な財産管理を目的に導入された成年後見制度については、8月の市民アンケートにおいても、回答者の半数近くの方がこの制度をご存知で、どんな時に利用されているかなどの具体的な事例や制度を利用したときの費用、利用する場合の手続き方法などの情報が求められています。

今後も、成年後見制度の利用を必要とする人が増えることが予想されることから、制度の普及啓発に努め、利用促進を図っていきます。

身寄りのない高齢者等の場合に、親族などに代わって市が成年後見開始の審判を申し立てる制度の周知に努めます。

図表39



資料：市福祉政策課

成年後見支援センター

市では、成年後見制度の普及に向け、平成15年度から専門相談を実施してきましたが、平成24年10月に、川西市成年後見支援センターを社会福祉協議会に委託して、ふれあいプラザ3階に開設しました。センターの利用促進を図るため、事業のPRに努めるとともに、センター機能の充実に努めます。また、関連するNPO法人との連携も図っていきます。

川西市成年後見支援センター「かけはし」の事業内容

相談事業 / 制度案内・申し立て手続き方法など相談、司法書士による定期相談

養成・支援事業 / 市民後見人養成研修の開催、市民後見人の活動支援

普及啓発事業 / 制度の普及のための講演会等の開催

(3) 福祉サービス利用援助事業

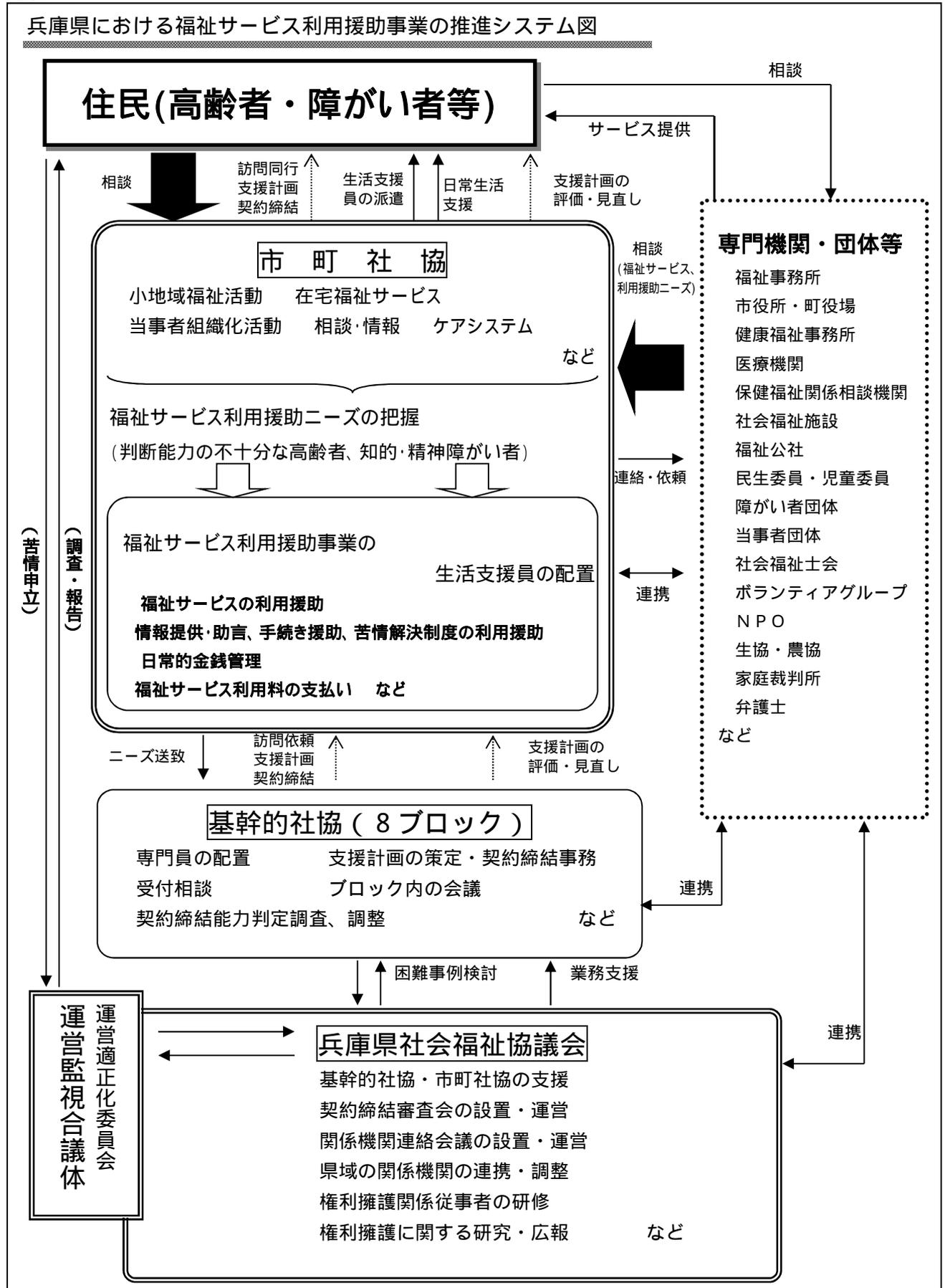
福祉サービス利用援助事業(日常生活自立支援事業)の普及

福祉サービス利用援助事業とは、認知症高齢者や知的障がい、精神障がいがある人などで、判断能力のじゅうぶんでない人が、地域で安心した生活が送れるように、生活支援員が自宅を訪問し、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理の援助を行い、その人の権利を擁護する事業です。

本市では平成11年10月から、社会福祉協議会において福祉サービス利用援助事業を実施しており、今後も制度の周知を図るとともに、成年後見制度や関係機関との連携を強化し、利用しやすい制度としての普及を支援します。

図表40

兵庫県における福祉サービス利用援助事業の推進システム図



資料：兵庫県社会福祉協議会

2. バリアフリーのまちづくり

高齢者や障がい者にとって暮らしやすいまち、すべての人にとって暮らしやすいまちです。高齢者や障がいのある人が「高齢者」「障がい者」であることを意識せずに生活できるユニバーサルデザインのまちづくりをめざし、地域交流への参加など社会参画を促進するために、まちのバリアフリー化を進めていきます。

建物や道路等のハード面のバリアフリー化の推進とともに、心のバリアフリーを進め、市民一人ひとりが福祉の意識を持って、お互いを尊重した生活を営む社会づくりをめざします。

【施策の体系】

2. バリアフリーのまちづくり

(1)ハード面のバリアフリー化推進

(2)ソフト面のバリアフリー化推進

(1) ハード面のバリアフリー化推進

バリアフリー新法関連事業の推進

本市では、平成20年8月に「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」に基づいて、バリアフリー重点整備地区基本構想（第二期基本構想）を策定しました。

今後は、行政、交通事業者、公安委員会、建築物管理者等が連携を図りながら旅客施設、周辺の道路、信号機等のバリアフリー化を進めます。

「福祉のまちづくり条例」に基づくバリアフリー化の推進

平成22年12月に県の「福祉のまちづくり条例」が改正され、多様な利用者を想定し、条例の整備基準に基づいたハードの整備をより徹底することに加え、施設の管理・運営方法や人的対応などソフトの対応を図るためユニバーサル社会づくりの視点が明確化されました。

本市も福祉のまちづくり整備の推進を図るとともに、福祉のまちづくり条例に基づく助言、指導を行い、まちのバリアフリー化を推進します。

公共施設、道路等の整備改善等の推進

車いすでも快適に通行できるよう、歩道の十分な幅員の確保や歩道の段差、急なスロープの改善を行うほか、視覚障がい者誘導用ブロックの敷設等、安全な歩道の整備を進めます。また、エレベーターやスロープの設置、トイレに車いす対応ブースの設置等、公共施設のバリアフリー化を推進します。

市民による点検と改善運動の取り組み

地区福祉委員会などが中心となり、地域団体や商店等と連携し、歩道の幅や段差、放置自転車等による障害物の点検、点字ブロックの設置点検等の取り組みや啓発、改善運動を行います。

建築物のバリアフリー化

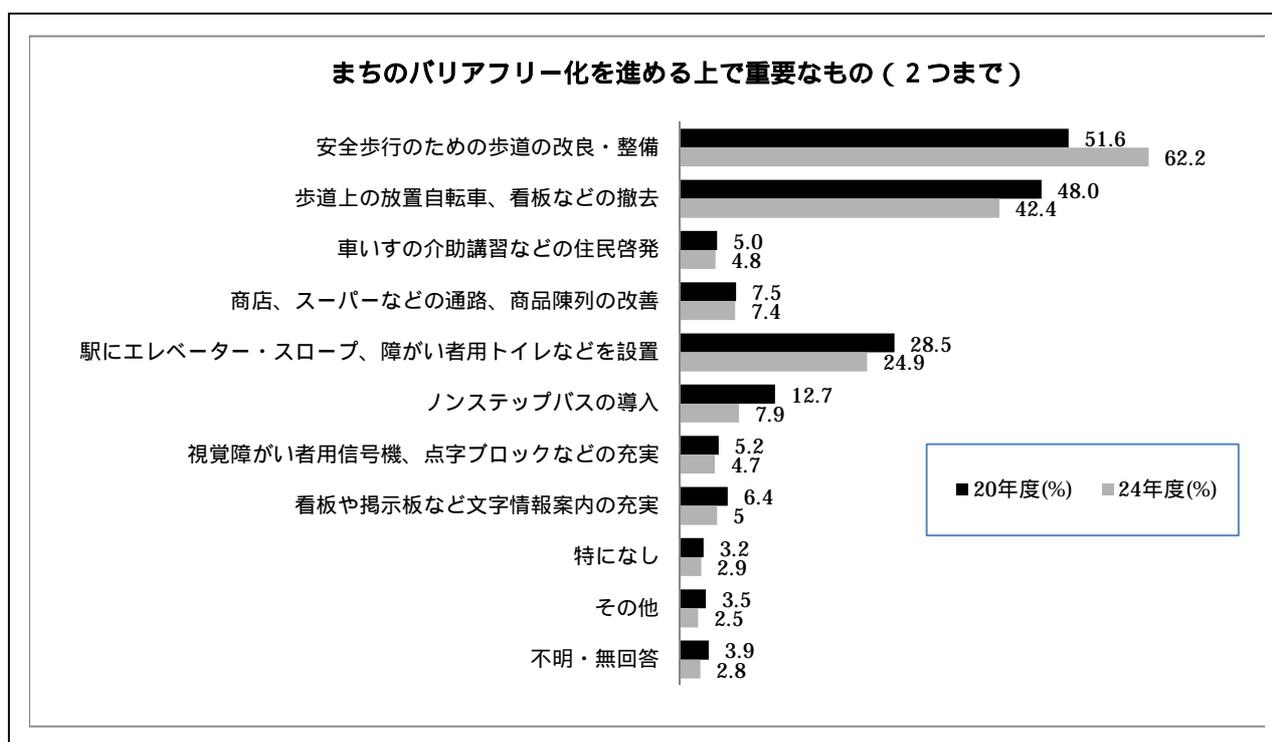
これから建設を進める公共建築物については、高齢者、障がい者等を考慮し、バリアフリー化を行うほか、既存のものについては、利用が多い施設や身近な施設、緊急に整備が必要な施設から、年次的・計画的に整備します。

民間施設については、引き続き「兵庫県福祉のまちづくり条例」に基づき対象となる新規の建築物に対して整備基準に適合する施設の整備を指導します。また、高齢者や障がい者の住宅環境整備を促進するため、住宅改造費助成を推進するほか、助成制度のPRを広く行います。

移送サービスの充実

高齢者、障がい者等の移動制約者が利用できるノンステップバス等の車両の導入を推進します。利用者ニーズに応じた市内の移送サービスとして、移動介護（ガイドヘルプ）、福祉タクシー、NPO法人、福祉活動関係団体など、民間団体の活動が活発になっており、その情報を提供していく取り組みを進めます。

図表41



「地域福祉推進についてのアンケート調査」(平成24年度)より

まちのバリアフリー化で重要と思われるものについては、「安全歩行のための歩道の改良・整備」が最も多く、次いで「歩道上の放置自転車、看板などの撤去」が続いており、歩道の整備・改良とともに、通行を阻害する障害物の撤去を行い、快適な通行ができるようにすることが求められています。

また、「駅にエレベーター・スロープ、障がい者用トイレなどを設置」、「ノンステップバスの導入」の回答も多く、総合的なバリアフリーのまちづくりが求められていることが分かります。

(2) ソフト面のバリアフリー化推進

“心のバリアフリー”の推進

心の内にあるバリア（障壁）を取り去り、障がいの有無や年齢・性別などに関係なく、お互いに尊重し合い、助け合って生きる“心のバリアフリー”の社会づくりを進めます。

学校においては、福祉教育を推進するとともに、全市的には、高齢者・障がい者・児童など、それぞれの立場の人々の置かれている現状等についての啓発を進めます。

「障害」の「害」の字は、「負」のイメージが強く、本市でも、障害者施策推進協議会で検討いただき、「害」の字をひらがな表記にしていく方向性が示され、市が作成する文書等において「害」の字をできるだけ用いないで、ひらがな表記に改めていきます。

高齢者や障がい者、児童への虐待問題、ドメスティックバイオレンス問題などについて関係機関と連携し、防止の啓発に努めます。

地域のつながりが希薄化している中で、地域福祉活動を通して、助けてほしいと言い合える相手（仲間）づくりを進めます。

地区別ワークショップのご意見から、地域連携、市民交流の福祉課題があげられており、市民相互のコミュニケーションづくりとして、隣近所への「声かけ」の促進に努めていきます。

歩道上への自転車放置禁止や、安全運転なども心のバリアフリーとして各地区で啓発してもらうよう努めます。

視覚障がい者及び聴覚言語障がい者の情報バリアフリーの一環として、市窓口の情報機器を設置するなど、情報のバリアフリー化に努めていきます。

参考 地域福祉計画策定の経過、課題・施策の点検評価

【第1期計画：平成14年度】

(1) 「川西市地域福祉推進についてのアンケート調査」の実施

「川西市地域福祉推進についてのアンケート調査」は、市民が地域福祉の推進について、日ごろ取り組まれていることや、普段考えていることを聞き、今後の地域福祉施策に反映させることを目的として実施しました。

市内に居住する20歳以上の3,000人を対象に調査票を配布したところ、回収数は1,265人で、有効回収率は42.2%でした。

(2) ワークショップの実施

ワークショップとは、参加者の協働により合意形成（コンセンサスづくり）を行う場です。対等な立場で発言を行う、自らの実体験・経験に基づく発言を行う、他人の意見を尊重するなどのルールがあり、多様な意見を参加者の総意に基づいて一つの方向性としてまとめる作業を行います。

地区別ワークショップの概要

地区別ワークショップは、自治会、コミュニティ推進協議会、老人クラブ、地区福祉委員会、青少年育成市民会議、在宅介護支援センター、NPO等地域活動や福祉活動に携わっている人、民生委員・児童委員のほか、公募による一般の市民の参加を得て開催しました。概ね小学校区を基礎とした14地区で平成14年5月から7月にかけて開催し、各地区2グループ（1グループ5～8名）で、約200名の市民が参加しました。

専門領域別ワークショップ

専門領域別ワークショップは、高齢者福祉、児童福祉、障がい者福祉、保健医療の分野ごとに当事者、専門職、事業者等が参加して開催されました。

「高齢者福祉」では、NPO関係者、デイサービスセンター、老人福祉施設、社会福祉協議会等の職員が参加しました。

「児童福祉」では、留守家庭児童育成クラブ、子育て学習センター、ファミリーサポートセンター、児童福祉関係のサークルの人など、児童福祉の担い手が参加するワークショップと、小・中学生、高校生の子どもが参加するワークショップの2回に分けて開催しました。

「障がい者福祉」では、当事者、保護者、作業所職員が参加し、「身体障がい」、「知的障がい」、「精神障がい」の3つの障がい別のグループでワークショップを開催しました。

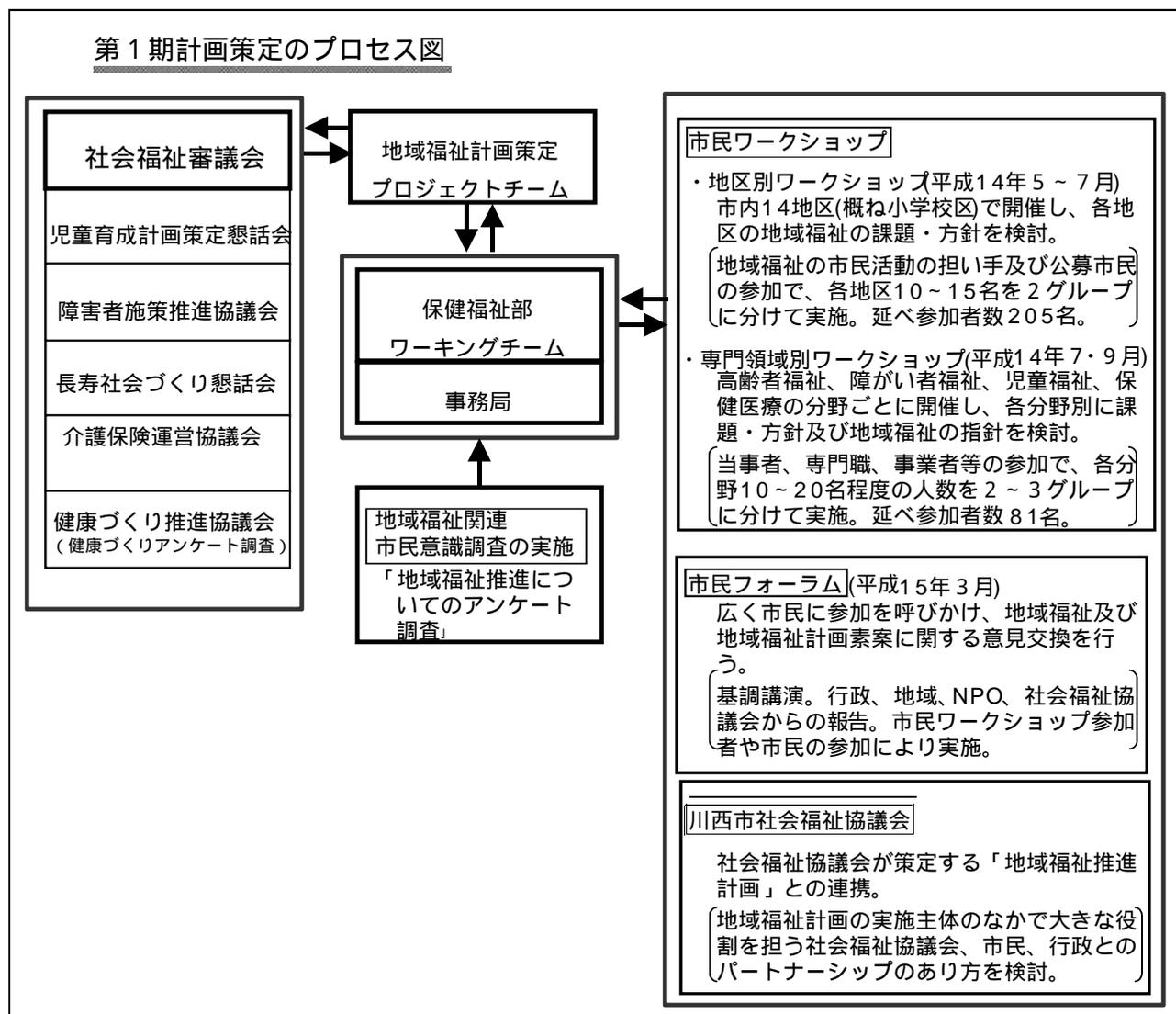
「保健医療」では、保健師、栄養士、看護師、理学療法士、診療放射線技師、歯科衛生士、健康づくり推進グループの関係者が参加しました。

(3) 市民フォーラムの概要

「川西市地域福祉計画」の素案を市民に報告する「地域福祉を考える市民フォーラム」を平成15年3月21日に開催し、147名の参加を得ました。

フォーラムは、基調講演、地域福祉計画素案の報告、地域・NPO・社会福祉協議会からの報告や地域福祉計画への期待、また、参加者からの意見をうかがいました。

図表 4 2



資料：市福祉政策課

【第 3 期計画：平成 20 年度】

計画は1期を5ヵ年として、3年ごとに見直しを行うため、平成14年度の策定から3年後の平成17年度に1回目の見直しを行い、平成20年度に2回目の見直しを行いました。

平成17年度の見直しでは、計画策定時と同様に地域の意見が反映されるよう14地区福祉委員会エリアで、計画見直し案を説明し意見をうかがいました。

平成20年度の見直しでは、市民主体の地域福祉活動を推進するものとなるように、地区別ワークショップや福祉ラウンドテーブル、6年ぶりの市民アンケートの実施など、多くの機会を設けて市民の皆様からご意見をお聞きし、見直すべき福祉課題を抽出し検討しました。

市民アンケート...市内に居住する20才以上の方3,000人を無作為抽出し、平成20年8月に郵送により実施。回収数は1,160件で、回収率は38.7%でした。

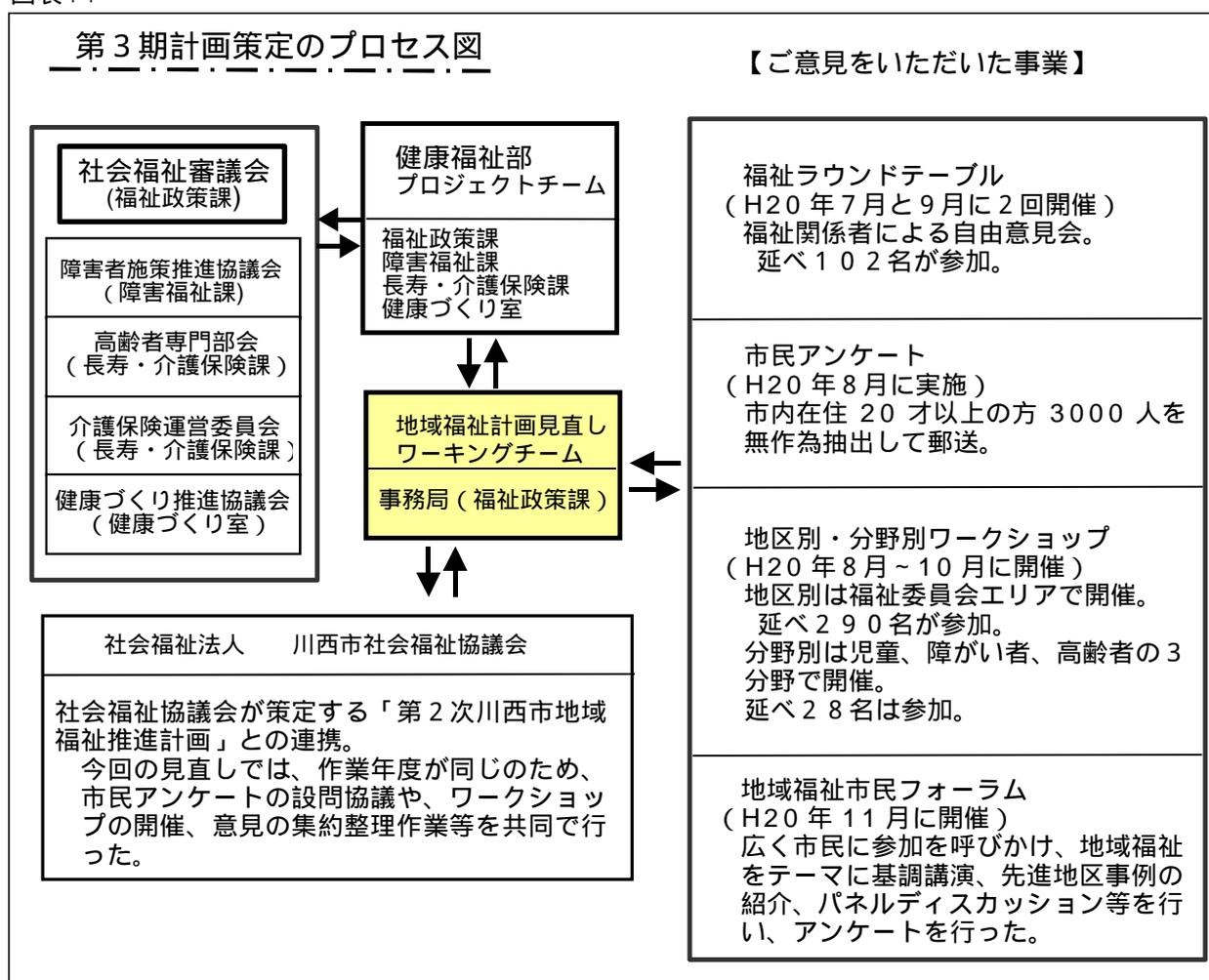
平成17年度の見直し

平成20年度の見直し

図表4.3

1. 見直し作業のポイント	
平成14年度に新たに策定した「川西市地域福祉計画」の初めての見直し 部内ワーキングチームで見直し案を作成 地域福祉計画見直しプロジェクトチームで検討 市内14地区の福祉委員会エリアで意見交換会を開催	2回目の見直し。前回見直した課題の評価と、新しい福祉ニーズによる課題の抽出 地域福祉計画見直しワーキングチームで検討 部内プロジェクトチームで各計画見直しを遂行 「福祉デザインひろば」づくり事業の開始に向けた視点から、発展充実に向けた視点で検討する
2. 福祉デザインひろば事業の実施状況	
市内14地区のうち9地区で事業開始	市内14のすべての地区で事業開始
3 - 1. 見直した課題の内容	3 - 2. 見直しにあたっての留意点
<p>進行管理</p> <p>…住民による進行管理と自己評価を基本 福祉デザインひろばの目標数値</p> <p>…平成18年度13地区、19年度14地区 住民参加による防災・防犯体制の整備</p> <p>…防災ボランティア活動に参加できる体制づくり</p> <p>…ボランティア活動センターの機能の充実、整備</p> <p>地域におけるケアシステムの充実</p> <p>…地域包括支援センターの設置</p> <p>…福祉ラウンドテーブルの開催</p> <p>総合的な相談体制づくり</p> <p>…ふれあいができるようなサロンの場をめざす</p>	<p>集まったご意見から課題を抽出する</p> <ul style="list-style-type: none"> 福祉関係者による福祉ラウンドテーブルを2回開催 無作為抽出で3000人を対象に市民アンケート実施 地区別ワークショップを13地区で開催 児童、障がい者、高齢者の分野別ワークショップを開催 地域福祉をテーマに市民フォーラムを開催 社会福祉協議会と合同で意見集約作業を実施 <p>前回に見直した課題の評価を行う</p> <p>「福祉デザインひろば」づくり事業のあり方を見直す</p> <p>地域福祉事業の充実発展の方法を見直す</p> <ul style="list-style-type: none"> 近隣市の地域福祉計画との比較検討 災害時要援護者支援の取り組みを盛り込む
4. 設定した重点方策	
<p>1. 「福祉デザインひろば」づくりの推進</p> <p>2. 総合福祉センター整備に向けての具体的な検討</p>	<p>1. 「福祉デザインひろば」づくり事業の充実</p> <p>2. 権利擁護活動の充実</p> <p>3. 災害時要援護者支援の取り組み</p> <p>4. 総合福祉センター整備に向けての具体的な検討</p>
5 - 1. 見直した課題の実績評価	5 - 2. 見直した課題について
<p>進行管理()</p> <p>…具体的な評価手法が無く、評価基準に差がある</p> <p>福祉デザインひろばの目標数値()</p> <p>…平成18年度12地区、平成19年度13地区</p> <p>住民参加による防災・防犯体制の整備()</p> <p>…ふれあいプラザの改修工事で機能が充実した</p> <p>地域におけるケアシステムの充実()</p> <p>…現在4ヶ所開設され、高齢者の支援体制が充実</p> <p>…福祉ラウンドテーブルを平成18年度から年2回ずつ開催</p> <p>総合的な相談体制づくり()</p> <p>…窓口のあり方については継続検討の必要あり</p>	<p>福祉ネットワーク会議の充実について</p> <p>地域福祉拠点の確保と運営の支援について</p> <p>コミュニティスペース事業の試験的实施</p> <p>福祉デザインひろば事業の企画・運営・評価</p> <p>福祉人材育成の環境づくり</p> <p>相談窓口の充実について</p> <p>認知症への対応について</p> <p>福祉に関わる団体との連携、活動の共催化など</p> <p>災害時要援護者支援の取り組みについて</p> <p>福祉サービス利用者の権利擁護について</p> <p>権利擁護活動の事業PRについて</p> <p>移送サービスの充実に向けた検討について</p>
6. 社会福祉審議会	
H17.2.17 H17.7.8 H17.9.29 H18.3.29 4回開催(平成16年度に1回、平成17年度に3回)	H20.7.4 H20.10.1 H21.1.28 H21.3.24 4回開催(平成20年度)

図表44



資料：市福祉政策課

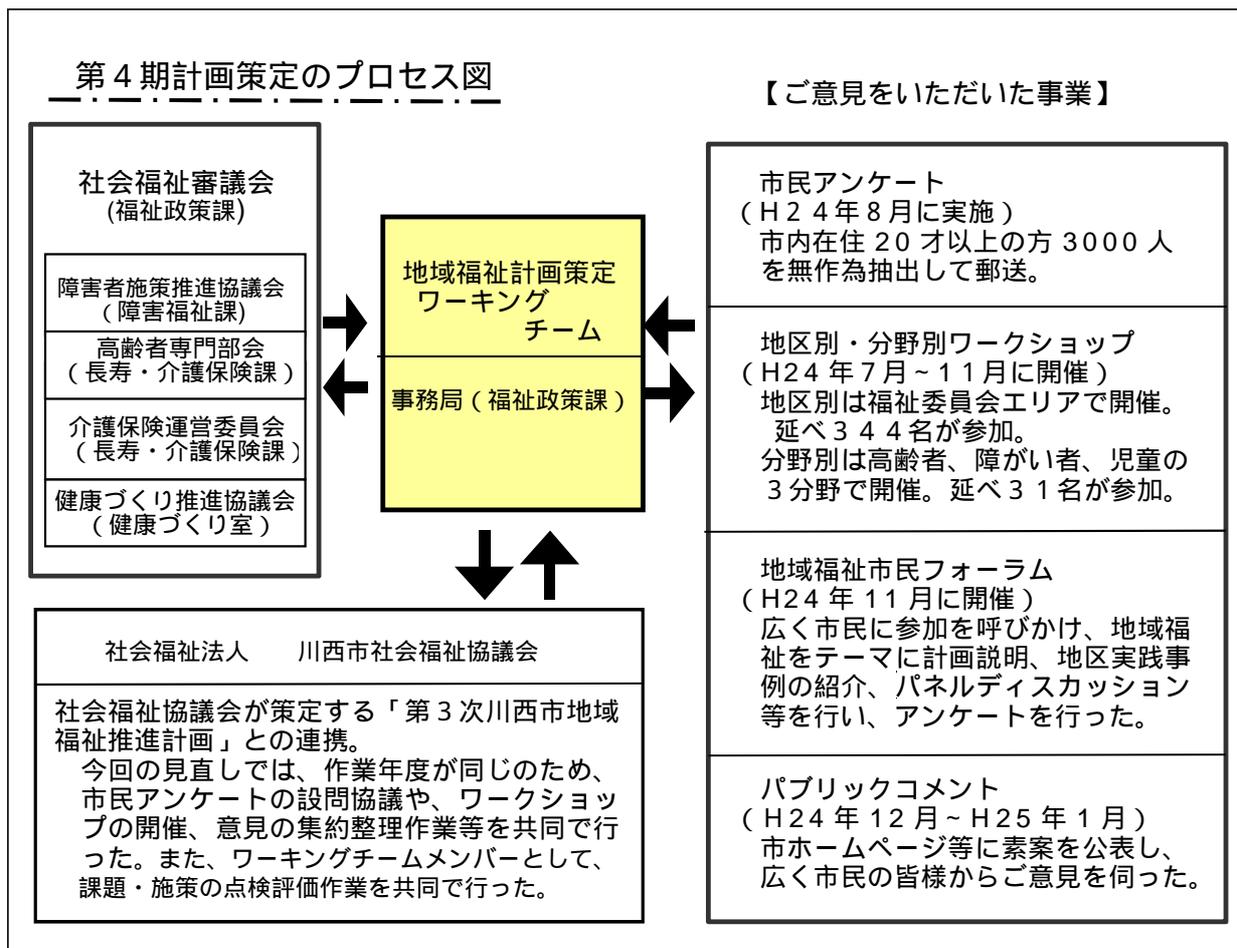
【第4期計画：平成24年度】

(1) 地域福祉計画の見直し経過

第3期計画は3年目の平成23年度に見直しを行う予定でしたが、市の上位計画の『川西市総合計画』と計画期間を合わせて策定することとし、平成25年度を初年度とする平成29年度までの計画に変更しました。今回の見直しでも、広く市民の皆さんや地域福祉活動に関わっておられる方々からの意見を反映した計画となるように、市民アンケートや地区別・分野別ワークショップ、地域福祉市民フォーラム、パブリックコメントの実施など多くの機会を設けてご意見をお聞きしました。

また、第3期計画で見直した12項目の課題と22項目の施策の実施状況を点検評価し、これからの福祉課題や具体的施策を検討しました。

図表45



資料：市福祉政策課

図表46 見直し作業のポイントと課題

平成20年度	平成24年度
1. 見直し作業のポイント	
2回目の見直し。前回見直した課題の評価と、新しい福祉ニーズによる課題の抽出	3回目の見直し。前回見直した課題と施策の点検評価と、新しい福祉ニーズによる課題の抽出
地域福祉計画見直しワーキングチームで検討	地域福祉計画策定ワーキングチームで検討
部内プロジェクトチームで各計画見直しを遂行	施策の改定と見直し年度の改定を検討
「福祉デザインひろば」づくり事業の開始に向けた視点から、発展充実に向けた視点で検討する	「福祉デザインひろば」づくり事業の充実と広がりに向けた視点から、必要な方策を検討する
2 - 1. 第3期計画で見直した課題	
福祉ネットワーク会議の充実について	福祉人材の確保と育成
地域福祉拠点の確保と運営の支援について	ボランティア活動の推進
コミュニティスペース事業の試験的实施	地域福祉拠点の確保
福祉デザインひろば事業の企画・運営・評価	地域における居場所づくり
福祉人材育成の環境づくり	地域連携の強化
相談窓口の充実について	市民交流の促進
認知症への対応について	安心な生活環境づくり
福祉に関わる団体との連携、活動の共催化など	要援護者への支援
災害時要援護者支援の取組みについて	福祉情報の発信・提供・事業PR
福祉サービス利用者の権利擁護について	認知症高齢者や障がい者への理解を広める取組み
権利擁護活動の事業PRについて	
移送サービスの充実に向けた検討について	

川西市地域福祉計画(第3期計画)において見直した課題の点検・評価 1

第3期計画で見直した課題12項目

福祉ネットワーク会議の充実について	認知症への対応について
地域福祉拠点の確保と運営の支援について	福祉に関わる団体との連携、活動の共催化
コミュニティスペース事業の試験的实施	災害時要援護者支援の取組みについて
福祉デザインひろば事業の企画・運営・評価	福祉サービス利用者の権利擁護について
福祉人材育成の環境づくり	権利擁護活動の事業PRについて
相談窓口の充実について	移送サービスの充実に向けた検討について

評価の方法

福祉政策課と社会福祉協議会の職員で構成する「策定ワーキングチーム」による点検・評価を行った。

点検方法は事業実績をあげ、「妥当性」、「効率性」、「有効性」の3つの視点から点検した内容を記述した。

「妥当性」は、実施する必要性が高いか、市民のニーズは高いかなどの視点で点検。

「効率性」は、事務スケジュールが予定通り進められたか、事務を改善し効率化が図れたかなどの視点で点検。

「有効性」は、事業内容が施策目標達成に貢献しているか、事業の効果が客観的に把握できているかなどの視点で点検。

評価は点検結果により、事業のこれからの継続・運営・展開などに対し、どうあるべきかを記述した。

課題名	福祉ネットワーク会議の充実について	
実績	・14地区福祉委員会のエリアで年間60回以上開催されている。	
点検	妥当性	地区における福祉関連などの情報が共有され、課題等について話し合われており、実施する必要性は高い。
	効率性	全地区で開催されているが、地域の福祉関係者のラウンドテーブル的な場になるよう、改善検討が必要。
	有効性	さらに福祉課題の発掘と解決につながるよう、より充実した内容になるよう検討が必要。
評価	・ネットワーク会議において、行政担当課や社協職員が、積極的に福祉情報の提供に努める必要がある。	

課題名	地域福祉拠点の確保と運営の支援について	
実績	・H22年度に「プラザ・ひがしたに」を県民交流ひろば補助金で設置。「小花会館」を地域福祉拠点として利用開始。 ・H23年度に、明峰小地区で一井サロンの改築を行い、民家活用の拠点整備を行った。	
点検	妥当性	拠点があるとともに地域福祉活動が展開できるとわれ、拠点確保の必要性は高い。
	効率性	全地区で拠点が整備されていないことから、今後も拠点確保に向け努力が必要。
	有効性	拠点確保・運営支援は施策目標達成に貢献されることから、継続した支援が必要。
評価	・各関係機関との調整に努めたが、拠点未整備の地区があり、今後も拠点確保と運営支援が必要である。	

課題名	コミュニティスペース事業の試験的实施	
実績	・H22年度に3か所実施。H23年度に4か所実施。H24年度も4か所が継続して開設実施されている。	
点検	妥当性	多世代の安心して過ごせる居場所として、その必要性は高い。
	効率性	平成23年度から4か所運営されており、広がりができている。
	有効性	住民交流の拠点や支え合う地域づくりの支援になっていると思われる。
評価	・居場所づくりとして実績ができた。自主運営への側面的支援策として、民間の福祉財団などの助成金情報の提供に努める必要がある。	

課題名	福祉デザインひろば事業の企画・運営・評価	
実績	・平成20年度で市内14地区の福祉委員会エリアで実施。福祉ネットワーク会議や相談事業、交流事業、広報事業など、7つの事業を地区ごとに地域性を活かして実施されている。	
点検	妥当性	住民主体の具体的な地域福祉事業として、その必要性は高い。
	効率性	事業の改善や効率化の検討方法が確立されていない。
	有効性	客観的な事業効果の評価方法が確立されていない。
評価	・事業内容や状況等を把握しているが、次期計画において評価指標設定などの検討が必要である。	

課題名	福祉人材育成の環境づくり	
実績	・社協の協力を得て、ボランティアの人材確保と育成に取り組んでおり、少ないながらも増加傾向にある。	
点検	妥当性	福祉人材が不足している中、福祉人材育成の環境づくりは必要。
	効率性	さらに、幅広い年齢層に関心をもってもらい、育成事業の参加につながるよう取り組みが必要。
	有効性	さらに、ボランティアや福祉活動の担い手が増加するよう、取り組みの強化が必要。
評価	・さらに社協と連携を強化し、福祉活動の担い手の確保と育成に向けた取り組みが必要である。	

川西市地域福祉計画(第3期計画)において見直した課題の点検・評価 2

課題名	相談窓口の充実について	
実績	・H21年度からH23年度の推移をみると、相談日は36日ほど減っているものの相談件数は14件増えている。	
点検	妥当性	身近なところに相談窓口があることは、生活の安心につながることから、実施する必要性は高い。
	効率性	地区によっては、相談窓口への来訪者が極端に少ないところがあり、効率化の検討が必要。
	有効性	相談窓口の在り方や「事業の効果」についての検証が必要。
評価	・相談件数が少ないことは、良いことであると評価できるが、地区ごとの現状を把握し「事業効果」の検証が必要。	

課題名	認知症への対応について	
実績	・認知症高齢者や家族を支えるため「市認知症地域資源ネットワーク構築事業推進会議」を発足。徘徊高齢者の検索ネットワークなどを構築した。	
点検	妥当性	認知症高齢者が年々増え、支援を必要とする方が増える中、事業を実施する必要性は非常に高い。
	効率性	検索ネットワークが構築できたことは、評価できる。
	有効性	さらに新たな課題が増えてくると予想されるため、取り組みを拡充する必要がある。
評価	・地域や関係団体、事業者等とも連携し、取り組みをより一層拡充していく必要がある。	

課題名	福祉に関わる団体との連携、活動の共催化など	
実績	・民生委員児童委員協議会や市社協、地区福祉委員会、医師会、歯科医師会等と連携し、地域福祉市民フォーラムなどを開催してきた。	
点検	妥当性	行政と地域住民との連携と協働は、地域福祉活動の根幹であり、取り組みの必要性は高い。
	効率性	事業テーマごとの連携・協働方策の検討が必要。
	有効性	連携の相手方に過剰な負担になっていないか、協働事業の内容等について点検が必要。
評価	・ボランティアやNPO、社会福祉法人等との連携のあり方や協働事業の実施について、さらに検討が必要。	

課題名	災害時要援護者支援の取組みについて	
実績	・市内14地区の福祉委員会エリアのうち、13地区で支援体制を構築した。	
点検	妥当性	大雨災害や、大地震など災害に対する備えとして、取り組みを実施しなければならない。
	効率性	全地区で支援体制の確立と、支援実務等のマニュアル化が必要。
	有効性	未整備地区の早急な体制整備が必要。
評価	・支援体制が機能するよう点検等を行うと共に、市職員として、災害時の支援活動詳細マニュアル等の整備が必要。	

課題名	福祉サービス利用者の権利擁護について	
実績	・H24年10月1日に、ふれあいプラザ3階に「川西市成年後見支援センター」を開設した。	
点検	妥当性	今後も、認知症高齢者などが増加傾向にあるため、権利擁護の事業は実施しなければならない。
	効率性	川西市成年後見支援センターを開設したことは評価できる。
	有効性	市民後見人の養成や、普及促進方策の検討が必要。
評価	・成年後見制度の普及促進や市民後見人の養成を進め、さらに福祉サービス利用者の権利擁護を進めることが必要。	

課題名	権利擁護活動の事業PRについて	
実績	・福祉ネットワーク会議や市広報等において、成年後見制度や社協の福祉サービス利用援助事業をPRしてきた。	
点検	妥当性	今後も、事業に対するニーズは高まると予想されるため、事業PRを実施する必要性は高い。
	効率性	事業PR方法の工夫が必要。
	有効性	事業を理解し利用してもらえるよう、取り組みの工夫が必要。
評価	・さらに事業の情報提供やPR方法の工夫が必要。	

課題名	移送サービスの充実に向けた検討について	
実績	・市において、平成20、21年度に、明峰・けやき坂・清和台地区から市民病院へのルートで、コミュニティバスの試験運行を行い、その評価結果を明らかにした。	
点検	妥当性	行政主体のサービス実施は、財政的に困難だが、民間移送サービスの情報をPRする取り組みは必要。
	効率性	事業PR方法の工夫と実行が必要。
	有効性	行政のコミュニティバス運営は困難だが、民間の移送サービス活動の情報を提供する工夫が必要。
評価	・NPOによる移送サービスや福祉タクシーなど、移動に関連する民間活動情報の収集とPRが必要。	

川西市地域福祉計画 第3期計画における施策の点検・評価 1

施策の体系

基本目標1. 住民主体の「福祉デザインひろば」づくり

- | | |
|------------------------|---|
| 1. 地域福祉を支える住民のネットワーク活動 | (1) 住民主体の福祉ネットワークづくり
(2) 地域福祉拠点の整備
(3) 地域住民による福祉コミュニティ活動の展開 |
| 2. 地域福祉力の育成 | (1) 福祉人材の育成
(2) 福祉教育の推進 |

基本目標2. 協働で推進する地域福祉の基盤づくり

- | | |
|-------------------------------|--|
| 1. 地域を中心としたケアシステムづくり | (1) 福祉・保健・医療の総合的な情報提供
(2) 総合的な相談体制づくり
(3) 地域におけるケアシステムの充実 |
| 2. 地域福祉を支える専門機関や団体との連携 | (1) 総合福祉センターの整備
(2) 社会福祉協議会との連携
(3) 地域で活動するボランティア・NPOとの連携
(4) 社会福祉法人等との連携 |
| 3. 福祉サービスを支える
専門的な組織や人材の育成 | (1) 専門的な福祉人材の育成
(2) コミュニティビジネスへの支援 |
| 4. 災害時要援護者支援の取組み | (1) 情報管理・安否確認の体制づくり
(2) 日頃からの見守り体制づくり
(3) 要援護者支援班の設置 |

基本目標3. 利用者の自立を支える福祉のまちづくり

- | | |
|-------------------|---|
| 1. 福祉サービス利用者の権利擁護 | (1) 利用者自立支援の強化(エンパワーメント)
(2) 福祉サービス利用援助事業
(3) 苦情処理システムの確立 |
| 2. バリアフリーのまちづくり | (1) ハード面のバリアフリー化推進
(2) ソフト面のバリアフリー化推進 |

評価の方法

福祉政策課と社会福祉協議会の職員で構成する「策定ワーキングチーム」による点検・評価を行った。

点検は施策による事業実績をあげ、「妥当性」、「効率性」、「有効性」の3つの視点から点検した内容を記述した。

「妥当性」は、その施策を実施する必要性が高いか、市民のニーズは高いかなどの視点で点検。

「効率性」は、スケジュールが予定通り進められたか、施策に伴う事業を改善し効率化が図れたかなどの視点で点検。

「有効性」は、施策内容が計画目標達成に貢献しているか、施策の効果が客観的に把握できているかなどの視点で点検。

評価は点検結果により、施策として第4期計画では、どうあるべきかを記述した。

施策名	基本目標1-1-(1) 住民主体の福祉ネットワークづくり	
実績	住民主体の福祉ネットワークづくりとして、福祉デザインひろばづくり事業を開催している。	
点検	妥当性	地域福祉活動推進の根幹であり、住民主体の福祉ネットワークづくりは重要な施策である。
	効率性	地域の福祉関係者のラウンドテーブルが開催できていないため、検討の必要がある。
	有効性	住民主体の「福祉デザインひろば」づくりの目標に対し、この施策は適正である。
評価	この施策は、地域福祉活動推進の根幹として、今後も継続して取り組むべきである。	

川西市地域福祉計画 第3期計画における施策の点検・評価 2

施策名	基本目標1-1-(2) 地域福祉拠点の整備	
実績	関係機関との調整で努力し、徐々に整備されつつある。	
点検	妥当性 効率性 有効性	拠点が確保されると、さらに地域福祉活動が活発に取り組みられることから、拠点整備は必要な施策である。 全地区で拠点が整備されていないことから、今後も拠点確保に向け努力が必要。 住民主体の「福祉デザインひろば」づくりの目標に対し、この施策は重要である。
評価	一部整備されていない地区があり拠点確保に向けて、この施策は今後も継続して取り組むべきである。	

施策名	基本目標1-1-(3) 地域住民による福祉コミュニティ活動の展開	
実績	地区福祉委員会や民生委員児童委員など関連団体の連携で、福祉コミュニティ活動が推進されている。	
点検	妥当性 効率性 有効性	地域福祉活動の充実に必要なため、この施策は重要である。 各関係機関との情報共有や連携がさらに図れるよう、工夫が必要。 協働で推進する地域福祉の基盤づくりの目標に対し、この施策は適正である。
評価	安心して暮らせる福祉のまちづくりのために、この施策は重要であり、継続して取り組むべきである。	

施策名	基本目標1-2-(1) 福祉人材の育成	
実績	社協の協力や福祉デザインひろばづくり事業で、福祉ボランティア人材育成の講座等を実施している。	
点検	妥当性 効率性 有効性	福祉活動の担い手の確保と育成は必要不可欠であり、福祉人材の育成は重要な施策である。 人材確保と育成に向けた取組みとして、年齢層を考慮するなど検討の余地がある。 協働で推進する地域福祉の基盤づくりの目標に対し、この施策は適正である。
評価	福祉活動の担い手の確保と育成は必要不可欠の課題であり、この施策は継続して取り組むべきである。	

施策名	基本目標1-2-(2) 福祉教育の推進	
実績	学校と地域の協力により、人を思いやる福祉の心を育む教育活動を実施している。	
点検	妥当性 効率性 有効性	福祉活動の担い手の確保と育成のためにも、福祉教育の推進は適正な施策である。 ボランティアの意識が継続して生まれ、行動につながるような取り組みの検討が必要。 協働で推進する地域福祉の基盤づくりの目標に対し、この施策は適正である。
評価	福祉活動の担い手育成のためにも、福祉教育の推進は必要不可欠であり、この施策は継続すべきである。	

施策名	基本目標2-1-(1) 福祉・保健・医療の総合的な情報提供	
実績	広報誌や地区福祉委員会が発行する機関紙などで福祉関連情報を発信している。	
点検	妥当性 効率性 有効性	福祉・保健・医療の情報は生活に密着しており、情報提供は適正な施策である。 医療に関する情報発信について、さらに読みやすい、わかりやすい情報発信の検討が必要。 利用者の自立を支える福祉のまちづくりの目標に対し、この施策は適正である。
評価	福祉・保健・医療の情報は生活に密着しており、この施策は継続すべきである。	

施策名	基本目標2-1-(2) 総合的な相談体制づくり	
実績	各所管や地区福祉委員会で相談窓口が開設されており、体制づくりが行われている。	
点検	妥当性 効率性 有効性	相談窓口は生活の安心につながり、相談体制づくりは適正な施策である。 各所管や福祉デザインひろばづくり事業での相談窓口が、定期的に継続して開催されている。 利用者の自立を支える福祉のまちづくりの目標に対し、この施策は適正である。
評価	生活の安心感につながる相談窓口として、継続して開設が必要なため、この施策は継続すべきである。	

施策名	基本目標2-1-(3) 地域におけるケアシステムの充実	
実績	認知症高齢者への対応として、徘徊高齢者の検索ネットワークなどを構築した。	
点検	妥当性 効率性 有効性	高齢者や障がい者などへの支援の取組みとして、この施策は重要である。 ケアシステムに連携し協働する仲間が増えるよう、工夫や検討が必要。 協働で推進する地域福祉の基盤づくりの目標に対し、この施策は適正である。
評価	複雑多様化する福祉課題の解決のため、地域ケアシステムは必要であり、この施策は継続すべきである。	

川西市地域福祉計画 第3期計画における施策の点検・評価 3

施策名	基本目標2-2-(1) 総合福祉センターの整備	
実績	市の財政的な問題もあり、ふれあいプラザ活用のPRにとどまっている。	
点検	妥当性 効率性 有効性	市の福祉政策推進や福祉活動が活発に展開されるためにも、総合福祉センター整備の施策は適正である。 整備に向けた具体的な検討が必要。 利用者の自立を支える福祉のまちづくりの目標に対し、この施策は適正である。
評価	市の福祉政策推進のためにも、利用者の自立を支える福祉のまちづくりにとっても、この施策は継続すべき。	

施策名	基本目標2-2-(2) 社会福祉協議会等との連携	
実績	市と社会福祉協議会は連携し協働体制で、地区福祉委員会による福祉デザインひろばづくり事業を展開している。	
点検	妥当性 効率性 有効性	市と社会福祉協議会は、協働で地域福祉活動を推進していることから、この施策は重要である。 相互協力のもと、年間スケジュールにそった運営を進めている。 住民主体の「福祉デザインひろば」づくりの目標に対し、この施策は適正である。
評価	市と社会福祉協議会等との連携は必要不可欠であり、さらなる発展をめざすため、この施策は継続すべきである。	

施策名	基本目標2-2-(3) 地域で活動するボランティア・NPOとの連携	
実績	福祉ネットワーク会議への出席や地域福祉活動への参加がある。	
点検	妥当性 効率性 有効性	地域福祉活動の充実のためにも、この施策は適正である。 あくまでも相手方の協力意思による連携で、効率性を問うことはできない。 協働で推進する地域福祉の基盤づくりの目標に対し、この施策は適正だが検討の余地がある。
評価	社会福祉法人も含めた連携の施策に修正し、連携の在り方について検討を進めたほうが良いと思われる。	

施策名	基本目標2-2-(4) 社会福祉法人等との連携	
実績	福祉ネットワーク会議への出席や地域福祉活動への参加がある。	
点検	妥当性 効率性 有効性	地域福祉活動の充実のためにも、この施策は適正である。 あくまでも相手方の協力意思による連携で、効率性を問うことはできない。 協働で推進する地域福祉の基盤づくりの目標に対し、この施策は適正だが検討の余地がある。
評価	ボランティア・NPOも含めた連携の施策に修正し、今後も連携の在り方等について検討が必要である。	

施策名	基本目標2-3-(1) 専門的な福祉人材の育成	
実績	施策としているが、行政や社協が主体となった専門的な福祉人材育成を実施していない。	
点検	妥当性 効率性 有効性	地域福祉活動の充実のためにも、この施策は適正だが検討の余地がある。 民間団体などにおいて研修会等が開催されており、育成を委ねることについて検討が必要。 協働で推進する地域福祉の基盤づくりの目標に対し、この施策は適正だが検討の余地がある。
評価	民間で専門資格取得の研修会等が開催されており、見直したほうが良いと思われる。	

施策名	基本目標2-3-(2) コミュニティビジネスへの支援	
実績	施策としているが、コミュニティビジネスへの支援ができていない。	
点検	妥当性 効率性 有効性	地域福祉活動の充実のためにも、この施策は適正だが検討の余地がある。 有償ボランティアの活動もあり、この施策は見直したほうが良いと思われる。 協働で推進する地域福祉の基盤づくりの目標に対し、この施策は適正だが検討の余地がある。
評価	福祉活動的に、住民参加型の助け合い活動につながる支援の施策に見直したほうが良いと思われる。	

施策名	基本目標2-4-(1) 情報管理・安否確認の体制づくり	
実績	市内13地区の福祉委員会エリアで体制づくりを地域の協力で整備できた。	
点検	妥当性 効率性 有効性	災害時要援護者支援の国の方針として、この施策は適正である。 1地区において体制整備が必要である。 協働で推進する地域福祉の基盤づくりの目標に対し、この施策は適正である。
評価	今計画の「体制づくり」から、体制の維持・確立へ施策をシフトしたほうが良いと思われる。	

川西市地域福祉計画 第3期計画における施策の点検・評価 4

施策名	基本目標2-4-(2) 日頃からの見守り体制づくり	
実績	情報管理・安否確認の体制づくりができた地区で見守り体制が整備できた。	
点検	妥当性	災害時要援護者支援の国の方針として、この施策は適正である。
	効率性	1地区において体制整備が必要である。
	有効性	協働で推進する地域福祉の基盤づくりの目標に対し、この施策は適正である。
評価	今計画の「体制づくり」から、体制の維持・確立へ施策をシフトしたほうが良いと思われる。	

施策名	基本目標2-4-(3) 要援護者支援班の設置	
実績	市職員による要援護者支援班の設置ができています。	
点検	妥当性	災害時要援護者支援の国の方針として、この施策は適正だが検討の余地がある。
	効率性	市職員としての、災害時における支援活動の詳細マニュアルが未整備である。
	有効性	協働で推進する地域福祉の基盤づくりの目標に対し、この施策は適正だが検討の余地がある。
評価	今計画の「支援班設置の体制づくり」から、実際の支援活動の確立へ施策をシフトしたほうが良いと思われる。	

施策名	基本目標3-1-(1) 利用者自立支援の強化(エンパワーメント)	
実績	安心した生活の支援として、成年後見制度の普及啓発に努めてきた。	
点検	妥当性	利用者自立への支援として、この施策は適正である。
	効率性	社協や地域包括支援センター、介護保険サービス事業者等との連携の中で進めたほうが良い。
	有効性	利用者の自立を支える福祉のまちづくりの目標に対し、この施策は適正だが検討の余地がある。
評価	取り組みとして「成年後見制度の普及啓発」をあげ、具体的な強化策の内容をあげたほうが良い。	

施策名	基本目標3-1-(2) 福祉サービス利用援助事業	
実績	社会福祉協議会において、福祉サービス利用援助事業が継続して実施されている。	
点検	妥当性	利用者自立への支援と権利擁護の方策として、この施策は適正である。
	効率性	社協や地域包括支援センター、介護保険サービス事業者等との連携の中で進めたほうが良い。
	有効性	利用者の自立を支える福祉のまちづくりの目標に対し、この施策は適正だが検討の余地がある。
評価	今後もこの事業が継続して実施されるよう、事業PRなどの支援が必要である。	

施策名	基本目標3-1-(3) 苦情処理システムの確立	
実績	各事業所において第三者機関から評価を受けるようになっており、システムは確立されている。	
点検	妥当性	権利擁護の方策として、この施策は適正である。
	効率性	各事業所において第三者機関から評価を受けるようになっており、施策の継続は検討すべきである。
	有効性	利用者の自立を支える福祉のまちづくりの目標に対し、この施策は適正である。
評価	苦情処理システムは確立されており、「利用者自立支援の強化」策の一つとして組み込んでも良いと思われる。	

施策名	基本目標3-2-(1) ハード面のバリアフリー化推進	
実績	建築物や道路などの所管において、関連法案に基づきバリアフリー化に向けた取り組みが実施されている。	
点検	妥当性	安全な生活づくりへの取り組みとして、この施策は適正である。
	効率性	各担当所管において、関連法にのっとり適正に事業が進められている。
	有効性	利用者の自立を支える福祉のまちづくりの目標に対し、この施策は適正である。
評価	高齢者や障がい者にとって暮らしやすいまちづくりのため、この施策の継続は必要である。	

施策名	基本目標3-2-(2) ソフト面のバリアフリー化推進	
実績	認知症高齢者や障がい者への理解や虐待、DV防止の啓発活動などを行っている。	
点検	妥当性	他者へ対する思いやり意識の醸成に向けた施策として適正である。
	効率性	虐待やDV防止など新たな課題にも、関連組織と連携し対応の取り組みを行っている。
	有効性	利用者の自立を支える福祉のまちづくりの目標に対し、この施策は適正である。
評価	心の内にあるバリア(障壁)を取り去り、お互いに尊重し合える社会づくりのため、この施策の継続は必要である。	

資 料

1. 川西市社会福祉審議会委員名簿

区 分	氏 名(敬称略)	所属する団体等	備 考
学 識 経 験 者	明 石 隆 行	種智院大学 人文学部 社会福祉学科 教授	会長
〃	久 隆 浩	近畿大学 総合社会学部 教授	副会長
市 議 会 議 員	津 田 加 代 子	川西市議会議員	平成24年10月26日まで
〃	平 岡 讓	〃	平成24年10月26日から
社会福祉団体の代表	菅 原 巖	川西市社会福祉協議会 会長	
〃	井 上 克 己	川西市民生児童委員協議会連合会会長	
〃	乗 井 寿 雄	地区福祉委員会代表	
〃	東 元 宣 嘉	介護保険サービス協会代表	
市長が必要と認めた者	横 山 彰 子	兵庫県宝塚健康福祉事務所福祉室長	
〃	小 田 兼 三	高齢者専門部会代表	
〃	林 一 幸	障害者施策推進協議会代表	
〃	竹 本 博 行	健康づくり推進協議会代表	
〃	西 尾 祐 吾	児童育成専門部会代表	
〃	大 塚 保 信	介護保険運営協議会代表	
〃	藤 木 薫	川西市歯科医師会代表	
市 民 公 募 委 員	片 峰 純 子		
〃	本 間 雅 志		

川西市地域福祉計画

～連携と協働で、福祉をデザインするまち・かわにし～

平成25年4月発行

(平成25年3月策定)

編集・発行 / 川西市健康福祉部 福祉推進室 福祉政策課

〒666-8501

川西市中央町12番1号

電話 072-740-1172

FAX 072-740-1311

e-mail kawa0027@city.kawanishi.lg.jp

